和島村埋蔵文化財調査報告書第２集

八幡林遺跡

１９９３

新潟県和島村教育委員会

和島村埋蔵文化財調査報告書第２集

八幡林遺跡

（はちまんばやし）

１９９３

和島村教育委員会

題字　和島村村長　清野　精合

序

この八幡林遺跡は、建設省の国道116号線バイパス建設工事にともない、平成２年度に発掘調査が始まりました。その結果、越後の古代史を書きかえる発見と評価された「沼垂城」・「郡司符」の木簡などの遺物や、土塁と堀に囲まれた建物群などの遺構が発見され、この遺跡が奈良時代前期の官衙跡である可能性が高まりました。しかし、発掘調査が道路敷地内に限られていたため、遺跡全体の詳細は明確ではありませんでした。

そのため、平成３年度に文化庁の新規補助事業として、遺跡の範囲や性格についての確認調査をおこないました。その結果、役所の中心建物と考えられる大型の四面庇付掘立柱建物をはじめ、土塁や堀などの区画施設、道路遺構や木道などの遺構が検出されました。このようなことから、遺跡は北陸道の要衝に設けられた官衙であることが明らかになりましたが、それが具体的にどのような性格のものであったかは依然としてつかめませんでした。

こうして、平成４年度も引き続いて確認調査を実施しました。遺跡は丘陵上以外の低地にも延びており、大規模な建物群や官衙特有の遺物が多数出土しました。そして遺跡の時期も、奈良時代から平安時代にかけて長期に存続することも判明しました。このように新たな発見を積み重ねるごとに、古代の古志郡をはじめ、古代越後の様子が鮮明になりつつあります。

これらの成果を報告する本書が広く活用され、埋蔵文化財に対する理解が一段と深められることを願っております。

なお、この発掘調査に当たって、文化庁・奈良国立文化財研究所・国立歴史民俗博物館からは適切な御指導をいただき、新潟県教育委員会には職員の派遣及び御指導をいただきました。また、調査中は地元和島村の有志の方々を中心に、長期間にわたっての御協力を賜りました。ここに厚くお礼申し上げます。

平成５年３月

和島村教育委員会

教育長　　水澤　文夫

例　　言

1　本書は、新潟県三島郡和島村大字島崎字八幡林に所在する「八幡林遺跡」の確認調査報告書である。

2　本事業は、文化庁の補助金を得て、和島村教育委員会が調査主体となり、新潟県教育庁文化行政課の指導のもとに実施した。

3　注記は「92八林」とし、他に調査地区、トレンチ名、層序等を記した。

4　遺物は和島村教育委員会が一括保管している。

5　遺構の名称については、昨年度からの続き番号を踏襲した。新しく遺構の検出されたⅠ地区については01から番号を付した。

6　実測図および地形図は国土調査公共系座標を基準に作成した。実測図および地形図中の方位は座標北を示す。

7　発掘調査にあたり、下記の土地所有者からは快く承諾を頂いた。記して感謝申し上げる。
阿部八五治、内山幸雄、遠藤喜一、小田金一郎、河上康栄、重野子、谷川誠次、谷川憲義、早川清松、早川盛雄、本間六弘、山田芳男（五十音順）

8　整理作業は、調査担当、調査員を中心に下記のメンバーで行なった。
阿部美智子、久住幸江、近藤　保、関川たづ子、山口卓弘、山口八千代（五十音順）

9　木簡、墨書土器の解読は、平川南氏（国立歴史民俗博物館教授）、小林昌二氏（新潟大学教授）にお願いし御指導を得た。また「大領」関係については山中敏史氏（奈良国立文化財研究所）から御指導を得た。

10　本書の作成は新潟県教育庁文化行政課の指導のもと、調査担当、調査員で行なった。執筆は第Ⅴ章の木簡について国立歴史民俗博物館教授平川南氏にお願いし、玉稿をいただいた。
第Ⅳ章（6）Ⅰ地区出土木製品を桑原陽一、そのほかを高橋保が執筆した。なお出土土器については、県文化行政課主任坂井秀弥、（財）新潟県埋蔵文化財調査事業団専門員春日真実両氏の指導を得た。また、土器の年代観は、『今池遺跡』（坂井1984）、『山三賀Ⅱ遺跡』（坂井　1989）、『佐渡の須恵器』（坂井他　1991）によった。

11　調査体制は以下のとおりである。

調査主体　和島村教育委員会（教育長　水澤文夫）

調査指導　文化庁記念物課　河原純之（主任文化財調査官）
松村恵司（文化財調査官）
奈良国立文化財研究所　山中敏史（埋蔵文化財センター集落遺跡調査室長）
国立歴史民俗博物館　平川　南（教授）

新潟県教育庁文化行政課　本間信昭（埋蔵文化財係長）

〃　　坂井秀弥（主任）

調査担当　高橋　保（新潟県教育庁文化行政課主任）

調 査 員　桑原陽一（　　〃　　文化財専門員）

田中　靖（和島村教育委員会主事）

事 務 局　和島村教育委員会　大矢猛雄（事務局長）　関川歓子（主査）

12　発掘調査については和島村地元有志の協力を得て実施した。また、発掘調査から本書作成に至るまで、下記の方々に種々御教示を賜った。ここに厚く御礼申し上げる。(五十音順)

甘粕　健、岡田茂弘、金子拓男、久我　勇、熊田亮介、小林昌二、佐藤　信、寺村光晴、建設省

13　平成４年度の発掘調査実績は以下のとおりである。

調査地区	調査面積	調査地区	調査面積
B 地 区	160㎡	H 地 区	110㎡
C 地 区	420㎡	I 地 区	420㎡
D 地 区	250㎡		
E 地 区	450㎡		

目　　次

序
例言
目次
第Ⅰ章　調査に至る経緯および調査の目的……1
第Ⅱ章　これまでの調査成果……3
第Ⅲ章　調査の経過……6
（1）調査の経過……6
（2）座標の設定と各地区の呼称……7
第Ⅳ章　各地区の調査……8
（1）E地区……8
（2）B地区……9
（3）D地区……10
（4）C地区……12
（5）H地区……16
（6）I地区……16
第Ⅴ章　平成4年度新潟県八幡林遺跡木簡……25
第Ⅵ章　平成4年度出土墨書土器について……29
第Ⅶ章　調査のまとめ……32
参考引用文献……33

挿図目次

第1図　遺跡分布図……2
第2図　八幡林遺跡遺構配置図……4
第3図　八幡林遺跡年度別発掘調査設定区……5
第4図　座標の設定と各地区の呼称……7
第5図　E地区土層断面図……8
第6図　馬鈴……9

第７図　Ｂ地区土墨断面図……10
第８図　Ｄ－７Ｔ東西セクション南壁……11
第９図　Ｃ地区土層断面図……13
第10図　Ｃ地区土層断面図……14
第11図　Ｈ－３Ｔ土層断面図……17
第12図　Ｉ地区土層断面図……18
第13図　Ｉ地区出土「神功開寶」「鉈尾」「帯執足金具」……20

図版目次

（図面図版）

遺構図面割付図
図版１　遺跡周辺の地形
図版２　Ｅ地区トレンチ設定図
図版３　Ｂ地区遺構平面図
図版４　Ｄ地区トレンチ設定図
図版５　Ｃ地区17Ｔ遺構平断面図
図版６　Ｃ地区遺構平面図（１）
図版７　Ｃ地区遺構平面図（２）
図版８　Ｈ地区トレンチ設定図
図版９　Ｈ地区木道平面図
図版10　Ｉ地区遺構平面図（１）
図版11　Ｉ地区遺構平面図（２）
図版12　Ｂ・Ｃ地区出土遺物
図版13　Ｄ地区出土遺物（１）
図版14　Ｄ地区出土遺物（２）
図版15　Ｄ地区出土遺物（３）
図版16　Ｉ地区出土遺物（１）
図版17　Ｉ地区出土遺物（２）
図版18　Ｉ地区出土遺物（３）
図版19　Ｉ地区出土遺物（４）
図版20　Ｉ地区出土墨書土器（１）

図版21　Ⅰ地区出土墨書土器（２）・硯
図版22　Ⅰ地区出土木簡（１）
図版23　Ⅰ地区出土木簡（２）
図版24　Ⅰ地区出土木製品（１）
図版25　Ⅰ地区出土木製品（２）
図版26　Ⅰ地区出土木製品（３）
（写真図版）
図版27　遺跡空中写真
図版28　Ｃ・Ⅰ地区遠景　　Ｅ－３Ｔ　　Ｅ地区道路遺構
図版29　Ｃ－17Ｔ
図版30　Ｂ地区ＳＤ332　　Ｂ地区土塁　　Ｂ地区ＳＢ303 331
図版31　Ｃ地区ＳＸ54
図版32　Ｃ地区ＳＢ16　ＳＤ25　ＳＤ55
図版33　Ｃ地区ＳＤ55　　Ｃ地区土塁
図版34　Ｈ地区木道
図版35　Ｈ地区木道
図版36　Ⅰ地区土層断面
図版37　Ⅰ地区木簡出土地点
図版38　Ⅰ地区遺構検出状況
図版39　Ⅰ－４Ｔ土層断面　　Ⅰ－３Ｔ
図版40　出土土器　（Ｂ、Ｃ、Ｄ地区）
図版41　出土土器　（Ｄ地区）
図版42　出土土器　（Ｄ、Ⅰ地区）
図版43　出土土器　（Ⅰ地区）
図版44　出土土器　（Ⅰ地区）
図版45　出土土器　（Ⅰ地区）
図版46　墨書土器
図版47　墨書土器等
図版48　木簡
図版49　木製品
図版50　木製品等

第Ⅰ章　調査に至る経緯および調査の目的

八幡林遺跡は、新潟県のほぼ中央、三島郡和島村に所在する。和島村教育委員会は、平成２年度に一般国道116号線和島バイパス建設に伴い、八幡林遺跡の発掘調査を建設省北陸地方建設局長岡工事事務所から受託して実施した。その結果、Ａ地区からは、「沼垂城」「郡司符」の木簡が出土し、Ｂ地区からは土塁と堀の区画施設を伴って掘立柱建物群が確認された。

調査終了後、文化庁、県教委、和島村の３者は遺跡の取り扱いについて協議し、遺跡の重要性から、さらに調査を継続して、その範囲・内容・性格を解明する必要があるという結論が出され、建設省の了解を得た。

平成３年度には、文化庁の新規事業である「遺跡発掘事前総合調査」（遺跡カルテ）の補助金を得て、遺跡の範囲・性格を確認するための調査を行なった。その結果、丘陵上では土塁と堀がめぐり、土塁は部分的に３重になっていることが判明し、低地では板材列の区画施設がめぐる可能性が高まった。また土塁の外側には道路状遺構が検出され、低地では木道として続いていることが判明した。Ｃ地区では、政庁正殿と考えられる四面庇付大型建物が検出された。このようなことから、八幡林遺跡は奈良時代の前半に短期間営まれた遺跡でありながら、約200メートル四方という広さを持つ有力な地方官衙である可能性が高まった。

しかしなお、遺跡の範囲、性格が明らかでなく、発掘調査の継続の必要性が認められたため平成４年度も引き続き確認調査を行なうこととなった。平成４年度も文化庁の補助金による。

平成４年度の調査の目的は以下のとおりである。

①区画施設の追及・・・丘陵上の土塁については東側（Ｅ地区）が確認されていない。このＥ地区に土塁状の高まりが南北に延びているが、これが盛土された土塁かどうか確認する。また、低地の板材列（Ｈ地区）についてもその連続性について確認することとする。土塁の年代についても状況的には、奈良時代前半の建物群に伴う可能性は高いが、なおそれを発掘によって実証する。

②Ｃ地区東側のＳＢ16の規模確認・・・Ｃ地区の四面庇付建物は、政庁正殿と考えられるが、ほかに脇殿等が存在するかどうかを平成３年度に一部確認されたＳＢ16を含め追及する。

③Ｃ地区南面の調査・・・区画施設があるとすれば「門」が存在することになる。Ｃ地区の四面庇付建物が中心建物であれば、その南側に門が存在した可能性は高い。したがって、Ｃ地区南面で門および区画施設の追及を行なう。

④Ｄ地区の調査・・・Ｃ地区とＥ地区とに狭まれた谷部である。以前より「長者原遺跡」として知られ、奈良時代の遺物が採集されていた地点である。かなり豊富な遺物が予想され、また谷部であることから井戸等の存在の可能性もあり「厨」的性格を有している地点と考えられることから調査を行なう。

八幡林遺跡周辺の主な遺跡地名表

No.	遺跡名	種別
1	上向遺跡	遺物包含地
2	諏訪田遺跡	〃
3	京田寄割遺跡	〃
4	横滝山廃寺跡	〃
5	小谷地割遺跡	〃
6	五分一稲場遺跡	〃
7	上桐神社裏遺跡	〃
8	大平遺跡	〃
9	中道遺跡	須恵器窯跡
10	奈良崎遺跡	遺物包含地
11	大塚遺跡	〃
12	釜の沢製鉄跡	製鉄跡
13	山田郷内遺跡	遺物包含地
14	長者原遺跡	〃
15	旧北辰中学校遺跡	瓦窯跡

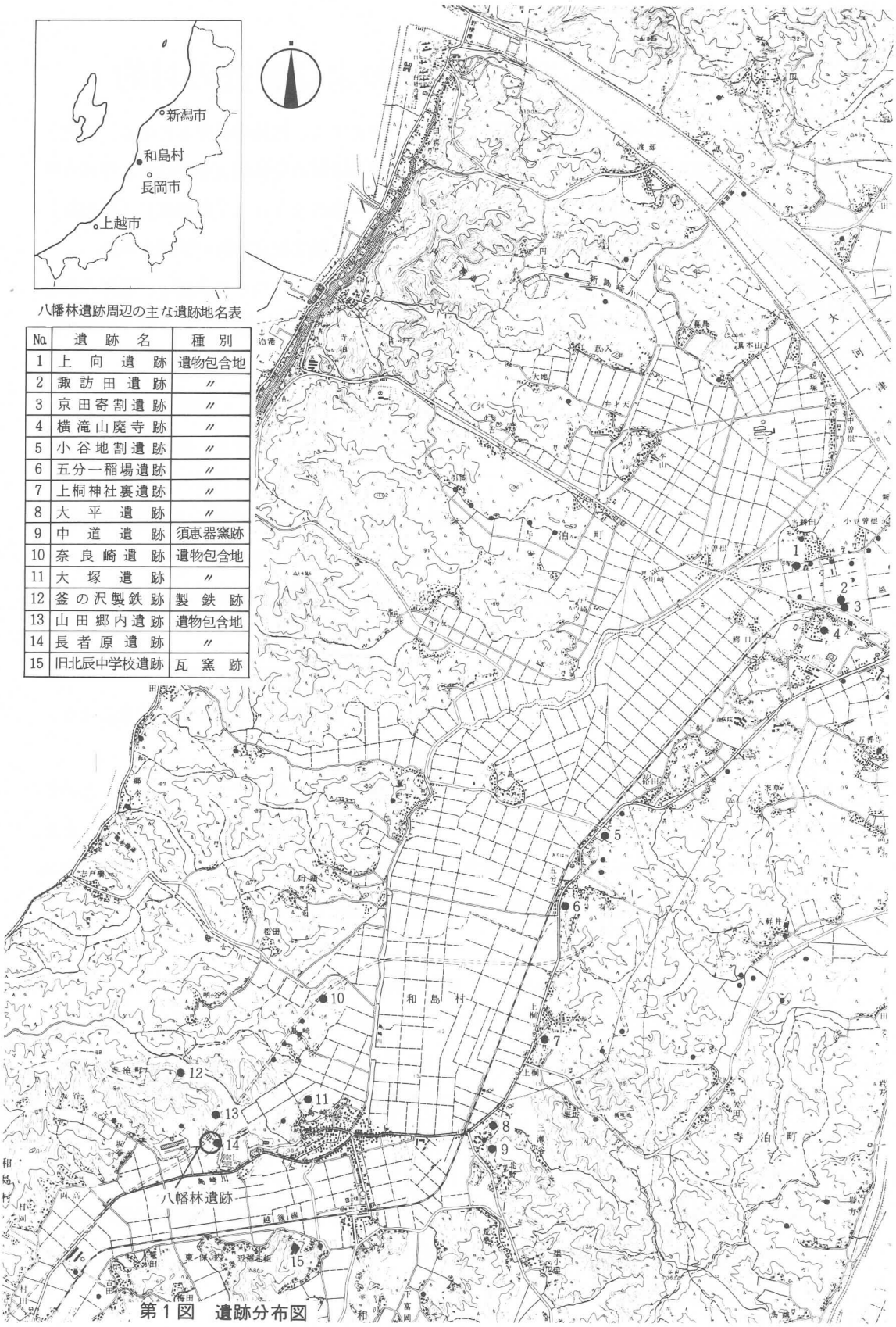

第1図　遺跡分布図

第Ⅱ章　これまでの調査成果

平成２年度　バイパス建設予定法線内の調査である。丘陵上のＢ地区において奈良時代前半の掘立柱建物５棟、竪穴住居跡２棟およびそれらを囲むように土塁、堀が検出される。土塁は下幅約2.0m、上幅約1.0m、高さ約1.2mであり、堀は上幅約2.0m、下幅約1.0m、深さ約1.0mの逆台形を呈している。遺物の出土は少なく、墨書土器（坏蓋）「足嶋」などがある。
低地のＡ地区では、奈良時代の遺構は少なく、木簡の出土した溝と井戸１基のみである。平安時代では、製鉄炉、掘立柱建物、井戸跡がある。出土遺物では、木簡のほか奈良三彩陶器の碗蓋がある。

木簡は３点出土している。１号木簡は、長さ58.5cmの長大なもので、３片に切断されているが、完形になる「郡司符」木簡で、当遺跡の性格を考えるうえで重要な示唆を与える。郡（蒲原郡と考えられる）が青海郷に下した命令書で、内容は蒲原郡に関することでありながら、古志郡と考えられる当遺跡から出土していることが注目される。木簡の作成年代は、「青海郷」の記載から郷里制下の715年以降、「少丁」の記載から大宝令施行期（757年以前）に限定される。

２号木簡は上下折損のため、内容はよくわからない。表に「沼垂城」裏に「養老」の文字がある。沼垂城は大化２年（647年）に造営された渟足柵であり、「養老」の記載から養老年間まで存続したことが確認される。

平成３年度　まず、Ｂ地区の掘立柱建物群の広がりを追った。建物群は、西に延びており、掘立柱建物は合計８棟となる。東西の方位にほぼ一致するもの４棟、東に15～25度傾くものが４棟あり、少なくとも２時期が想定される。土塁は東側斜面では、三重となっていることが判明したが、途中で切れており、続きは明確でない。Ｇ地区では、旧鶏舎造成時に削平されてしまったと思われた地点が、盛土されていることがわかり、その下から土塁、堀、道路状遺構、竪穴住居跡が検出された。土塁、堀は低地部に向かって続いていることが判明した。低地のＨ地区では、丘陵上の道路遺構と連続すると思われる木道が検出され、またそれと直交するように板材列が認められた。このことにより丘陵上は土塁、低地は板材列により囲繞されていることが明らかとなった。Ｃ地区では、大規模な四面庇付掘立柱建物が検出された。この建物は、この遺跡の中心的建物で、政庁正殿と考えられる。前面に建物は認められず、広場となっており、実務の場所というより、多分に儀礼的意味合いを持った建物ということができる。建物の方位は、Ｂ地区の新しいとされる建物の方位と一致する。また、この建物の背後には土塁が認められる。

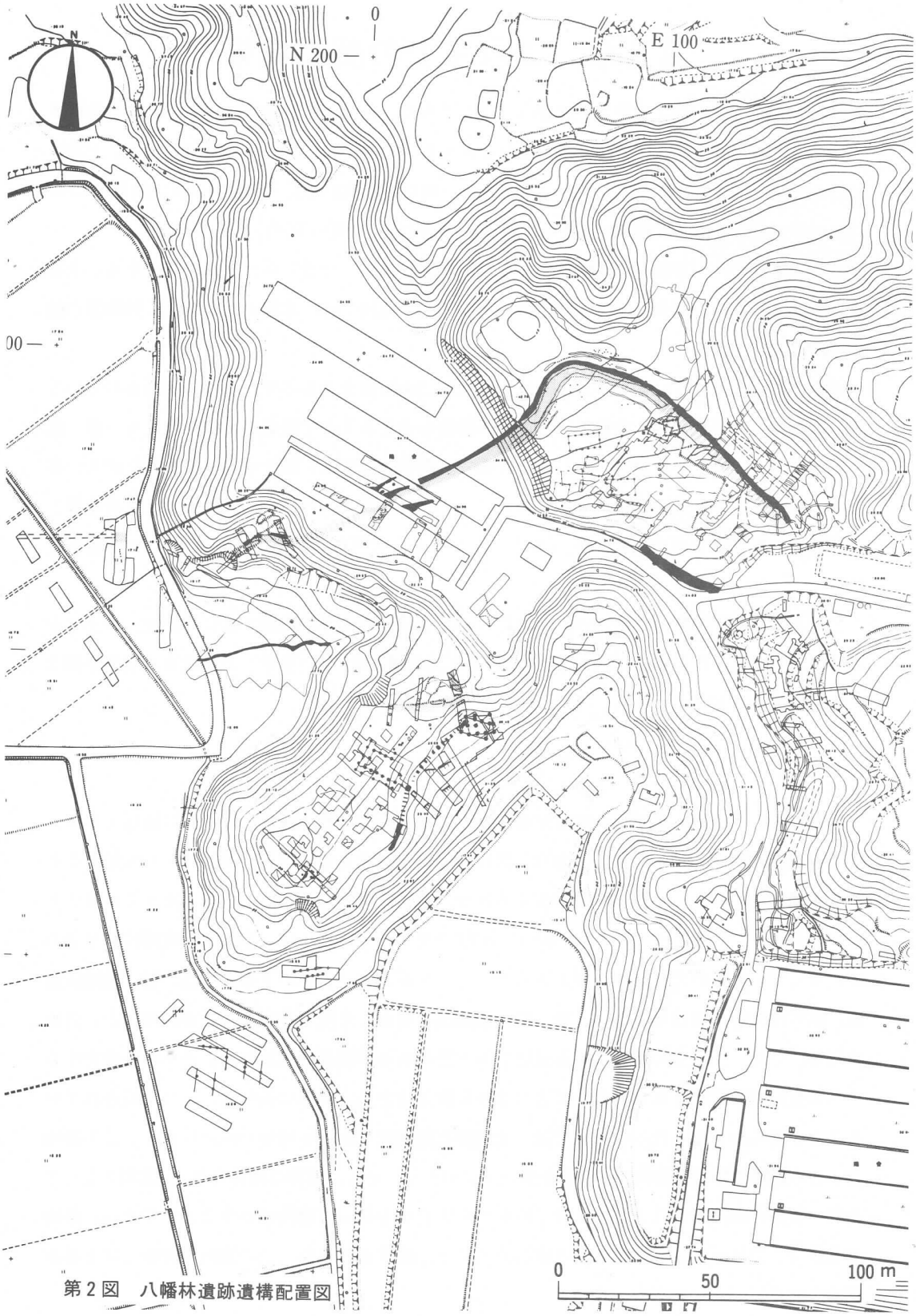

第２図　八幡林遺跡遺構配置図

第３図　八幡林遺跡年度別発掘調査区設定図

第Ⅲ章　調査の経過

(1)　調査の経過

発掘調査は平成２、３年度の調査を受けて行なわれた。

発掘調査　発掘調査は、４月に諸準備を行なった後、５月の連休明けから開始された。まずＥ地区の土墨状の高まりの確認から入った。Ｅ地区は杉林および松林で調査区設定には制約を受けたが土墨の確認をすることができた。調査の結果、高まりに盛土された痕跡は認められず、少なくともＢ地区で確認されている土墨と同一のものでないことが明らかとなった。したがってＢ地区の土墨はＥ地区には延びてきていないことが判明した。このほかＥ地区では江戸時代以降の道が確認された。Ｅ地区調査終了後、Ｄ地区の丘陵裾部の調査に入った。この地点では丘陵上からの崩落土が厚く堆積しており、思ったような成果は得られなかった。６月に入って、Ｃ地区先端部（Ｃ－17Ｔ）に入った。この地点は四面庇付掘立柱建物跡の正面にあたり、門等の存在が予想された。調査の結果、奈良時代の遺構は存在せず、平安時代の掘立柱建物が検出された。６月後半からは、昨年度一部確認されていたＣ地区ＳＢ16の検出および四面庇付建物の東側緩斜面の調査に入った。ＳＢ16は２×３間規模の建物が２棟重複していることが判明した。この２棟の方位はＢ地区のそれと一致する。東側斜面では大規模な段切りは認められたものの、脇殿等の建物は検出されなかった。また、四面庇付建物の背後の土墨は盛土の下から平安時代の須恵器が出土したことから、Ｃ地区の建物群には伴わないことが判明した。Ｂ地区については昨年度一部検出したＳＢ303が土墨部分にかかっていたため、その確認を行なった。調査の結果、ＳＢ303は、小規模な建物でありながら、やはり土墨部分にかかることが明らかとなった。加えて、土墨盛土の下から細片ではあるが平安時代の須恵器が検出されたため、８月まで土墨部分の調査を行なったが、結論を出すことができなかった。７月後半から８月にかけては、Ｄ地区の湿地部分の調査を行なった。ここでは予想以上に遺物の出土が多く、期待が持たれた。奈良、平安時代とも出土したが、特に奈良時代では、煮沸形態の甕が目立った。９月に入ってからは低地のＨ、Ｉ地区に移った。Ｈ地区では、昨年度検出した木道の続きおよび板材列の追及を行なった。木道は東西方向に延びていることが判明したが、板材列については確認されなかった。Ｉ地区では発掘当初から平安時代の遺物が多かったが、奈良時代の遺物もかなり認められた。このＩ地区では平安時代の掘立柱建物群が多く認められた。規模も大きく、企画性を持っていることが判明したが水田ということもあり、全容をつかむまでは至らなかった。また、出土遺物も豊富で、木簡、墨書土器等が多く出土したため、調査ははかどらず、12月の末までかかってしまった。

埋め戻し　埋め戻しについては、発掘の終了した地区から順次行なった。遺構の認められる部分については砂を10cm前後入れてから埋め戻しを行なった。Ｈ地区については発掘深度が、

1.5m 以上で、軟弱土壌のため、ただ砂を入れて埋め戻したのでは、来年の耕作に支障をきたすことが予想されたため、建設省の了解を得て、丘陵地山土の黄褐色粘質土を入れることとした。また、Ⅰ地区については調査面積も広く、埋め戻しを行なったとしても来年度の耕作が不可能と判断されたため、砂を入れるに留めた。

現地説明会　今年度もかなりの調査成果があったため現地説明会を予定したが、Ⅰ地区の調査終了を待っていては、天候不順の12月後半になってしまうため、調査途中の11月15日に開催することにした。当日は天候にも恵まれ、地元の人を中心として約350人の参加があった。以上まとめると下表のようになる。

	平成4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成5年 1月	2月	3月
B 地 区												
C 地 区												
D 地 区												
E 地 区												
H 地 区												
I 地 区												
整理作業 その他												

平成４年度　調査工程表

(2)　座標の設定と各地区の呼称

座標軸は、昨年度設定したものを踏襲した（山本ほか　1992）。下図のとおりである。

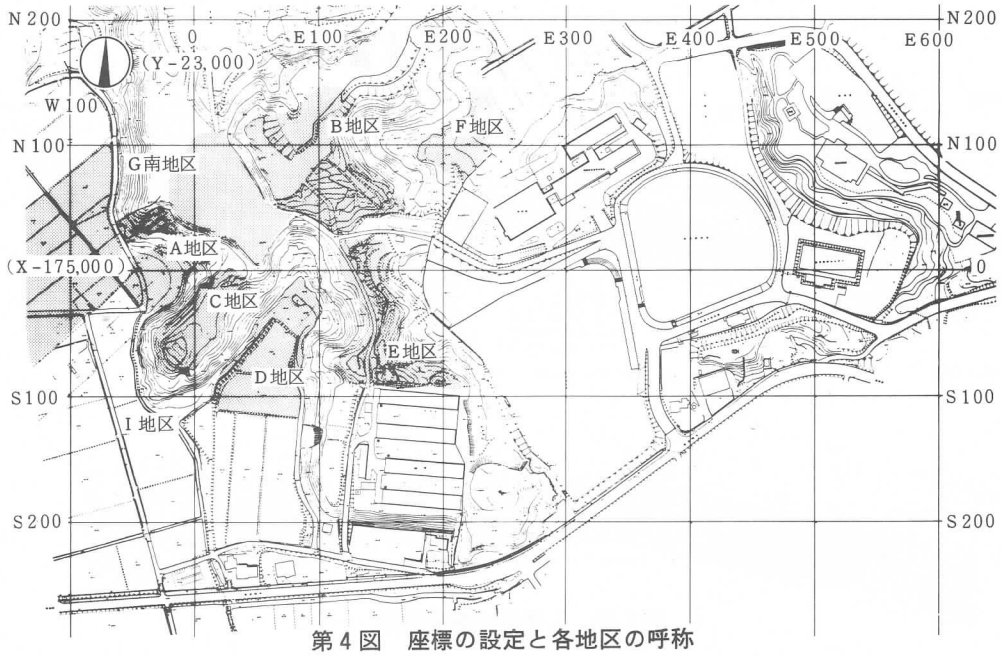

第４図　座標の設定と各地区の呼称

第Ⅳ章　各地区の調査

(1)　Ｅ地区（図版２）

Ｅ地区は、遺跡推定範囲の東側に位置する。北側Ｂ地区に存在する土塁の延長と思われる高まりが認められる地区である。土塁状の高まりは、ほぼ南北にゆるいＳ字を描いている（図版２）。調査はこの高まりが土塁かどうかの確認を目的とした。また、Ｂ地区とＥ地区との間には、土塁状の高まりは存在しないため、そこに門の可能性もあったため合わせて確認した。

Ｅ－１Ｔ（図版29－上）　Ｅ地区北側の谷に添うかたちでトレンチを設定した。表土下に灰黄褐色砂質土があり、その下に固く締った灰褐色土がある。ここまでは、谷筋でありながら水平の堆積を示している。この下部には暗黄褐色砂質土が堆積している。この層は下部に行くほど厚い堆積を示している。このような堆積状況から、水平堆積は人為的な堆積であることが分かる。この地点は、最近まで道として利用されていたところである。

Ｅ－１′Ｔ　Ｅ地区の一番北側、現道路脇に１′Ｔを設定した。現道路はかなりの盛土がなされていることがわかる。盛土下の旧表土は水平堆積である。

Ｅ－２Ｔ、２′Ｔ　１Ｔのすぐ南側に設定したトレンチである。１Ｔと同様の土層堆積を示す。２′Ｔでは暗黄褐色砂層が谷側でより厚く堆積していることが分かる。山（西）側では、浅い溝が確認された。これは３Ｔで確認された道路の側溝である。

Ｅ－３Ｔ（第５図）　平坦面に南北に設定したトレンチである。ここでは、道路遺構が確認

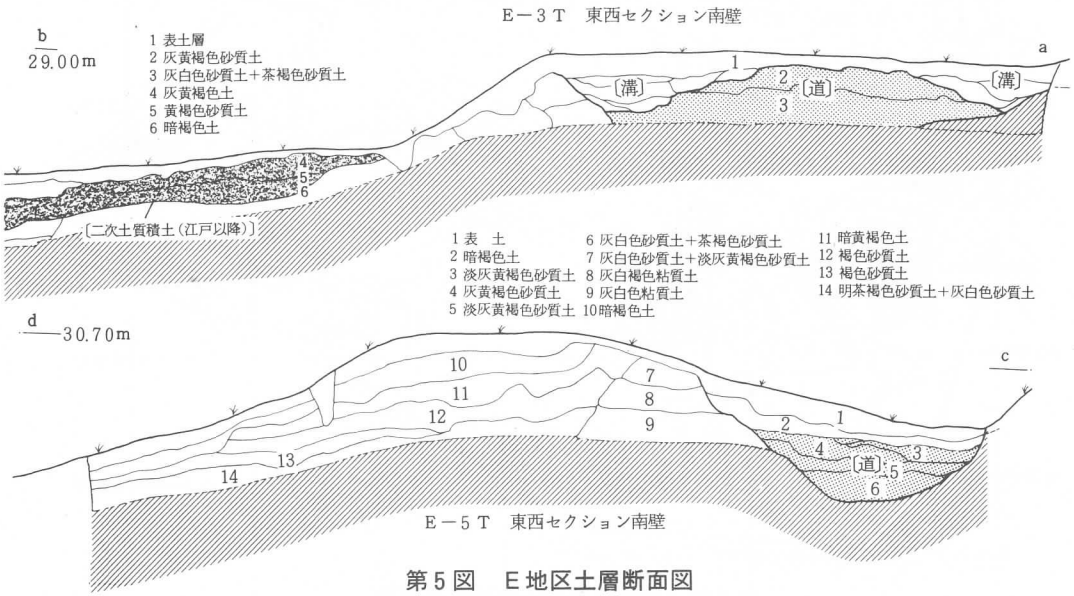

第５図　Ｅ地区土層断面図

された。１Ｔ、２Ｔに続くもので、両側に側溝を持っている。道路は盛土、整地によって造成されている。道路幅は、上端で約2.6m、両側溝間で約４ｍを測る。

この３Ｔと９Ｔを谷に添って結ぶトレンチでは、黒色帯が２本認められ、その上に２次堆積土がある。２本の黒色帯は９Ｔ付近で１本となるが、その直上の２次堆積土中より馬鈴（第６図）が出土した。その舌には「寛永通寶」が使用されていたことから、２次堆積土が江戸時代以降であることがわかった。そしてこの２次堆積土が１Ｔの道路遺構の下に入っていることから、この道路も江戸時代以降であることが判明した。

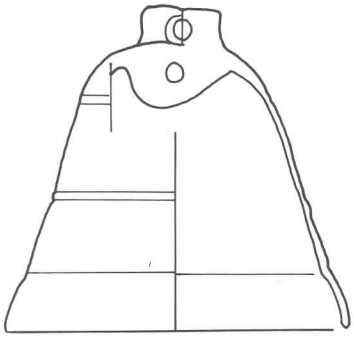

第６図　馬鈴（１／１）

Ｅ－５Ｔ（第５図）　土塁状の高まりを調査したトレンチである。土塁部分は、表土、暗褐色土、黄褐色土と自然の堆積と考えられ、盛土の痕跡は認められない。また土塁中央部では、断層も認められる。堀部分は、先述の道と同様の堆積が見られ、道路がこの堀部分に続いていることがわかる。この土塁状の高まりについては、６Ｔ、７Ｔ、13Ｔでも確認したが、いずれも盛土の痕跡はなく、11Ｔ付近では土塁状の高まりは、ほとんどなくなってしまう。以上のことから、このＥ地区の土塁状の高まりは、盛土を伴う土塁でないと判断される。このほか、土塁状の高まりの認められた地点（14Ｔ、17Ｔ）にもトレンチを設定して調査したが、盛土は確認されなかった。

Ｅ－８Ｔ　やや広い平担面が認められたため調査を行なったが、遺構、遺物とも全く検出されなかった。

以上このＥ地区では、Ｂ地区から連続する土塁は確認されなかった。したがって、Ｂ地区の土塁がどちらに延びるのかは不明である。おそらく現在の北辰中学校方面に延びていたものと考えられる。遺物では平安時代の須恵器が数点検出されたのみで、奈良時代の遺構、遺物は確認されなかった。

(2)　Ｂ地区（図版３）

Ｂ地区については、昨年度一部検出したＳＢ303の規模確認および土塁部分の調査を行なった。調査は、昨年度設定した１Ｔを再掘し、その周辺を拡張した。

ＳＢ303　昨年度柱穴の一部が土塁の下部から検出され、土塁より古いとされた建物である。２×２間の東側に庇が付く。身舎の部分は、東西3.6m、南北5.0mで南北が長い。主軸はＮ－20°－Ｗである。柱間間隔は、Ｐ10～Ｐ11で2.5m、庇部分はＰ10～Ｐ１で1.5mを測る。柱掘形は約0.5～0.8mの不整方形で、柱痕はＰ９から約20cmの円形で

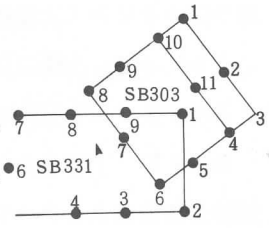

あることがわかる。床面積は身舎で18㎡である。

ＳＢ331　ＳＢ303と重複して存在する。４×２間の東西棟であるが、東側の妻は確認できない。桁行7.2m、梁間4.2mで、柱間間隔は桁行Ｐ１～Ｐ９で2.6m、梁間Ｐ６～Ｐ７で2.1mを測る。主軸はＮ－16°－Ｅである。柱掘形は円形に近く、柱痕はＰ９から約20cmの円形であることがわかる。床面積は約30㎡である。

ＳＤ332　ＳＢ303の南東側約８mに位置する土塁部分で確認された。溝は円形に近い形状を示している。溝幅約１m、深さは20～30cmであるが、溝の南西半分は確認できない。円形に廻るとするとその直径は約10mとなる。溝の覆土は褐色土であるが土塁との関係は、土塁が殆どとんでしまっているため判断できない。溝からは奈良時代の須恵器（図版12－１～５）、土師器が細片ではあるが比較的まとまって出土している。出土状況は、溝底からはあまり出土せず、上面に多いことが特徴で、溝掘形確認以前に、遺物の出土状況から溝の形状が把握できたことから、当初はかなり深い溝であったことが伺える。図示した５点は破片のため時期判定はむずかしいが恐らく奈良時代後半の土器と考えられる。溝からの出土土器が奈良時代であることから、奈良時代のある時点までは、土塁は存在しなかった可能性がある。溝の性格については不明。

ＳＡ318土塁　今回Ｂ地区の土塁について調査した。大部分で土塁盛土が残っていないため、土塁の構築時期について明確にすることは出来なかったが、１Ｔセクションにおいて、薄く残っていた土塁盛土の下から、平安時代と考えられる須恵器細片が確認された。また土塁部分のピットでやはり平安時代と考えられる土師器細片が出土した。しかし、土塁盛土が薄くあまり明確でないため、土塁の時期を特定するには至らない。

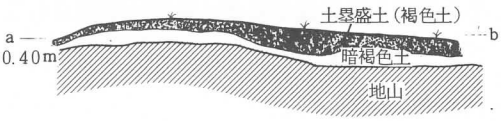

第７図　Ｂ地区土塁断面図（1／80）

(3)　Ｄ地区

Ｄ地区は以前より「長者原遺跡」として周知されていた地点で、1992年度報告書にも以前出土した遺物が紹介されている（山本　1992）。今回はその出土したとされた地点を中心に調査を行なった。

Ｄ－１・２Ｔ　谷筋であるが、平担面があり遺構の存在が予想された。調査の結果、現在の地形はかなりの二次堆積土によって覆われていることが判明し、当時はもっと急斜面であったことがわかる。上面には黄褐色があり、その下から奈良時代の蓋が出土している。

Ｄ－３Ｔ　平安時代の土器が２～３点出土したのみである。

Ｄ－４Ｔ　上層は山からの新しい崩落土で、中層は中世から平安時代の土器出土がある。鉄滓も数点出土していることから、平安時代の製鉄跡が近くに存在しているものと見られる。

遺構はない。

D－5～7T D地区の谷央部である。奈良、平安時代ともに包含層が認められる。当初、谷筋であることから、包含層まで深いと考えられていたが、堆積は浅いことが判明した。2～3層が平安時代の包含層、4～5層が奈良時代の包含層である。また8層からは古式土師器が出土している。遺構は明確でない。

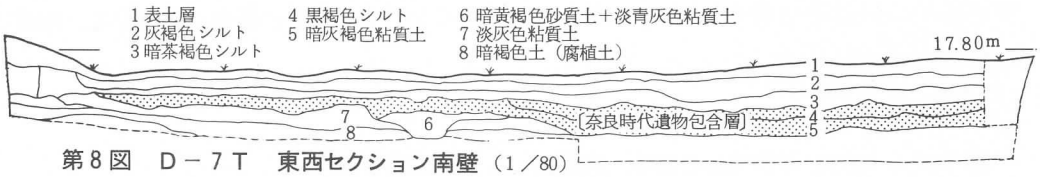

第8図　D－7T　東西セクション南壁（1／80）

D地区出土遺物（図版13～15）

このD地区からは比較的まとまって奈良時代の土器が出土している。

須恵器（図版13～14－69）

無台坏（25～46）法量及び形態によっていくつかに分類される。25～29は口縁径13～14.5cmと大きく、厚手で底部にやや丸みを持つ一群である。平成3年度調査のH地区出土の中にも認められる。30～34は口径12.5～13cmとややこぶりで底面も平らなグループである。35～37は口径が13.5cm以上と大きいがやや薄手で、底部も薄く平らな一群である。37は底部に「田長」の文字が見える。38～40は口径12.5cm前後と小さいが底部は厚く仕上げられている。41～45は特徴のある土器群である。口径にはばらつきが認められるが、全て底部から体部最下部にかけて強いケズリが施されている。41～44はいずれも胎土に砂粒を多く含み、他と区別される。45のみが砂粒を含んでいない。以上は全て奈良時代前半の土器と考えられる。46は小泊産須恵器で9世紀後半「カメ畑」（坂井他　1991）の時期に当たる。体部外面に「他田」の字がある。

有台坏（47～58）　47、48は口縁の開きが大きい。底部は厚手で高台は内面で接地している。49～52は、前記よりやや直立して口縁が立ち上がる。いずれも高台は大きく内面で接地している。51は底部に螺旋状の溝がある。53～57は口縁が内彎ぎみに立ち上がる。特に55は丸みを持っており特徴的である。57は高台が内側に着けられており、高台の外側には強いケズリが見られる。底部はかなり厚い。以上の有台坏も奈良時代前半でよいと考えられる。58はこぶりの有台坏である。上記の有台坏が口径13～15cmと大きかったのに対して58は11.2cmである。口縁端部が直立する。高台も小さい。今池編年のⅣ期（8世紀末）にあたると考えられる。

蓋（59～67）　59は、かなり大きい蓋と考えられる。胎土に砂粒を多く含む。つまみも大きく皿状に近く、天井部は直線的で深みがない。天井部に強いケズリが見られる。また内面外側にもケズリが認められる。東海系である。60は金属器模倣蓋である。胎土も緻密で精製されている。2か所に2条の沈線がめぐる。61は赤褐色の酸化焔焼成である。天井部にはケズリがほどこされ、外周はロクロ目が目立つ。縁部は外方に鋭くふんばる。やはり東海系の器形である。

62～66は体部に丸みをもつ。66はつまみを欠損する。67は短頸壺の蓋と考えられる。内外面共に自然釉がかかる。これらの蓋も８世紀前半の所産と考えられる。

長頸壺（68）　頸部を欠損する。典型的な８世紀前半の長頸壺である。

緑釉鳥形硯（69）　鳥を象った硯と思われる破片であるが全容は明らかでない。現存する高さ6.5cm、幅6.5cm、厚み2.7cmを測る。鳥の胸から首にかかる部分と考えられ、この上には頭、嘴が付いていたものと考えられる。内外面ともスクリントーン部分に緑釉が残存する。外面には羽毛が描かれている。

土師器（図版14―70～79）

皿（70）　推定口径約18cmを測る。内外面ともナデが施される。

器種不明（71）　高台部分であるが器種不明。内外面とも黒色処理され磨きが加えられる。

甕（72～79）　大型（73～76）と小型（72、77～79）に分けられるがいずれも非ロクロである。大型の73では口縁はくの字状に外反し、体部にやや丸みを持つ。内外面ともに粗いハケ調整で、口縁にはナデが施される。胎土内に小砂利が目立つ。74は推定口径22cm、推定高32.5cmを測る。体部にやや膨らみを持ち口縁は緩く外反する。底部は丸底である。内外面共粗いハケ調整で口縁にはナデが施される。胎土内に小砂利を多く含む。75は推定口径23cm、推定高32cm以上を測る。器形は74と同様である。内外面ともハケ調整であるが、ハケは細かい。また上半部から口縁にかけてはナデが加えられる。外面上半にはススの付着が著しい。76も内外面共にハケ調整である。口縁部の開きは小さい。小型の甕は口縁が小さく緩く外反する。いずれもハケおよびナデ調整である。以上の甕もおよそ奈良時代に属するものと考えられる。このＤ地区は他のⅠ地区と比べると甕の比率が高く、口縁部計測法によれば須恵器坏とほぼ同数を占める。

(4)　Ｃ地区

Ｃ地区については、昨年度11Ｔにおいて一部検出したＳＢ16の規模確認のため11Ｔを拡張した（図版６、７）。

ＳＢ16Ａ・Ｂ、ＳＤ52　ＳＢ16は、Ｃ地区丘陵の最奥部の東側斜面に位置する。建物の背面はすぐ急斜面となる。ここでの斜面に添った断面（第９図上）を見ると、３・４層が水平堆積であることがわかる。３層は、平安時代の遺物包含層と考えられ、その下部にＳＢ16Ｂ－Ｐ９の掘り方が認められる。このことから、建物は従来水平に地業してから構築されたことが伺える。したがって、Ｐ９から谷側は後世に自然崩落したものと考えられる。ＳＢ16Ａは、桁行３間、梁間２間の掘立柱建物である。桁行7.2m、梁間4.8mで柱間間隔は、Ｐ７～Ｐ８で2.4mを測り床面積は約34.5m²である。柱掘形はＰ１で、長軸1.4m、短軸0.9mの細長い楕円形で、柱痕から柱は径約40cmと大規模なことがわかる。建物の方位はＮ－16°－Ｅである。ＳＢ16Ｂも同様に桁行３間、梁間２間であるが総柱となる。桁行7.6m、梁間4.8m、柱間間隔は、Ｐ８～９で2.6mを測る。

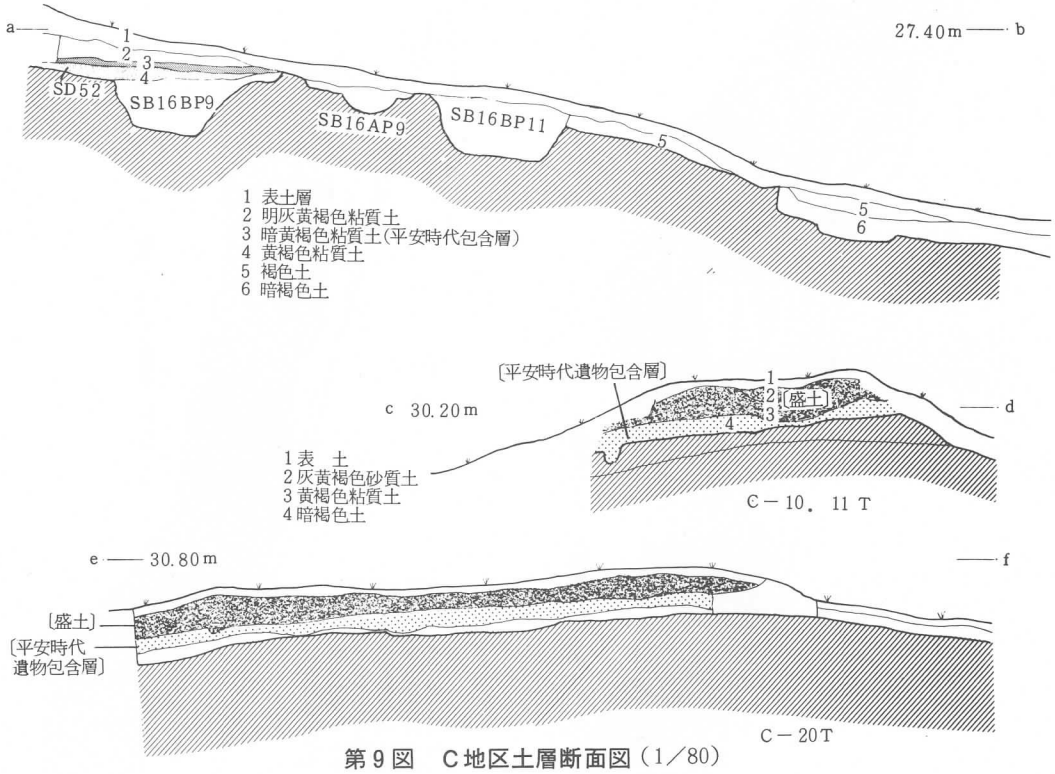

第９図　Ｃ地区土層断面図（1／80）

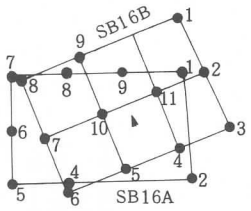

床面積は36.5㎡となる。柱穴規模はＳＢ16Ａとほぼ同様であるが、床束柱の掘形は平面形が円形で、他の柱穴に比べると小さく、掘り形断面は垂直でなく逆台形状を呈する。建物の方位はＮ－4°－Ｗである。この二つの建物の掘り形の規模はＢ地区に比べると大きく、四面庇付建物の規模に匹敵する。また建物の方位は、Ｂ地区の新旧２方位にほぼ一致する。ＳＤ52は、ＳＢ16Ａの雨落ち溝と考えられる。溝幅約20cm、深さ10cmの浅い皿状を呈している。この溝は、断面の観察から、ＳＢ１６Ｂの掘り形埋土の上に掘られていることからＳＢ１６Ｂよりこの溝のほうが新しいことが分かる。したがって、ＳＢ16Ａのほうが Ｂより新しいことがわかる。このことはＢ地区の新旧方位とも矛盾しない。

ＳＤ11、53、ＳＸ54　ＳＤ11は昨年度確認された溝で、南西側でその延長が確認された。この溝は山側を段切りする溝でそこからＳＸ54にかけては水平となる。この段切りは南西側で枡形状に曲がる。ＳＤ53は、同規模の溝でＳＸ54を囲むように存在する。ＳＸ54は、焼土および炭が長さ４ｍ、幅２ｍにわたって認められた地点で、これら焼土とともに奈良時代の土師器甕破片、須恵器平瓶（６）が出土した。ＳＢ16の前面にあたることから、この建物と何らかの関連のあった焼土と考えられる。

ＳＤ25、ＳＤ55　昨年度15Ｔで確認された溝（段切り）の続きが、16Ｔでも確認された。15Ｔではもう一つ下部で段（ＳＤ55）が確認されている。ＳＤ25は、溝幅約４ｍ、段差約1.5m

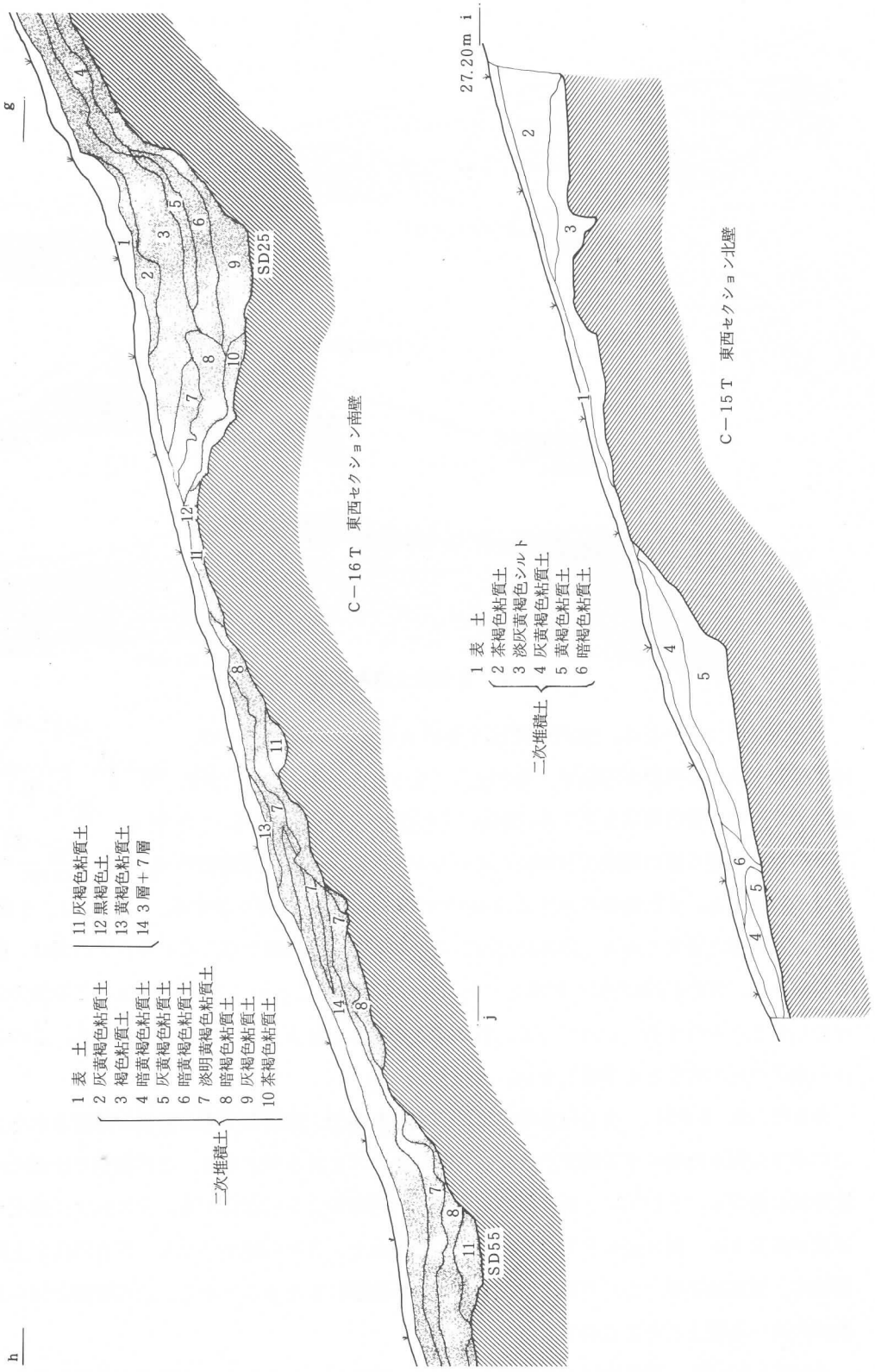

第10図　C地区土層断面図　(1／80)

を測るが、たまたま16T部分のみがこのように広く大きくなっていたもので、このままの大きさで続くものでない。2層～15層は締りのない2次堆積土でC地区丘陵上から押し出された土と考えられる。つまり、最初に溝、段が構築され、その後丘陵上の整地が行なわれ、溝、段が埋められてしまったものと理解される。5、6、9層には、奈良時代の土師器、須恵器の包含が見られる。このSD25は北東に行くに従って規模が小さくなり消滅するようである。SD55は15Tでも確認された段切りであるが、やはり北東に行くにしたがって消滅するようである。図版12―7はSD25出土である。底部が厚く丸みを持つもので奈良時代前半の土器である。

SD56　19Tにおいて確認された不整形の溝である。幅約50cm、深さ約50cmであるが、埋土は黄褐色粘質土で下部に、焼土、炭が認められる。

SA01土塁　昨年度確認した土塁であるが、今年度10T、11Tをつないで土塁部分を断ち割った。また、新たに20Tを設定した（第9図中・下）。10、11Tでは土塁幅は約3mであったが、20Tでは設定トレンチ全体に盛土が見られ、ここでの平担部全体に盛土が広がっていることが判明した。この盛土の下の暗褐色土層より平安時代の須恵器細片が出土したため、（図版33下）、この盛土が平安時代以降であることが判明し、四面庇付建物に伴わないことが明らかとなった。またこの盛土は、土塁というよりも道として造成されたものと考えられる。

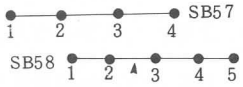

SB57、SB58　C地区丘陵先端部低地17T（図版5）において検出された。この地点は丘陵を削平して平担にしている部分で、四面庇付建物の正面にあたる。南北セクションでは、山側に段切りが認められる（図版5下）。8層までが黄褐色の2次堆積土でその下に掘立柱の遺構が認められる。SB57は桁行3間、梁間2間と考えられる。桁行の長さ7.2m、柱間間隔はP3～4で2.4m。柱掘り形は不整形である。方位はN―10°-Wで東西に近い。SB58は、SB57と重複してすぐ南側にある。桁行4間のみが確認されている。確認されている桁行は7.2m、柱間間隔は約1.8mとSB57よりやや狭い。柱掘り形は円形に近く径70cm前後である。P4、5では礎板が認められた。この2棟はいずれも平安時代の建物である。またこの周辺ではたくさんの平安時代の土師器、須恵器が出土した。

SK59　トレンチ西側で半分が確認された。径約2.5mの円形になると考えられる。確認面からの深さ約40cmで椀状を呈する。覆土は黒灰色土で、覆土中より平安時代の遺物が出土した。

C17T出土土器（図版12―8～24）

須恵器坏（8～12）いずれも佐渡小泊産である。9～12は口径12.4cm、底径6.5～7cmと安定している。底部は小さく、口縁の開きは大きい。江の下段階（坂井他1991）と考えられる。8は墨書土器で「由」の文字が見られる。

須恵器蓋（13、14）　いずれも天井部のみである。13は天井部にケズリが見られ、シャープさから奈良時代の可能性がある。14は環状紐のつまみで、天井部もナデでケズリは見られない。

土師器坏（15～24）　法量により三分類できる。小は口径12～13cmのものである（15～20）。

18、20はやや深みがある。いずれも底部糸切り底である。15のみ内面黒色処理である。中は口径15～18cmのものである（21、22）。２点とも底部糸切りの後、底部から体部下部にかけてケズリが施されるのが特徴である。21は内面黒色処理される。大は口径17～20cmのものである（23、24）。23は中と同様底部から体部下半にかけてケズリが施される。内面黒色処理されている。24は有台付である。内面のアレが目立つ。

以上Ｃ－17Ｔ出土土器は江の下段階の須恵器や土師器から10世紀初頭の年代が与えられよう。

(5)　Ｈ地区

昨年度検出した道路状遺構ＳＡ01の続きを確認した（図版８・９）。ここでの基本層序は昨年度と同様である。

ＳＡ01木道　Ｈ－３Ｔで検出した。このことにより木道はほぼ東西に直線で続いていることが判明した。木道はまず底面に細い枝木を幅1.5mの範囲で井桁状に組み、その上に半截した太い木を３本ずつ縦に並べて道としている。材質はこの付近に多くある楢の木と考えられる。木は直径約25cm前後のものを、長さ３～４ｍくらいに切断し、それを半截している。切断した両端には運搬時の縄かけと考えられる抉りがすべての木に認められる。木は自然木のままで、枝を落としたのみで皮も付いたままである。半截面を上にしているが、１本のみ逆のものがある。３本並べた幅は約1.2m前後となる。木道すぐ脇には、斜めに切断跡を明瞭に残す細木が敷並べてある。両脇に堀のようなものは認められず、基礎部分にも特別な整地は認められない。また木道の上にも土を盛ったような痕跡も見られないことから、木の上を直接歩いたものと考えられる。木道付近からは奈良、平安時代いずれの土器も出土しており、平安時代には確実に存在したことは明らかであるが、奈良時代まで遡るかは明らかでない。

Ｈ－４～６Ｔ　これらのトレンチでは奈良、平安時代の遺物は認められるものの、遺構の検出はなかった。

(6)　Ｉ地区

Ｉ地区はＣ地区四面庇付建物の南正面ということで調査区を設定したわけであるが、予想以上の成果が得られた（図版10･11）。Ｉ地区では、まで1 、2 Ｔの調査を行なった。１Ｔでは出土遺物も少なく、遺構も認められなかった。２Ｔでは、表土層より平安時代の遺物が多く出土し、また奈良時代の遺物もあり、中央が道状に盛り上がっていたことから、道の可能性を追うために、３、４Ｔを設定して調査を行なった。しかし、３、４Ｔでは道状の高まりは明確でなく、道の可能性は薄くなった。一方２Ｔでは柱根を伴った柱穴や墨書土器が多く出土したため、山側に５～７Ｔを設定し調査を行なった。その結果、多くの建物跡や木簡が出土した。

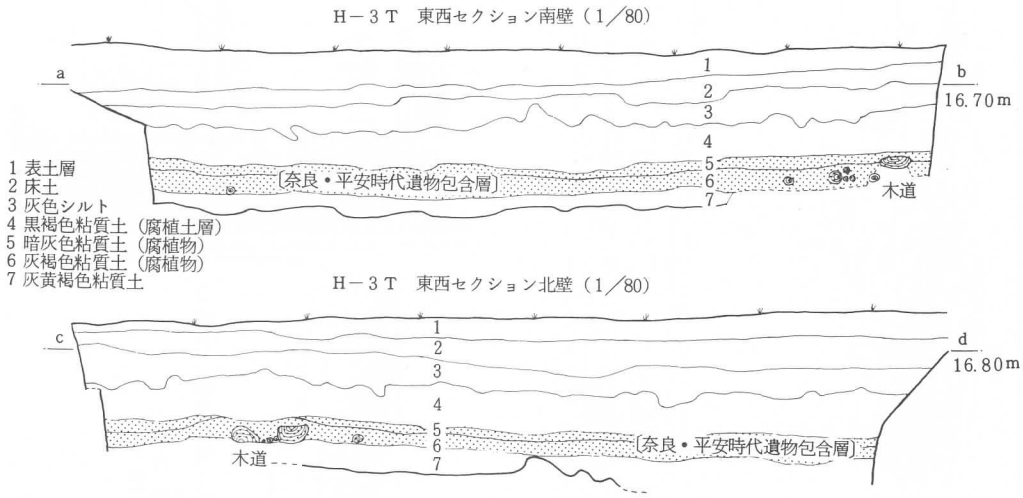

第11図　H－3T　土層断面図

層序（第12図）　まず耕作土、床土下に黄褐色の砂利整地層（19、20層）がある。これはトレンチの西側（道状の高まりから西側）のみに認められるもので、平安時代の土器を多く包含する。この砂利層に構築されたのがＳＢ11で最も新しい。これより古い整地層（①層）がＳＢ10（第12図下）が掘り込んでいる砂利層である。この層は、Ｉ－７Ｔで認められるもので２Ｔまでは延びてきていない。やはり平安時代の土器を包含する。一番古いのが、その他の建物の確認面である砂利層（６、７、18層）である。山側では厚い堆積を示すが、南に行くにしたがって薄くなり、４Ｔまでその痕跡は認められる。この層も平安時代の整地層である。道状とした高まりはもともと下の腐植土層が高まりを見せており、そこに砂が載っているかたちで自然のものと思われる。

木簡の出土地点について　木簡が出土したのは６、７Ｔの西側で一番低くなっている地点である（図版10）。湧水もかなりあり木製品や斎串も多く出土している。木簡の出土状況は、まとまった出土でなく、ばらばらで、完形品も少なく廃棄された状況を示している。

遺構

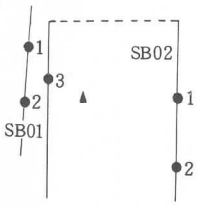

ＳＢ01　４Ｔ西側に位置する。柱穴２個のみの確認であるが、一応建物とした。Ｐ１は、70cm×50cmの方形の掘り方で、柱は径20cmの円形である。Ｐ２もほぼ同規模である。南北棟と考えられる。

ＳＢ02　４Ｔで確認された。Ｐ３での柱掘り方は約１ｍ方形とかなり大きい。またＰ１、２も同規模である。柱間間隔は、Ｐ１～２で約2.5ｍと広い。梁間はＰ１～３で約５ｍで２間と考えられる。柱掘り方、柱間間隔からするとかなり規模の大きい建物が予想される。方位は、ほぼ南北である。

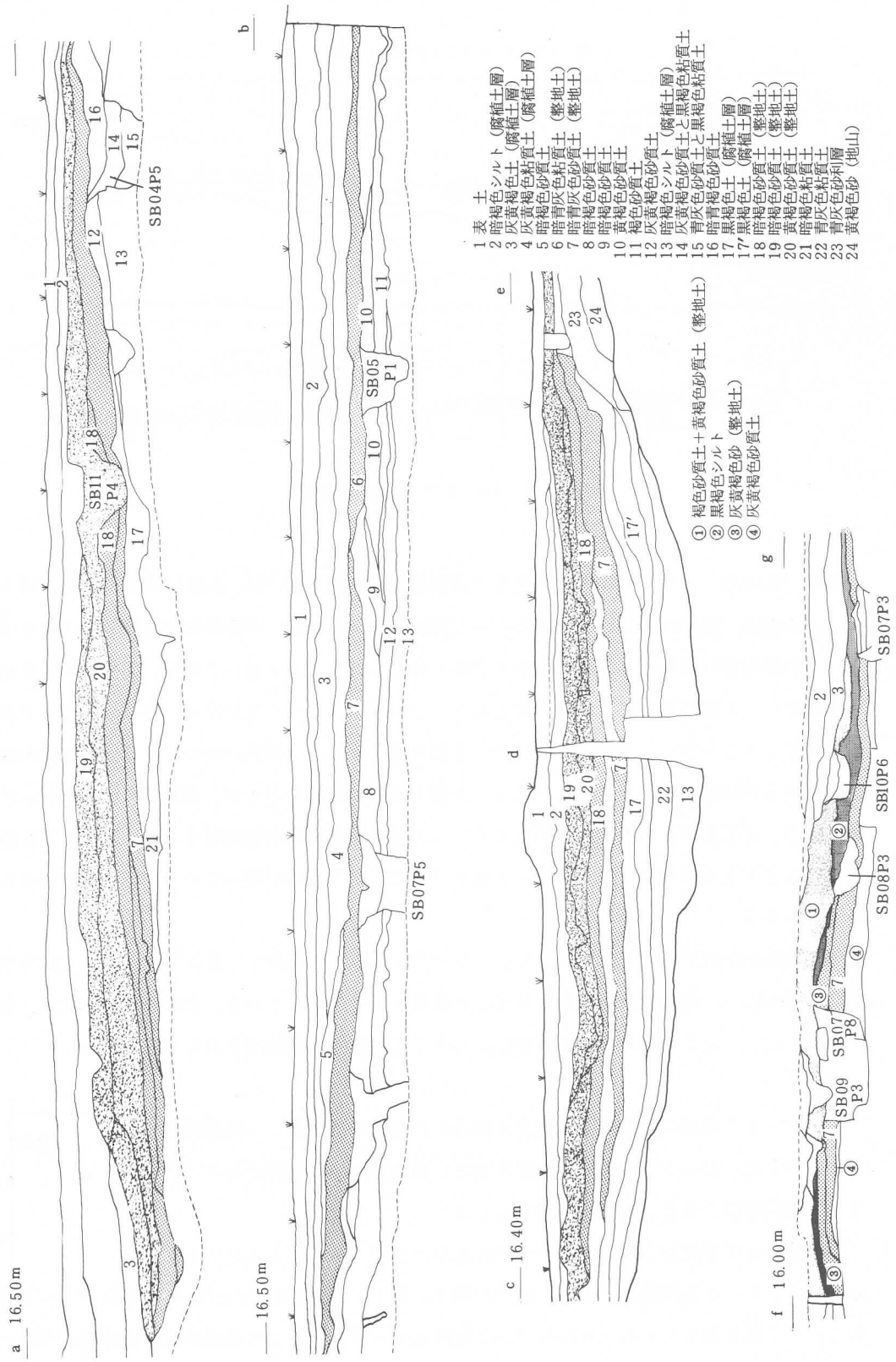

第12図　Ⅰ地区土層断面図

ＳＢ03　２Ｔ西側ＳＢ04に重複して存在する。梁間と考えられる柱穴２個が確認された。柱間間隔はＰ１～２で約６ｍを測る。柱穴はＰ１で 0.7×0.5m の方形に近く、柱根が残存している。柱は径約20cmの円柱である。方位はＮ－８°－Ｅである。

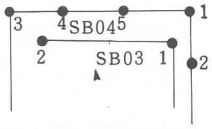

ＳＢ04　２Ｔ西側に位置する。東西３間、南北２間以上となるが、どちらが桁となるかは明確でない。東西約7.5m、柱間間隔は約2.4mである。柱掘り方は長方形に近くＰ４では長軸1.4m、短軸0.6m を測る。Ｐ３、４、２では柱根が残存している。柱は径約25cmの丸柱であるが、多面体に面取りされている。Ｐ５の底面には礎板が認められる。東西が桁行とすると、方位はＮ－8°－Ｅである。

ＳＢ05　２Ｔ東側に位置する。ＳＢ06と柱列が全く一致しているが、柱間間隔から２棟に分離した。規模は明確でないがＰ１～３で約６ｍを測る。またＰ１～２で1.8m である。梁間３間の南北棟になると考えられる。Ｐ２は、0.7×0.5m の長方形となる。方位はＮ－５°－Ｅである。

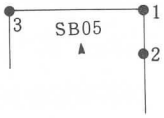

ＳＢ06　ＳＢ05と重複して存在する。ＳＢ05と同様に梁間３間の南北棟になると考えられる。柱間間隔はＰ２～３で2.4m を測る。柱掘り方はＳＢ05より大きく、Ｐ１で0.8m方形となる。Ｐ２には柱根が残存する。建物の方位はＳＢ05と同じくＮ－５°－Ｅである。

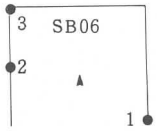

ＳＢ07　Ｉ－６、７Ｔに位置する。２×３間の総柱の建物である。南北棟の建物で桁行6.8m、梁間5.4m で床面積は約36.7㎡である。柱間間隔は、梁間で2.7m、桁行は、Ｐ１～２で約2.3m である。Ｐ３、７に柱根が残っているが、柱は径20cmの丸木を半截している。Ｐ３では建替時に柱が邪魔になったため、根本で切断し、上に板をかぶせていた。P12には建築部材がある。方位はほぼ南北である。

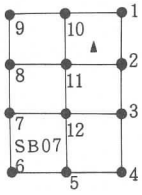

ＳＢ08　SB07 と重複して北側に位置する。２×３間の東西棟である。桁行６ｍ、梁間４ｍで床面積は24㎡となる。柱間間隔はＰ２～３で約２ｍ、梁間の柱は明確でない。Ｐ４、５には柱根が残存している。Ｐ４は径25cmの柱であるが、柱穴の掘り方が明確でない。またＰ６には礎板が残存している。方位はほぼ東西である。

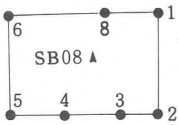

ＳＢ09　ＳＢ08と重複する東西の建物で、やはり２×３間の建物と考えられる。桁行は約７ｍ、梁間は明確でない。柱間間隔はＰ１～２で2.2m を測る。Ｐ２、３には礎板が認められる。方位はＮ－10°－Ｅである。

ＳＢ10　ＳＢ09の東側に位置する２×３間の南北棟の建物である。桁行 6.4ｍ、梁間４ｍで、床面積は25.6㎡となる。柱間間隔はＰ３～４で２ｍ、梁間のＰ５は梁間の中心よりやや西側にあり、Ｐ５～６で1.8m を測る。方位はＮ－５°－Ｗである。

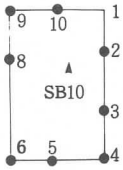

ＳＢ11　西側で確認された。桁行と思われる４本の柱のみの確認である。一番新しい砂利層から掘り込まれているが掘り方は明確でない。柱は径20cmほどの丸柱である。柱間間隔は1.8～2.0mである。方位はＮ－10°－Ｗである。

出土遺物（第13図、図版16～19、22～24）

Ｉ地区からは須恵器、土師器のほか銭貨、鉈尾、帯執足金具、木製品、墨書土器、木簡等豊富な遺物が出土した。なお墨書土器、木簡は第５、６章にゆずる。

銭貨（第13図１）　「神功開寳」である。初鋳は765（天平神護１）年である。

帯金具鉈尾（第13図２）　銅製である。縦2.2cm、横2.1cmを測る。鉈尾では最も小さい部類に入り、寸法から少初位相当の官位を推定できる。（松村　1992）。

帯執足金具（第13図３）　大刀外装具で佩用装置の金具部分で「帯執足金具」と呼ばれる。縦5.6cm、幅2.2cm、厚み1.3cmを測る。銅製で全面に黒漆（スクリントーン）が施される。同形式の帯執足金具は、正倉院に伝存する奈良時代の遺品に数多く見られる。特に「黒作大刀」と呼ばれる。この形式の帯執足金具は奈良時代に限定される。

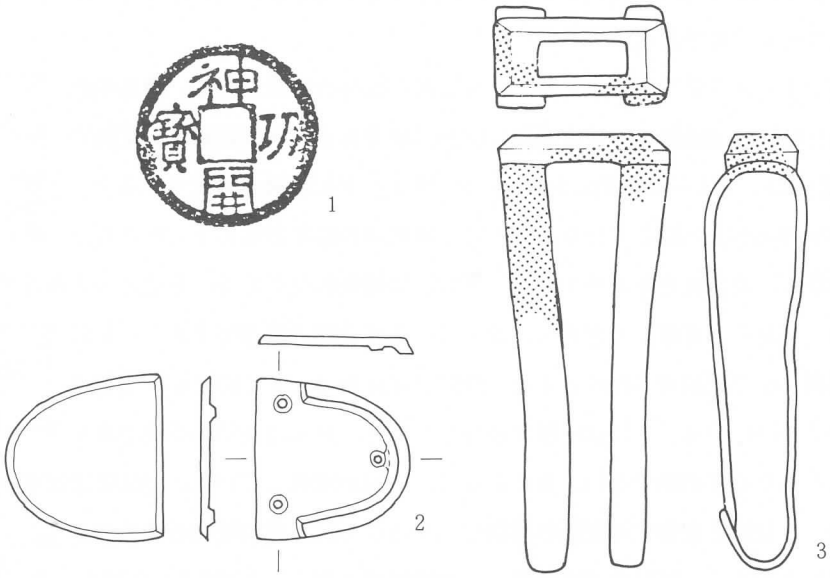

第13図　Ｉ地区出土「神功開寳」「鉈尾」「帯執足金具」（1／1）

須恵器（図版16～図版19―166、図版21―208・209）

無台坏（80～121）　80～85は口径13～14cmで底部厚くやや丸みを持つ一郡である。84を除いて黄褐色を呈する。この一群はD地区にも認められ、奈良時代前半の土器と思われる。86、87は、全体に薄手となる。88はややこぶりであるが厚く仕上げられている。やはり黄褐色を呈する。93を除く89～101は、特徴ある一群でいずれも火襷が認められる。胎土も緻密で良質である。色調は灰褐色に近い。法量的にはばらつきがあるが器高の低いのが特徴である。101のみ底部回転糸切りである。103、106も器形的には共通であるが胎土に違いがあり、火襷は認められない102、104、105、108は、小振りで器高はやや深い。以上86～108の土器群は、D地区には認められない土器群で8世紀後半から9世紀初頭にかけてのものと考えられる。

109～121はいわゆる佐渡小泊産の須恵器である。110～112は器高が高い。111、112は底部全面にケズリを施し、また110も端部にケズリが見られる。これらの土器と共通する土器は、佐渡浜田遺跡に見られ（本間他　1975）、9世紀前半に位置付けられる。他の小泊産土器も9世紀前半から9世紀後半と考えられる。

有台坏（122～146）　122、123は口径14cm前後と大きく、底部は厚く、体部は丸みを持って立ち上がる。高台は外側にふんばり内側で接地し、8世紀前半の特徴をよく表わしている。125、126も同様の特徴を持つ底部である。124は金属器模倣坏である。口縁部および中央部に沈線がめぐる。白灰色で緻密な粒子である。やはり8世紀前半の土器であろう。

127～129、135は器高が浅く、口縁は外方に直線的に延びる。130～132は体部にやや丸みを持っている。ただし、132は直線的な立ち上がりを示す。133は、胎土の粒子が細かく丁寧な作りの土器である。体部の横ナデ跡は細かい。134は砂質の粒子で底部にケズリを施している。D地区出土の無台坏42～43に共通する。以上の土器は、バラエティーは認められるものの、およそ平城Ⅳ段階に相当すると考えられ、8世紀末葉に位置付けられる。

136、137は、底部も小ぶりとなり、高台はほぼ垂直で低くなる。口縁は大きく外方に延びる。138～141は、胎土内に長石粒を多く含み、また気泡も多く認められる特徴ある胎土である。笹神産の土器と考えられ、山三賀Ⅱ遺跡Ⅲ段階でおよそ9世紀初頭に位置付けられる。

142は、深みのある金属器模倣坏である。高台は細くきゃしゃである。中央部の沈線も細く浅い。8世紀末以降と考えられる。143は、小泊産の有台坏である。高台は、小さく内側を向く。

144、145は、底部を欠損する。145では下部にケズリが見られる。146は佐波理鋺形の土器である。

坏蓋（147～159）　147、148は体部に膨らみを持つ土器で、きれいな宝珠状のつまみを持つ。口径はそれぞれ、17.2、15.4cmである。天井部にはケズリが施される。149は口縁の立ち上がりが直線的である。150、151は、器高が高く丸みを持つもので、天井部にはケズリが施され、口径は151で13.7cmと小さい。以上の蓋は器形、技法等からおよそ8世紀前半代の年代が与えら

れよう。152～157は、口径が12～13cmと小さく、つまみもこぶりとなりケズリも見られない。今池編年のⅣ～Ⅴ期と考えられ、9世紀前半と思われる。157は、胎土から笹神産と考えられる。158、159は胎土から小泊産であろう。10世紀段階に入るであろうか。

壺（160～162）　160は頸部から口縁部を欠損する。外面全体に自然釉がかかり、気泡により歪が大きい。現高12cm、体部最大径18cm、高台径10.4cmを測る。高台は外に張り出し、また体部はくの字状を呈する。器形から奈良時代前半と考えられる。161は体部のみである。底部及び口縁部を欠損する。体部は丸く、最大径は17cmを測る。器形から今池Ⅵ期の9世紀後半が考えられる。162も丸い体部を持つ小型の壺である。体部最大径13.5cmを測る。

横瓶（163）　下半部を欠損する。口径12cm、体部長さ約31cmを測る。外面格子目、内面青海波叩きである。

甕（164～166）　164は推定口径69.5cmを測る大甕である。口縁部のみで体部を欠損する。口縁は大きく外方に開く。口縁上半には波状文が見られる。165も口縁部のみである。推定口径44cmを測る。口縁の開きは大きくないが端部は水平に開く。外面カキ目の後、ナデによりカキ目を一部消している。166は推定口径30cmとやや小さい。口縁はほぼ直立する。外面格子目、内面青海波叩きである。

硯（208、209）　208は風字硯と考えられる。推定幅約12cmを測る。外面全体は雑なケズリが見られ、中央が山形に少し尖る。209は円面硯の脚部と考えられる。推定脚径25cmを測る。これから推定すると高さは約15cm前後になると考えられ、通常の円面硯に比べると器高が高いであろうか。透かしは7～8個と推定される。

土師器（図版19—167～178）

坏（167～172）·167は、厚手で器高の高い坏である。底部糸切り底。168、169は底部が小さく糸切り底で口縁の開きは大きい。平安時代の坏である。170、171は、器高の低い坏である。器形的には須恵器に類似し、奈良時代と考えられる。172は、有台坏で推定口径15cmを測る。底部は厚く、高台は小さい。体部中央に沈線が走る。金属器模倣坏である。奈良時代であろうか。

甕（173～177）　いずれも口縁部破片である。口縁はくの字に外反し、ナデが施される。いずれも体部ヨコナデまたはカキメが見られる。177を除いて炭化物の付着が見られる。平安時代甕である。

鍋（178）　推定口径30cmを測る鍋である。内外面粗いハケ目の後、口縁部ナデが加えられる。外面に煤の付着を見る。

以上Ⅰ地区の遺物を概観したが、今回Ⅰ地区で検出された遺構は平安時代と考えられ、奈良時代の遺構は明確でない。土器をみても奈良時代（8世紀前半）の土器は意外と少ない。また、墨書土器も後述するように8世紀末葉から10世紀のほぼ平安時代に限られる。このことは、D地区で奈良時代の土器が多く、平安時代の土器が少ないのと対象的である。

木　製　品（図版24～26）

木製品はすべて低湿地のⅠ地区より出土し、コンテナ30箱である。出土層は盛土整地層で、上～下位までまんべんなく検出し、所により折り重なるような集中域も認められた。出土品は祭祀具・日常生活用具・農具・紡織具・工具・漁具と、多量の用途不明の加工製品がある。全体的に遺存状態は良い。以下で、材質は正式な鑑定を経ていないので、記述はしない。

祭祀具

斎串（1～17）図示したもののうち、1・2は墨書は認められないが、形状は木簡に類似する。したがって斎串とはいいがたいが、便宜上本類に含めた。いずれも上端が平で、その下に切り込みをいれる。1の下端は、平に加工されている。3～17の斎串のうち、ほぼ完形品が5個、上下いずれかを欠損しているものが10個ある。完形品の全長は、3が12.3cm、7が17.0cm、10が17.0cm、11が18.6cm、13が12.2cmである。厚さも0.1～0.6cmと一様でない。全体的に周縁部を切り落として形作る程度で、丁寧な加工は施されない。上端の形状は大半が圭頭状である。一点だが、平にするもの（3）もある。下端は鋭く尖らすが、左右が非対称のものもある。また、上端近くに切り込みを入れるものが多い。このうち、側面の左右に1か所を切り込むもの（5・6）と、上端の木口から切り込みを入れるもの（7～13）がある。切り込む部分が、板材を割いて数本の割目をいれるもの（6～12）も多い。切り込みがないもの（3・4）は少数である。

日常生活用具

蓋（18・19）宝珠形のつまみをもつ須恵器蓋と同形で、ろくろ挽きの精巧な作りである。口径は19が20.2cm、20が20.0cmといずれも大型である。19は器高がやや高く、天井部から緩く内曲して下る。20は器高が低く偏平である。

皿（20～22）20・21は底径が各々20.6cm・23.0cmと大型で、22はそれより小型の底径16.9cmである。いずれもろくろ挽きの丁寧な作りである。20の内面、21の外面、22の内外面に不規則な刃物跡が認められ、まな板等に転用されたのであろう。20・21の口縁部が全周または部分的に二次加工で削り取られている。20・21の内面全体が焼け焦げている。

椀（23）口径16.3cm、器高6.3cmを測り、底部から直立する。内面をろくろ削りで加工してあるが、側面は樹皮を剝ぐのみの無加工で、未成品である。

曲物（24・25）24は蓋で、側縁部に桜皮を巻いて細木を付けている。25は側板で、両端に屈曲させるケビキを施している。釘穴が6か所に認められる。

漆器（26・27）26は底径約14cmの皿で、器厚が0.4cm程と非常に薄い作りである。27は推定口径約36cmを測る大型容器の破片である。口縁部が印籠作りであり、上に蓋をもつ容器の身の部分である。いずれも黒漆が内外面に塗布されている。残りもよい。

農具（28・29）

28・29は、8～9cmの間隔で、一辺約2cmの方形孔が4個づつ認められる。28の下部と29の上部の2か所で、幅1～2cmの周囲を締めた圧痕がある。2つに分けたが、同一個体の可能性があり、おおあしに類似する。

工具

物指（30）幅2.4cm、長さが30.1cmまで現存する。墨線の目盛りが6本確認でき、間隔は3.6～4.2cmとばらつきがある。上より3目盛りが木幅いっぱいに引かれ、それを境に印される部位が逆になる。目盛りは木目に直行する。

篦状製品（31）長さ30.3cmで、身の基部から柄の中程までの周囲を削っている。

紡織具

糸巻（32・33）いずれも枠木の部分である。32は現存長が23.0cmで、全体を面取りし、背面に丸みをもたせている。横木の一部をとどめており、柄孔にはめ、側面から木釘を貫通させ固定している。33は全長27.1cmと大型で、やはり全体を面取りし、背面を丸く整えている。横木との結合部が大きく突出する。柄孔は小さい長方形孔で、横木を固定する釘孔も小さく、貫通させない。

漁具（34）

全長30.7cmの大型の浮子で、中央がやや膨らむ。両端に縄結びのための横溝をいれ、さらに網縄と接する面に縦溝をいれている。

その他（35～40）

加工製品だが用途は不明である。35は現存長13.5cmで、一木を削りだして軸棒に2個の突起物を作っている。36は下面径11.8cm、上面径4.0cm、高さ2.9cmで、下面から上へ1cmの所に稜線があり、ゆるく内彎して上面に達する。上面中央に幅0.5cm、深さ0.2cmの小孔がある。37は全長が27.4cmで、中央に縦4.8cm・横3.5cmの孔がある。下半部が浅くくぼみ、下方先端に縦・斜位の掻跡がある。くぼみから下方先端にわたって焼け焦げている。38は全長16.4cmの側縁にそって、小孔を2列施す。39は現存長16.2cmで、上部に高まりを残し、一段低めて削り取っている。中央部は貫通させる。側面は上下面に対し直交せず、やや左に傾く。40は現存長が47.9cmで、側縁にそって縦3.3～5.8cm、横1.3cmの楕円孔を一列あけている。

金　属　製　品（41）

C地区の17トレンチから1点を出土した。鉄製の鋤先で、刃部と耳部の一部が遺存する。鉄板を重ねて加工しているが、刃部は腐蝕のため板の合わせ目が大きく開き、本来のものより形状が変化している。

第Ⅴ章　平成４年度新潟県八幡林遺跡木簡

平川　南

第四号

「∨射水臣□□□□×

（100）×22×５　　039型式

貢進物付札。「射水臣」は、文字どおり越中国射水郡に関わるウジ名である。射水郡『延喜式神名帳』、元和活字本『和名類聚抄』などで国府所在郡としている（東急本『和名類聚抄』郡名下註は砺波郡―止奈美国府とする）。　従来の資料では「射水臣」の例は次のとおりである。

「越中国射水郡三嶋郡三嶋郷戸主射水臣匚」〔正倉院調庸関係銘文　紙箋断片（続々集四六帙七巻）〕（松島順正編『正倉院宝物銘文集成』1978年）

「新川郡擬大領伊弥頭臣貞益」『三代実録』仁和二（886）年十二月十八日条〕

「砺波郡擬大領常行」〔『越中国官倉納穀交替帳』（延喜十〈910〉年）〕

射水臣はおそらく射水郡を中心として、砺波郡・新川郡など越中国内に広く分布していたと思われる。

越後国北部については、筆者はすでに次のように指摘している。

『和名類聚抄』によれば、磐舟郡、沼垂郡の郷名は、

磐舟郡―佐伯・山家・利波・坂井・余戸

沼垂郡―足羽・沼垂・賀地

とあり、山家―信濃国筑摩郡山家郷、または小県郡山家郷、利波―越中国砺波郡、坂井―越前国坂井郡、足羽―越前国足羽郡（足羽郷）、賀地―越前国丹生郡可知郷とそれぞれ関連を考えられる。特に磐舟郡は大化四年の磐舟柵設置のさいに、越・信濃両国から柵戸を入れている事実があるだけに興味深い（拙稿「古代における東北の城柵について」『日本史研究』第236号、1982年４月）。

ところで、『続日本紀』大宝二（702）年三月甲申条に「分越中国四郡属越後国」とあるが、この越中国から分離された四郡は頸城・魚沼・古志・蒲原郡とされ、『和名抄』に見える三島郡は、当初は古志郡に含まれていたであろう。この三島郡はおそらく越中国射水郡の三島郷と深く関わるとみてよい。また、本遺跡は古代の越後国古志郡に所在するが、木簡「射水臣」は国郡名が表記されていないことから、古志郡内の人物とみて問題はない。古志郡内の「射水臣」は越後国南部の郡が越中国から分立したこと、越中国の中心は射水郡であり、射水臣が越中国内に広く分布していた事実などを考え合わせるならば、越後国への直接的移住を含

めてうなずけるであろう。なお、木簡は下部を刃物で斜めに切込を入れ、折っているが、この廃棄の仕方は、第一号木簡（郡司符木簡）と全く同じ手法である点は注目すべきである。

第五号

「∨卅五隻」　167×27×4　033型式

第六号

「∨卅五隻」　158×25×3　033型式

第七号

「∨卅五隻」　156×22×4　033型式

第五～第七号は、頭部を山形に整形し、左右に切込を入れ、他端を尖らせた共通した形状を呈する。記載内容も三点とも「卅五隻」と全く同一である。

平城宮跡（第二次内裏外部内東北隅のＳＫ820）出土の木簡の中に類似したものが存する。

木簡番号

468　鮒卅隻　131×27×4　6051型式

469　卅五隻　135×24×2　6051型式

形状は上部が方形、先端を尖らせたもので若干異なる。頭部を山形に整形し、先端を尖らせた形状は、長岡京跡出土木簡をはじめ、長岡京以降の時期の各遺跡出土の付札（金沢市上荒屋遺跡、富山県入善町じょうのべのま遺跡、水沢市胆沢城跡など）に共通した特徴となっている。平城宮木簡の場合は、『延喜式主計上・内膳司』に見える中男作物、贄年料物、同式衛門府・兵衛府の鮮鮒御贄などの用例をあげている（『平城宮木簡一　解説』1969年）。

『延喜式』主計上の諸国調条によれば、「鮭廿隻」、同諸国庸条には「鮭十隻」、中男作物条には「内子鮭（ココモリノサケ）一隻。鮭二隻。小三隻」とある。そして越後国の調・庸・中男作物の内容は次のとおりである。

調―白絹十疋。絹。布。鮭。

庸―白木韓櫃十合。自餘狭布。鮭。

中男作物―黄蘗三百斤、布、紙、漆、鮭内子、并子、氷頭、背腸

結局のところ、三点の木簡はほぼ同一形状と同一数量である点から判断すると、定期的な貢進物付札の可能性が考えられる。内容物はやはり「鮭」を想定するのが最も妥当であろう。ただし、この貢進物付札が本遺跡で廃棄されている意味をどのように理解するかが問題であろう。

第八号

∨甕三□×

63×27×2　039型式

左上端焼損。付札。

第九号

・「∨□□□□五升×
　　(弥)
・「∨□旂□□□麻□×

(196)　×26×4　　039型式

貢進物付札。

第十号

「　　□□□
　∨□　　×
　　□□一枚

(79)　×13×3　　039型式

頭部を山形に整形し、左右に切込を入れているが、他端は欠損している。非常に小型で、直接物品に付けた札と考えられる。

第十一号

「∨□□下」

79×15×2　　032型式

第十号と同様の小型な付札で、完形である。

第十二号

「　　□□□□□
・　請雑物
　　〔多カ〕
　　奈□□□□
・「　　諸□
　□□

(124)　×　(26)　×5　　019型式

現状では三点に分かれているが、本来は同一個体と考えて、釈文を作成した。物品の請求木簡か。

第十三号

・「郡□□×
・「□□□×

(71)　×　(31)　×5　　081型式

本木簡は、ほぼ真ん中で割られていると推察できる。「郡・・」と書き始めている点は注目すべきであるが、文書木簡とすれば、郡○○のような官司または職名と理解されるであろうか。

第十四号

　　所カ
　　注□×

×日□力一束　作毎殖力二束

(195)　×　(14)　×4　　081型式

第十五号

×□卅□　長三□　　98×13×5　　081型式

第十六号

・□□□□一枚□〔一カ〕□

・×□裏二

(78)　×13×5　　081型式

第十七号

×七月十三×

(51)　×11×2　　081型式

第十八号

・×□□□　□×

・×□　□　×

(80)　×(28)　×5　　081型式

第十九号

×□是道有是人人人大×

(177)　×(21)　×5　　081型式

第二十号

×□□〔大カ〕道有是
　　□　道有

(145)　×54×3　　081型式

下端部に小穴有り。習書木簡とは直接的に関係はないと考えられる。

第二十一号

・「是是是道道道道」

330×45×12　　081型式

柱穴（ＳＢ７－Ｐ７）より出土。習書木簡。

第二十二号

習書木簡と考えられる。表には墨痕の新旧が認められる。

(1993．2．1)

第Ⅵ章　出土墨書土器について

平成４年度の発掘調査で出土した墨書土器は、96点を数える。平成２年度に２点、平成３年度に８点の出土があり、総計106点となった。これだけ多くの墨書土器が出土している遺跡は県内ではあまりなく、新潟市的場遺跡に次ぐ量である。さて今年度出土の墨書土器は、その大部分がⅠ地区からの出土で、２点がD地区からの出土である。奈良時代から平安時代にまでわたっており、須恵器に書かれたものが94点を占め（坏－91点、蓋－３点）、土師器に書かれたものは、２点（坏）にすぎない。記載内容は一覧表のとおりであるが、内容別には以下のように分類できる。

＊郡に関連する墨書土器

「郡」・・１点　　「大領」・・３点　　「石屋大領」・・１点　　「大厨」・・１点

「厨」・・１点

郡の墨書土器の出土は県内でも他に３遺跡[1]が知られているが、いずれも官衙関連遺跡である。大領の墨書土器は、全国的にも出土例が少なく、確実に大領と書かれている土器の出土は静岡県御子ヶ谷遺跡・(秋合遺跡)、郡遺跡、鳥取県上原遺跡、福岡県野瀬塚遺跡の4遺跡にすぎない。大領はもちろん郡の四等官の長官のことであるが、この墨書土器の出土により、当遺跡と大領が深い関係にあることが明らかになった。問題は「石屋大領」である。「いわや」と読み、地名と推定されるが、和島村および周辺の現存地名には「いわや」の地名は見られず、また文献上にも確認することが出来ない。「地名＋大領」の墨書土器は、御子ヶ谷遺跡、野瀬塚遺跡出土例のように「郡名」を冠した例はあるが、この地は古志郡であり「石屋」が郡名であった可能性はない。10世紀前半の「和名抄」には、古志郡に４郷（大家、栗家、文原、夜麻）あったと記されているが、越後国の郷名の中に「○○や」の名称が比較的多いことから、「石屋」が郡の下の行政区画である郷名やその下部組織である里名、もしくは村名などの可能性があり、平安時代以降に失われた地名と考えられる。「大厨」の大は大領の厨の意味であろうか。このⅠ地区では墨書土器が多く、また厨が２点出土していることから、Ⅰ地区は厨的性格であったとも考えられるが、煮沸形態の甕が以外と少ないことが問題である。

さて、これら郡に関連する墨書土器の年代であるが、まず「郡」(179) の有台坏は、高台がそれほど高くなく、底部の雰囲気から８世紀前半にはさかのぼらず、８世紀末葉になると考えられる。「厨」(180)「大厨」(181) はいずれも口径13cmを測る。底部形態にやや違いが見られるものの、胎土、焼成に共通性が見られ、ほぼ同時期の所産と考えられる。やはり８世紀末

---

1)　県内で「郡」墨書土器の出土している遺跡は、新井市栗原遺跡、柿崎町木崎城遺跡、豊浦町曽根遺跡の３遺跡である。

葉段階と考えられる。形態的には180が時期的に若干下るであろうか。184の「大領」も同時期と考えられる。185の「大領」蓋はツマミが丸く小さいこと、天井部にケズリが見られないこと等から、9世紀前半まで下るであろう。「石屋大領」(182)、「大領」(183) はいずれも同一胎土で、小泊産と考えられる。182が口径14.6cm、183が口径13cmを測る。底部全面にはケズリが見られる。9世紀前半の土器である。

このように郡関連の墨書土器は8世紀末から9世紀前葉に限定できる。したがってこの時期に郡関連の何らかの施設がⅠ地区に存在したことになろう。

＊方位を表わす墨書土器

「南」・・5点　　「北」・・4点

「南」と「北」があるが、書かれている土器に時期差が認められる。南は8世紀後半から9世紀前半におさまるが、北は全て9世紀後半の土器である。方位は官衙の中での位置関係を表わしているものと考えられるが、いずれもⅠ地区の同一地点からの出土である。Ⅰ地区の建物群は8世紀末葉から9世紀にわたることから、その間に官衙の範囲、配置関係が変化したことを表わしているものと思われる。8世紀後半に南であることは、北に施設があったことを意味していると推測されるが、C地区の四面庇付建物は8世紀前半であり、問題が残る。

＊人名と思われる墨書土器

「他田」(46)

他田は古代越後には認められないが、信濃、美濃、上野等で知られる。土器は小泊産で9世紀後半である。

＊職名と思われる墨書土器

「田長」(37)

田長の用例は知られない。墨書土器では、「田人」「田令（領）」などの用例があり、水田経営に関与する郡の下級役人と推測される。土器は奈良時代前半と考えられる。

＊1字のみで性格不明の墨書土器

「野」・・2点　　「勝」・・1点　　「有」・・5点　　「草」・・4点

「由」・・6点　　「庄」・・1点　　「大」・・6点

これら一字の墨書土器はいずれも9世紀後半から10世紀初頭にかけての土器である。

＊その他判読不明・・54点

平成４年度八幡林遺跡出土「墨書土器」一覧

No.	墨書名	器種	出土地点	備考
1	「郡」	須・有台坏	92八林Ⅰ－２ＴⅣ層	図版20-179
2	「大厨」	須・坏	92八林Ⅰ－２ＴⅣ層	図版20-181
3	「南」	須・坏	92八林Ⅰ－２ＴⅣ層	図版20-187
4	「南」	須・有台坏	92八林Ⅰ－７Ｔ西側	図版20-190
5	「南」	須・有台坏	92八林Ⅰ－２Ｔ西拡張区	図版20-189
6	「大」「富」	須・坏	92八林Ⅰ－２ＴⅣ層	図版20-192
7	「大」	須・坏	92八林Ⅰ－２・７Ｔ西側Ⅲ層	火襷
8	「勝」	須・有台坏	92八林Ⅰ－２ＴⅣ層	図版21-193
9	「大領」	須・坏	92八林Ⅰ－７Ｔ西側Ⅲ層	図版20-184
10	「南」	須・坏	92八林Ⅰ－6・７Ｔ西拡張区砂利層	図版20-188
11	「？」	須・坏	同上	火襷
12	「田長」	須・坏	92八林Ｄ－７Ｔ①Ⅲ層	
13	「南？」	須・坏	92八林Ⅰ－７ＴⅢ層	図版20-191
14	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－２ＴⅣ層	
15	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－２ＴⅣ層	
16	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－６・７Ｔ砂利層	
17	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－６Ｔ西側Ⅳ・Ⅴ層	
18	「　領」	須・有台坏	92八林Ⅰ－６砂利層	図版20-186
19	「厨」	須・坏	92八林Ⅰ－７Ｔ	図版20-180
20	「？？」	須・坏	92八林Ⅰ－７Ｔ砂利層の下	
21	「石屋大領」	須・坏	92八林Ⅰ－７Ｔ西側砂利層	図版20-182
22	「大領」	須・坏	92八林Ⅰ－７Ｔ砂利層(柱穴)	図版20-183
23	「大領」	須・蓋	92八林Ⅰ－４ＴⅤ・２ＴⅣ	図版20-185
24	「北」	須・坏	92八林Ⅰ－７Ｔ東砂利層	図版21-195
25	「北」	須・坏	92八林Ⅰ－７Ｔ西拡張砂利層	
26	「北？」	須・坏	92八林Ⅰ－２ＴⅣ・Ⅴ層	
27	「北」	須・坏	92八林Ⅰ－７ＴⅣ・Ⅴ層	
28	「有」	須・坏	92八林Ⅰ－７Ｔ西拡張砂利層	図版21-200
29	「有」	須・坏	92八林Ⅰ－７ＴⅡ層	
30	「有」	須・坏	92八林Ⅰ－７ＴⅠ・Ⅱ層	
31	「草」	須・坏	92八林Ⅰ－２ＴⅣ・Ⅴ層	
32	「草」	須・坏	92八林Ⅰ－２ＴⅣ・Ⅴ層	図版21-204
33	「草」	須・坏	92八林Ⅰ・６Ｔ	図版21-203
34	「草」	土・坏	92八林Ⅰ－２ＴⅣ層	図版21-202
35	「大」	須・坏	92八林Ⅰ－２ＴⅣ・Ⅴ層	
36	「大？」	須・坏	92八林Ⅰ－７Ｔ西拡張区砂利	
37	「大」	須・坏	92八林Ⅰ－２Ｔ	
38	「由」	須・坏	92八林Ⅰ－７Ｔ	
39	「由」	須・坏	92八林Ｃ－17Ｔ	
40	「由」	須・坏	92八林Ｃ－17ＴNo37	
41	「由」	須・坏	92八林Ｃ－17ＴNo36	
42	「由」	須・坏	92八林Ｃ－17ＴＳＫ01	
43	「野」	土・坏	92八林Ⅰ－７ＴⅠ・Ⅱ	図版21-197
44	「野」	須・坏	92八林Ⅰ－７Ｔ西拡張砂利層	図版21-198
45	「上？」	須・坏	92八林Ⅰ－２ＴⅣ層	
46	「浄？」	須・坏	92八林Ⅰ－３ＴⅤ層	
47	「他田」	須・坏	92八林Ｄ－７Ｔ②Ⅲ層	
48	「庄」	須・坏	92八林Ⅰ－６ＴⅡ層	図版21-196
49	「卒？」	須・坏	92八林Ⅰ－２Ｔ西側側溝	図版21-207
50	「卒？」	須・坏	92八林Ⅰ－２・７Ｔ西側Ⅲ層	図版21-206
51	「卒？」	須・坏	92八林Ⅰ－６・７Ｔ砂利層	
52	「　田」	須・坏	92八林Ⅰ－７ＴⅢ層	図版21-194
53	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－７Ｔ西拡張砂利層	
54	「？」	土・坏	92八林Ⅰ－７Ｔ西拡張砂利層	
55	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－７Ｔ	
56	「？」	須・蓋	92八林Ⅰ－２ＴⅣ層	
57	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－７ＴⅠ・Ⅱ層	
58	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－２・７Ｔ西Ⅲ層	
59	「長長」？	須・坏	92八林Ⅰ－２Ｔ	
60	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－２ＴⅢ・Ⅳ層	
61	「？」	須・坏	92八林Ｃ－17Ｔ	
62	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－７ＴⅠ・Ⅱ	
63	「？？」	須・坏	92八林Ⅰ－２Ｔ西拡張砂利層	
64	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－７ＴⅠ・Ⅱ	
65	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－６・７Ｔ砂利層	
66	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－２Ｔ西拡張1・２層	
67	「有」	須・坏	92八林Ⅰ－７ＴⅢ層	図版21-199
68	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－２Ｔ西拡張砂利層	
69	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－２Ｔ西拡張砂利層	
70	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－６ＴⅠ－Ⅱ層	
71	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－２Ｔ	
72	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－４ＴⅤ層	
73	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－２Ｔ	
74	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－３ＴⅤ層	
75	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－２ＴⅣ層	
76	「万」？	須・坏	92八林Ⅰ－７Ｔ西拡張砂利層	
77	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－６・７Ｔ砂利層	
78	「北」？	須・坏	92八林Ⅰ－７ＴⅡ・Ⅲ層	
79	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－７ＴⅠ・Ⅱ層	
80	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－７ＴⅠ・Ⅱ層	
81	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－５ＴⅠ・Ⅱ層	
82	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－６・７Ｔ西拡張区	
83	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－２ＴⅣ・Ⅴ層	
84	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－７ＴⅡ・Ⅲ層	
85	「由　由」？	須・蓋	92八林Ⅰ－２・７Ｔ西側Ⅵ層	図版21-205
86	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－７Ｔ	
87	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－２・７Ｔ西側	
88	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－２・７Ｔ	
89	「？」	土・坏	92八林Ⅰ－７Ｔ西側Ⅲ	
90	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－７Ｔ西側Ⅲ	
91	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－７ＴⅡ・Ⅲ	
92	「産産」	石・	92八林Ⅰ－７Ｔ西側Ⅲ	
93	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－２・７Ｔ西側Ⅵ	
94	「？」	須・坏	92八林Ⅰ－２Ｔ西拡張区砂利層	
95	「大」	須・坏	92八林Ⅰ－２Ｔ西拡張区砂利層	
96	「有」	須・坏	92八林Ⅰ－２ＴⅢ・Ⅵ層	図版21-201

第Ⅶ章　調査のまとめ

平成４年度の調査結果及び問題点をまとめると以下のようになる。

①低地の区画施設とされた板材列は連続性が見出せず、少なくとも低地における板材による区画はなかったものと考えられる。

②Ｃ地区の四面庇付建物は政庁の正殿と考えられるが、脇殿等の施設は存在しないことが判明した。

③古代の遺構が南側低地にも広がることが判明した。建物は規模も大きく奈良時代のみならず平安時代においても官衙的性格を踏襲していたことが判明した。

④出土遺物には、刀装具・漆器など正倉院に伝存する遺品と類似した遺物の出土が注目され、帯金具・木蓋・緑釉鳥形硯などとともに、当遺跡の官衙的性格が補強された。

⑤具体的な施設などを示す「郡」「大領」「大厨」といった注目される墨書土器や多くの木簡が出土した。「郡」「大領」は、郡衙の可能性を強く示唆する。

⑥「石屋大領」墨書土器の出土から当地が「石屋」と呼ばれていたことが明らかとなった。郡名でないことは明らかで、郡の下の行政区画である郷名やその下部組織である里名もしくは村名などの可能性があり、平安時代以降に失われた地名と考えられる。

⑦「射水臣」木簡は古志郡内に射水臣が分布していた事実を示す資料として注目される。射水臣は越中国の国府が所在する射水郡を本拠とする有力豪族で伊弥頭国造の系譜を引く名門氏族である。『続日本紀』には、大宝二年に越中国の４郡を分離して越後国に編入した記事がある。古志郡内に射水臣が蟠居した可能性を示す今回の資料の発見は、越後国の領域が確定する間の歴史的経緯を物語るものといえる。

⑧「卅五隻」木簡は、税の貢進物付札と考えられ、古代越後を代表する特産物である「鮭」に付けられた可能性が高い。今回の資料により、その貢進単位が具体的に明らかになった。また多数の付札木簡の出土から当遺跡が物資の集積場所であった可能性もある。

⑨郡関連の文字資料は全てＩ地区で出土している。このことはＩ地区に郡関連の何らかの施設が存在したことを示す。また郡関連の文字資料の年代は８世紀末から９世紀前半に限定される。今まで行なった丘陵上の調査において、８世紀末から９世紀前半の遺構は明確でない。したがって、郡衙施設を現在の島崎集落を含めた島崎丘陵全体で検討していく必要がある。また、郡衙機能が年代的にどこまで遡るのかも、当遺跡の性格を理解する上で重要となってくる。

⑩今回の出土資料により当遺跡が「古志郡衙」と関連する可能性が強まったが、奈良時代前半の遺跡の様相はこれまでの郡衙遺跡例とはかなり異なり、また「郡司符」「沼垂城」木簡の内容も奈良時代前半に本遺跡そのものを郡衙と断定するには至らず、複合的な官衙の可能性もなお残されている。

引用参考文献

金子拓男　1990　「第６章　律令体制の成立と展開」『柏崎市史上巻』　市史編さん室

小林昌二　1992　「八幡林遺跡等新潟県内出土の木簡」『木簡研究』第14号　木簡学会

坂井秀弥　1984　「第Ⅳ章　考察　１今池遺跡群における奈良・平安時代の土器」『新潟県埋蔵文化財調査報告書第35集　今池遺跡・下新町遺跡・子安遺跡』　新潟県教育委員会

坂井秀弥　1989　「第Ⅶ章　まとめ　２奈良・平安時代の土器」『新潟県埋蔵文化財調査報告書第53集　山三賀Ⅱ遺跡』　新潟県教育委員会

坂井秀弥・鶴間正昭・春日真実　1991「佐渡の須恵器」『新潟考古』第２号　新潟県考古学会

坂井秀弥・山本肇・田中靖　1992　「新潟県八幡林遺跡出土土器と長岡市須恵器窯跡資料」『北陸古代土器研究』第２号　北陸古代土器研究会

坂井秀弥・田中靖　1991　「新潟県八幡林遺跡ど出土木簡」『日本歴史』1991年第10号　吉川弘文館

原秀三郎　1976　「郡司と地方豪族」『岩波講座日本歴史』３古代３　岩波書店

松村恵司　1992　「５古代のムラを掘る」『考古学ゼミナール　古代を発掘する』　六興出版

本間嘉晴・関雅之・本間信昭　1975『浜田遺跡』　真野町教育委員会

山中敏史　1984　「Ⅱ国衙・郡衙の構造と変遷」『講座日本歴史』２古代２　東京大学出版会

山本肇・桑原陽一・田中靖　1992　『八幡林遺跡』　新潟県和島村教育委員会

遺構図面割付図

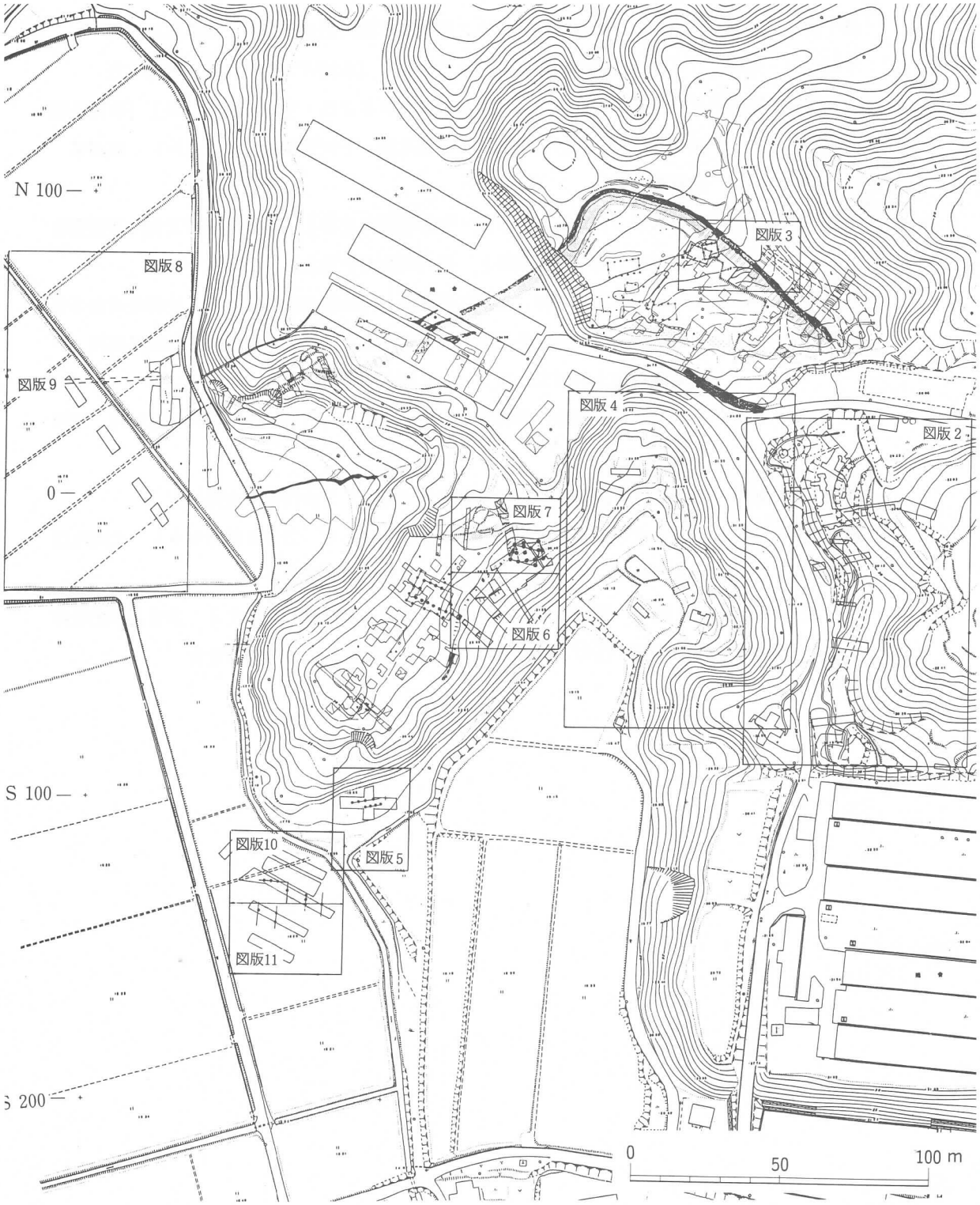
N 100
0
S 100
S 200
図版2
図版3
図版4
図版5
図版6
図版7
図版8
図版9
図版10
図版11
0
50
100 m

遺跡周辺の地形

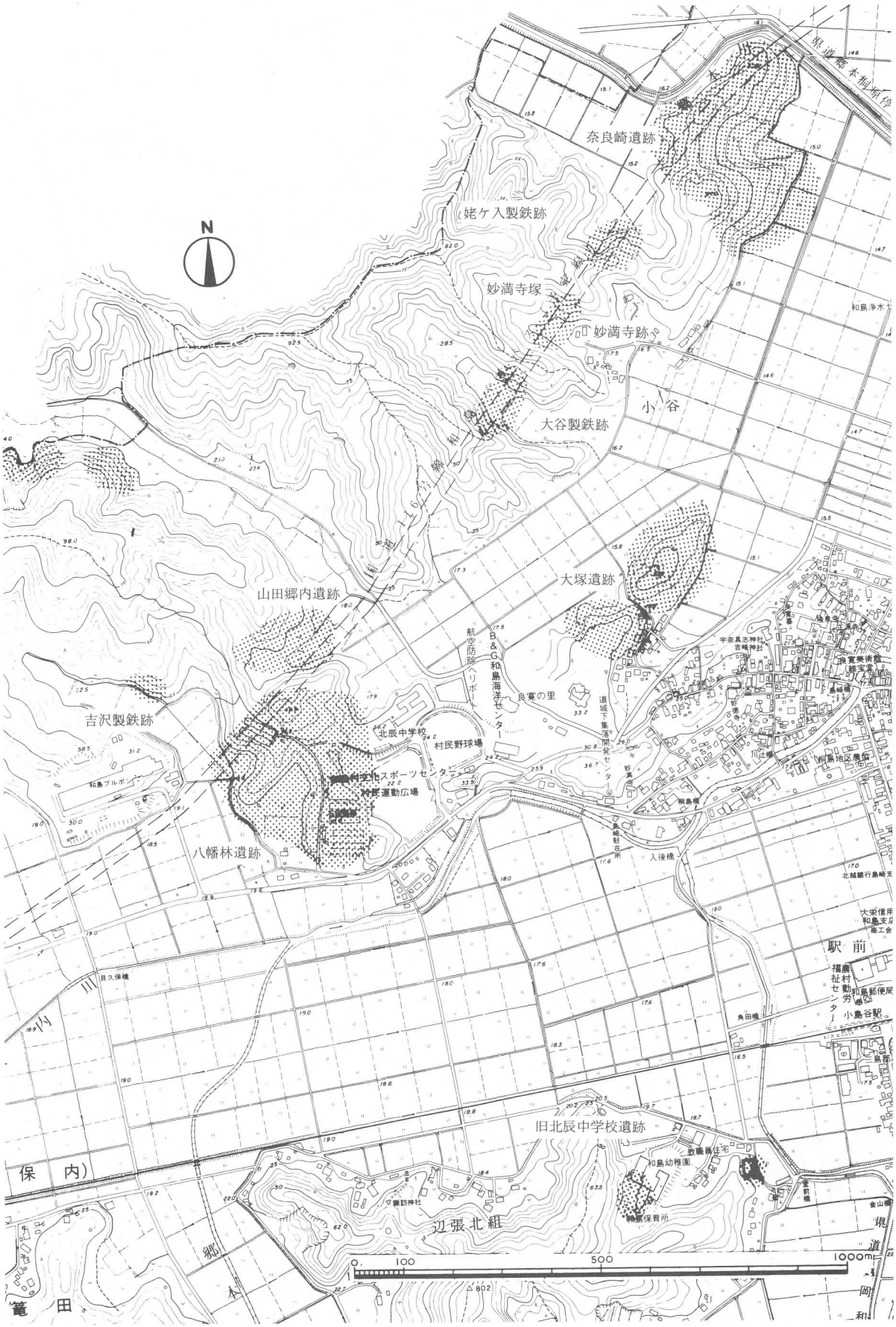
N
奈良崎遺跡
姥ケ入製鉄跡
妙満寺塚
妙満寺跡
小谷
大谷製鉄跡
大塚遺跡
山田郷内遺跡
吉沢製鉄跡
八幡林遺跡
旧北辰中学校遺跡
辺張北組
0
100
500
1000m

図版 2

E地区トレンチ設定図

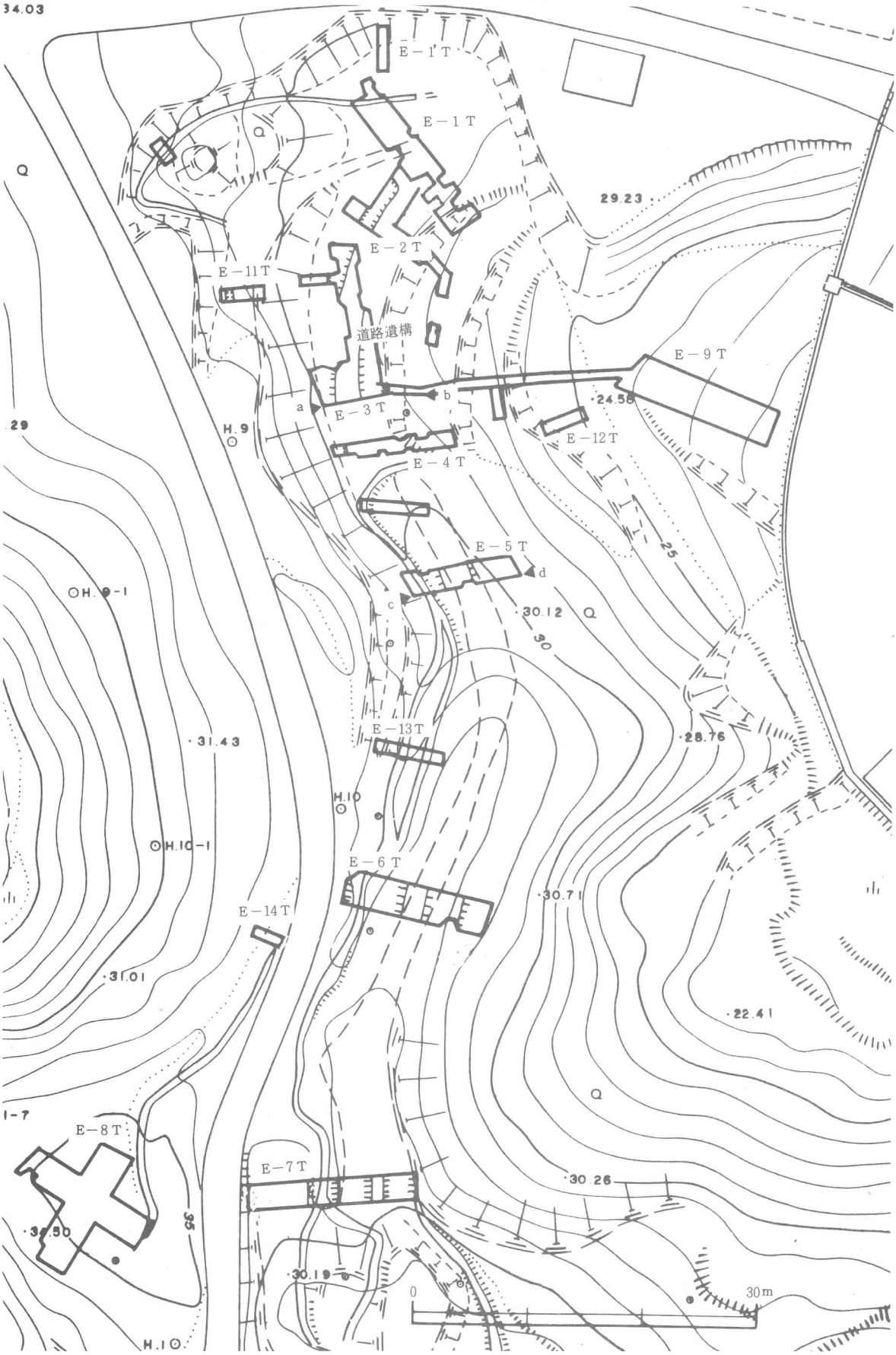

B地区遺構平面図

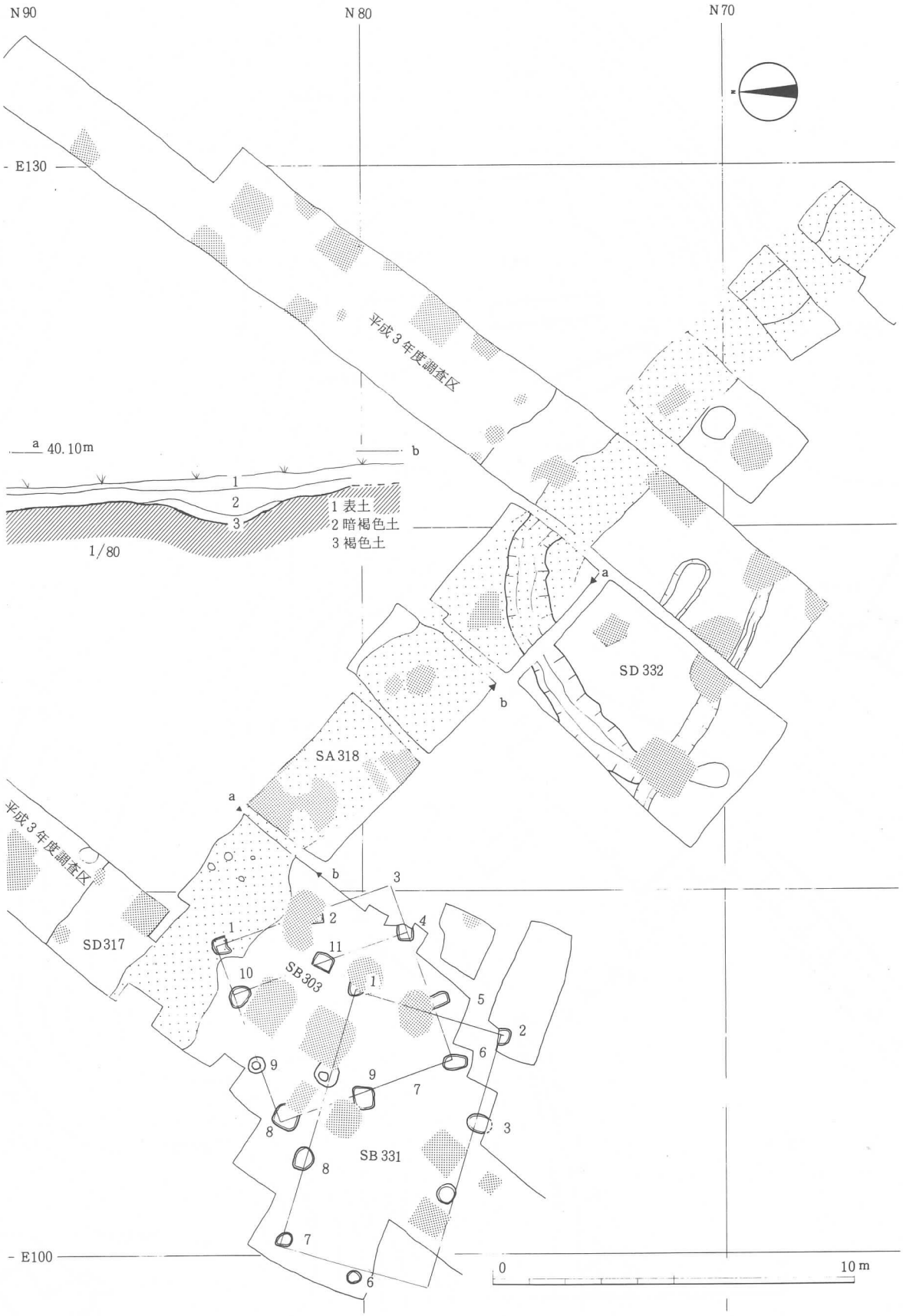
N 90
N 80
N 70
E130
E100
平成3年度調査区
平成3年度調査区
a 40.10m
b
1
2
3
1 表土
2 暗褐色土
3 褐色土
1/80
SD 332
SA 318
SD317
SB 303
SB 331
0
10 m

図版 4

D地区トレンチ設定図

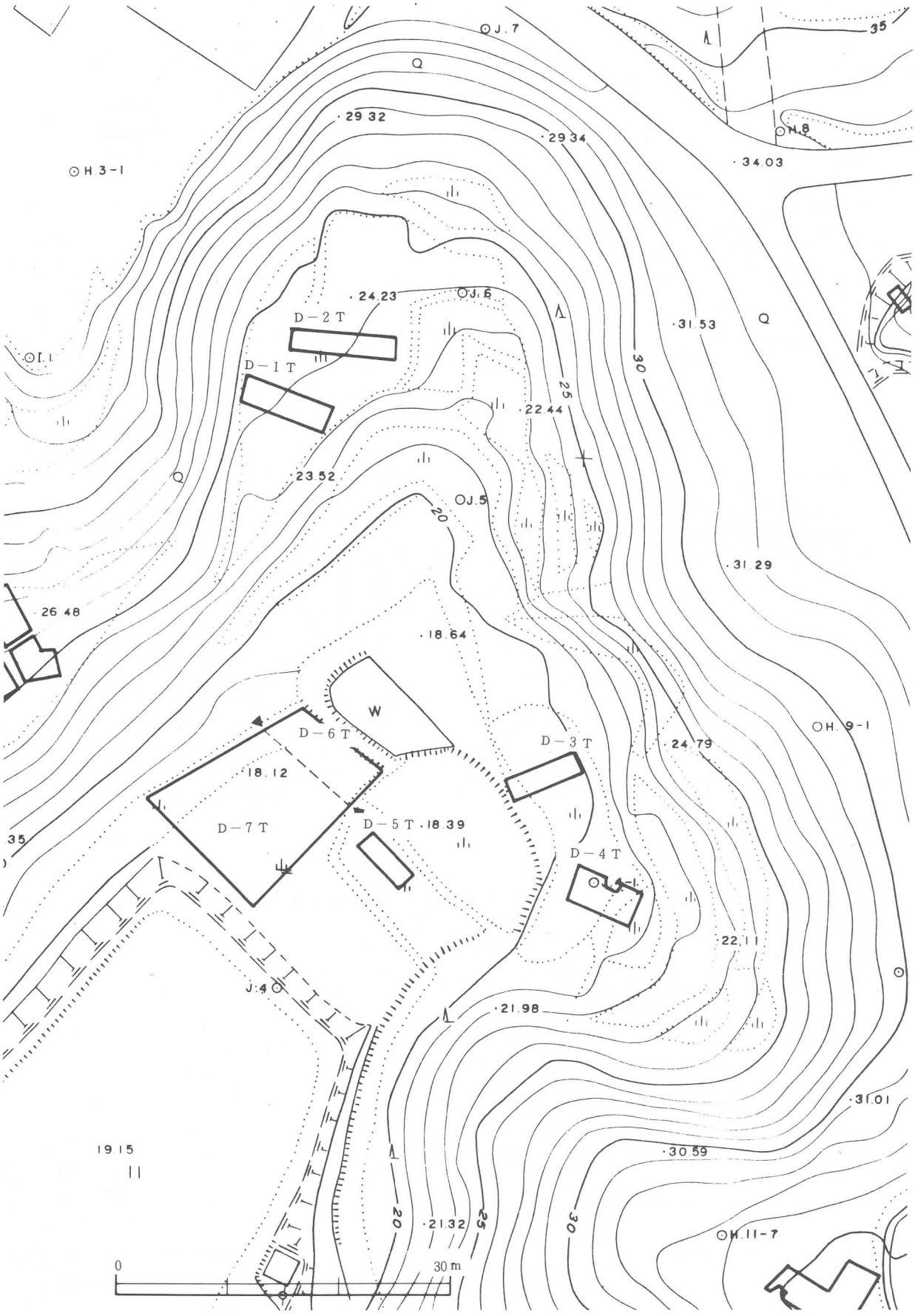

C地区17T遺構平断面図

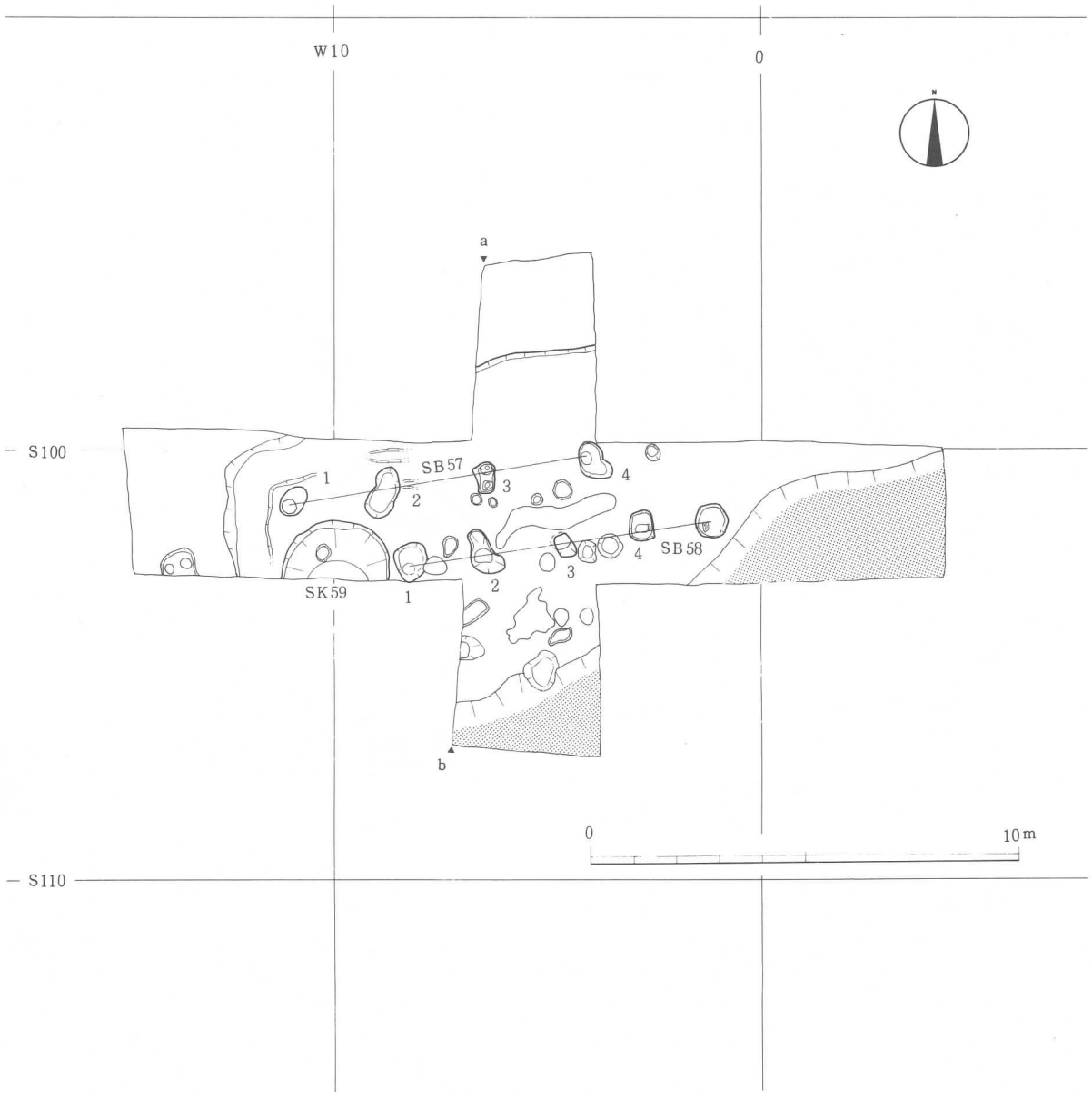

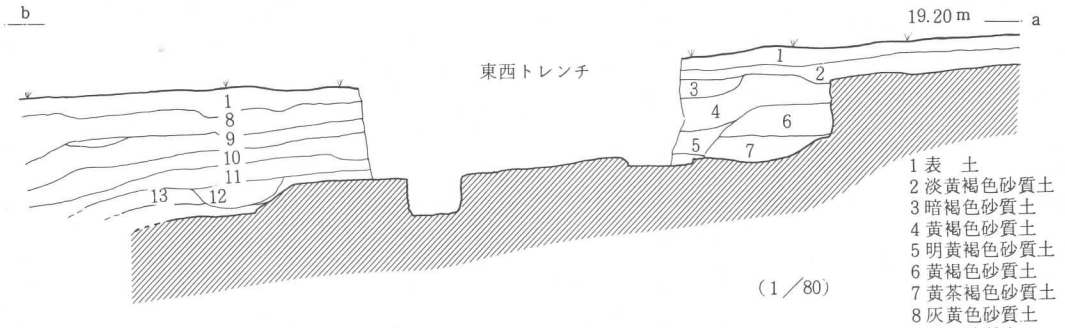

1 表　土
2 淡黄褐色砂質土
3 暗褐色砂質土
4 黄褐色砂質土
5 明黄褐色砂質土
6 黄褐色砂質土
7 黄茶褐色砂質土
8 灰黄色砂質土
9 褐色砂質土
10 褐色砂質土
11 暗褐色砂質土
12 暗灰褐色砂質土
13 褐色砂質土

図版 6

C地区遺構平面図(1)

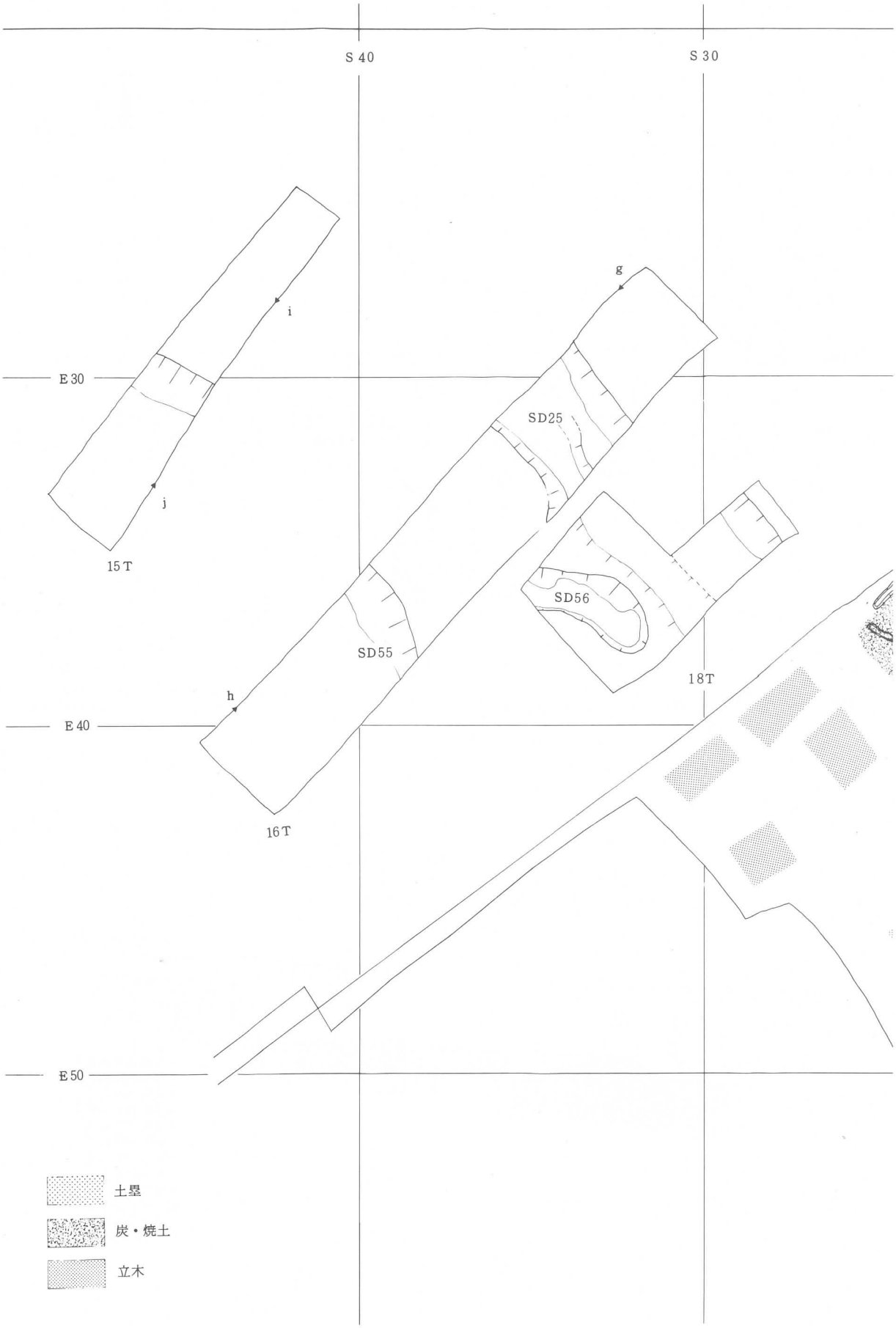

C地区遺構平面図(2)

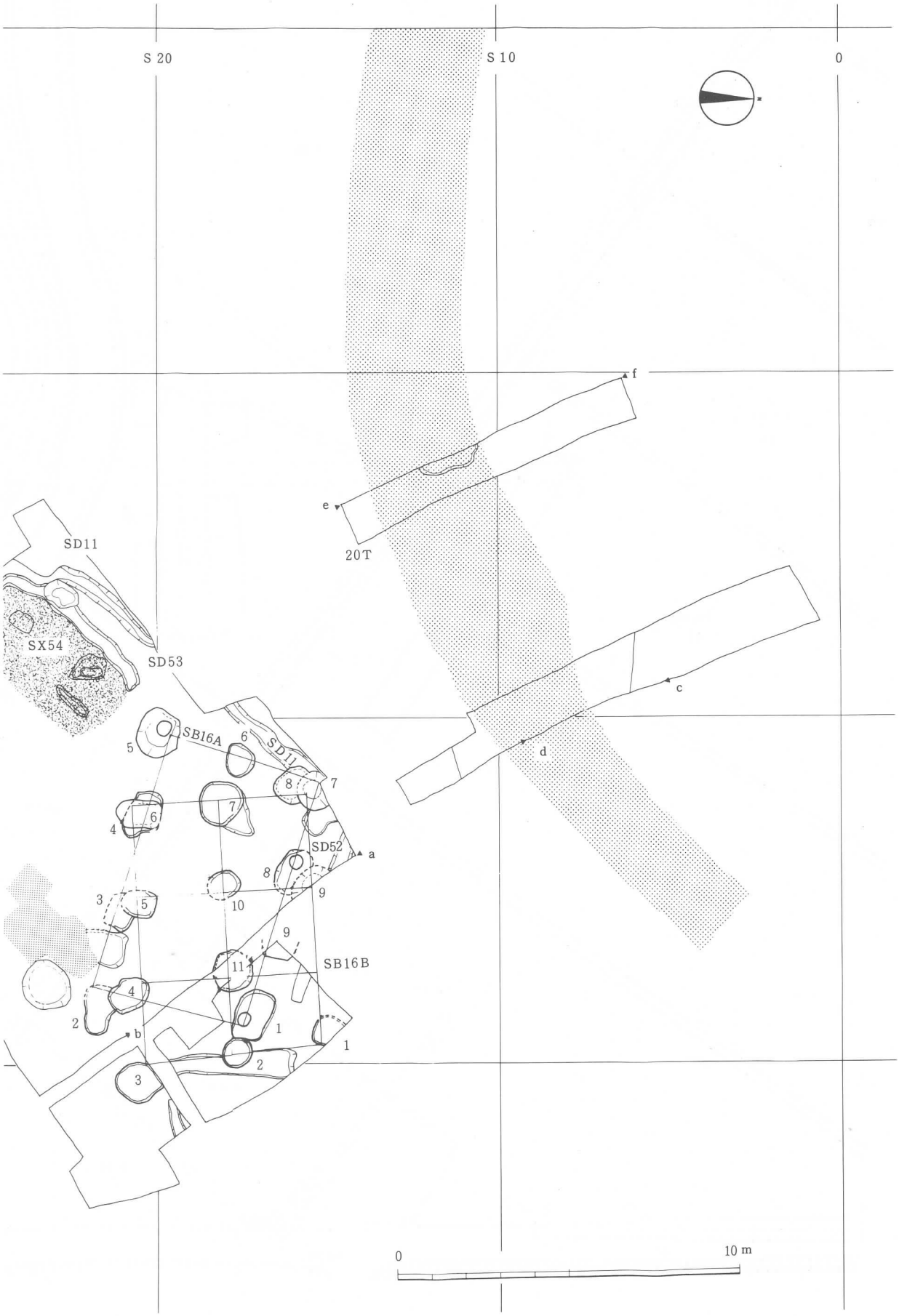
S 20
S 10
0
N
f
e
20T
SD11
SX54
SD53
SB16A
SD11
SD52
a
SB16B
b
c
d
0
10 m

図版 8

H地区トレンチ設定図

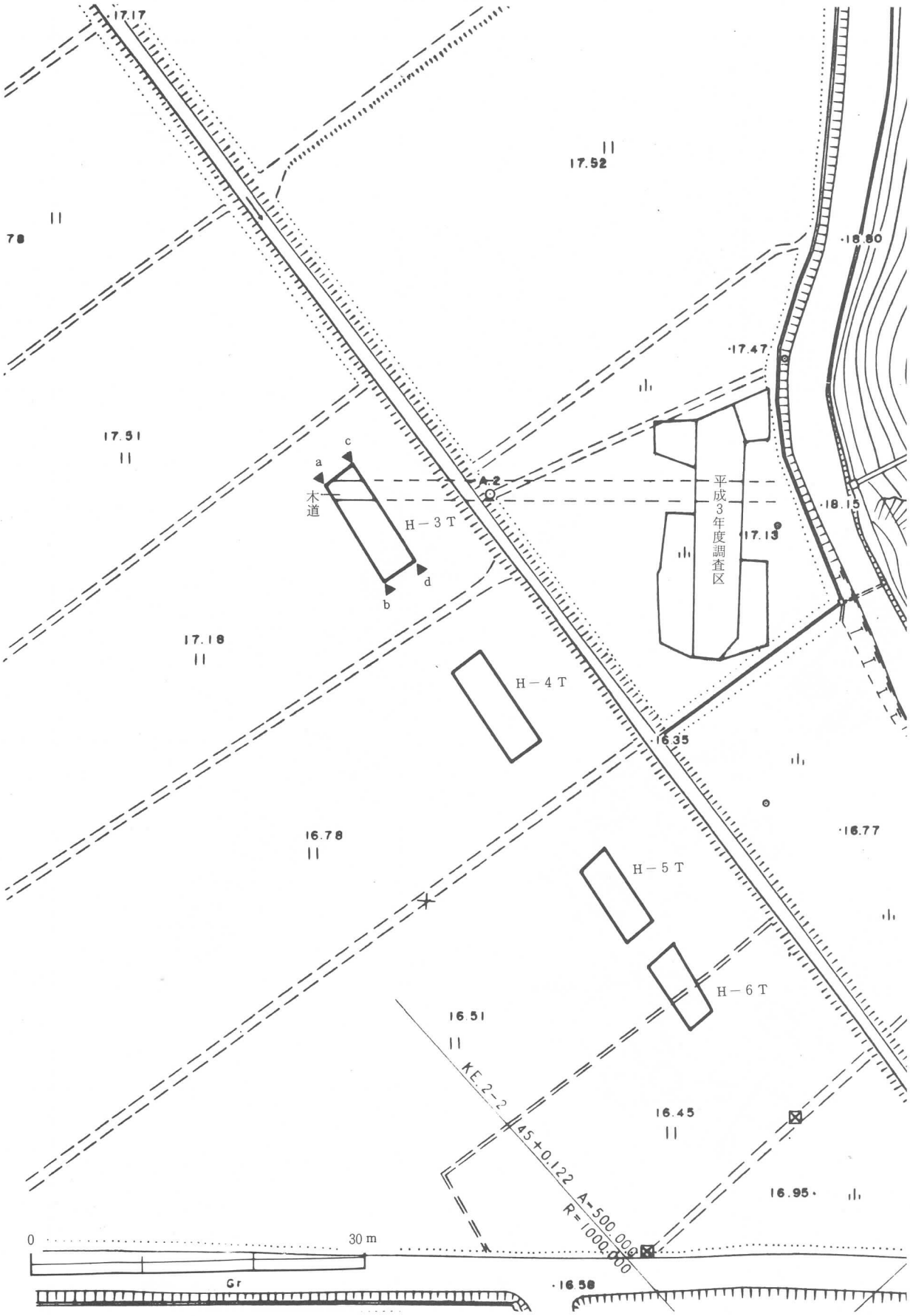

C地区遺構平面図(2)

S 20
S 10
0
N
f
e
20T
SD11
SX54
SD53
SB16A
SD11
SD52
a
SB16B
b
c
d
0
10 m

図版 8

H地区トレンチ設定図

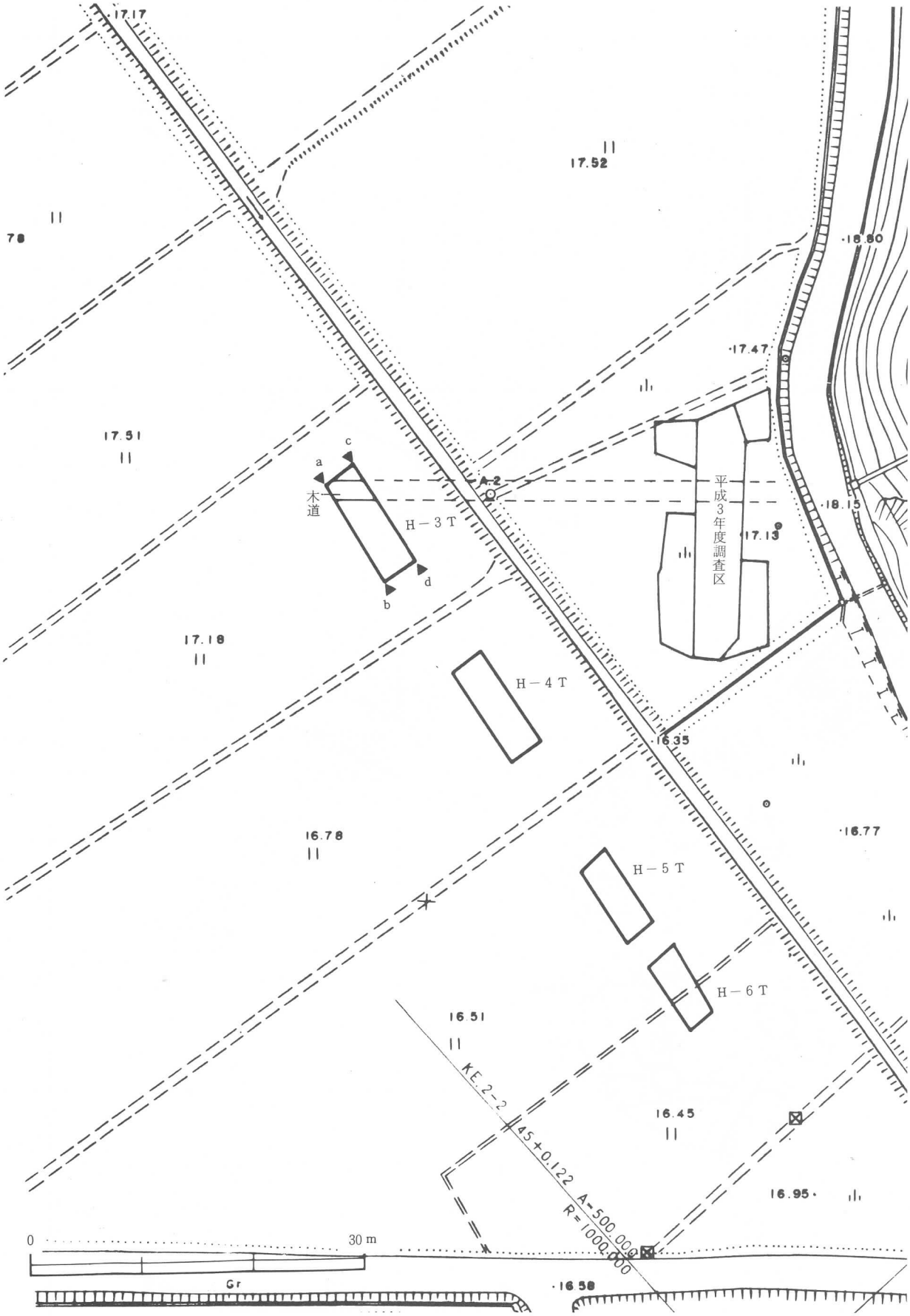

H地区木道平面図

(H－3T)
N36
N37
N38
W107
W108
W109
W110
W111
W112
0
1
2m
a
b
c
d
26.00m
26.00m

Ⅰ地区遺構平面図（1）

S 120
S 130
W20
W30
W40
5T
6T
7T
2T
1T
SB06
SB05
SB07
SB08
SB09
SB03
SB04
SB10
SB11
木簡出土地点
排水溝

Ⅰ地区遺構平面図（2）

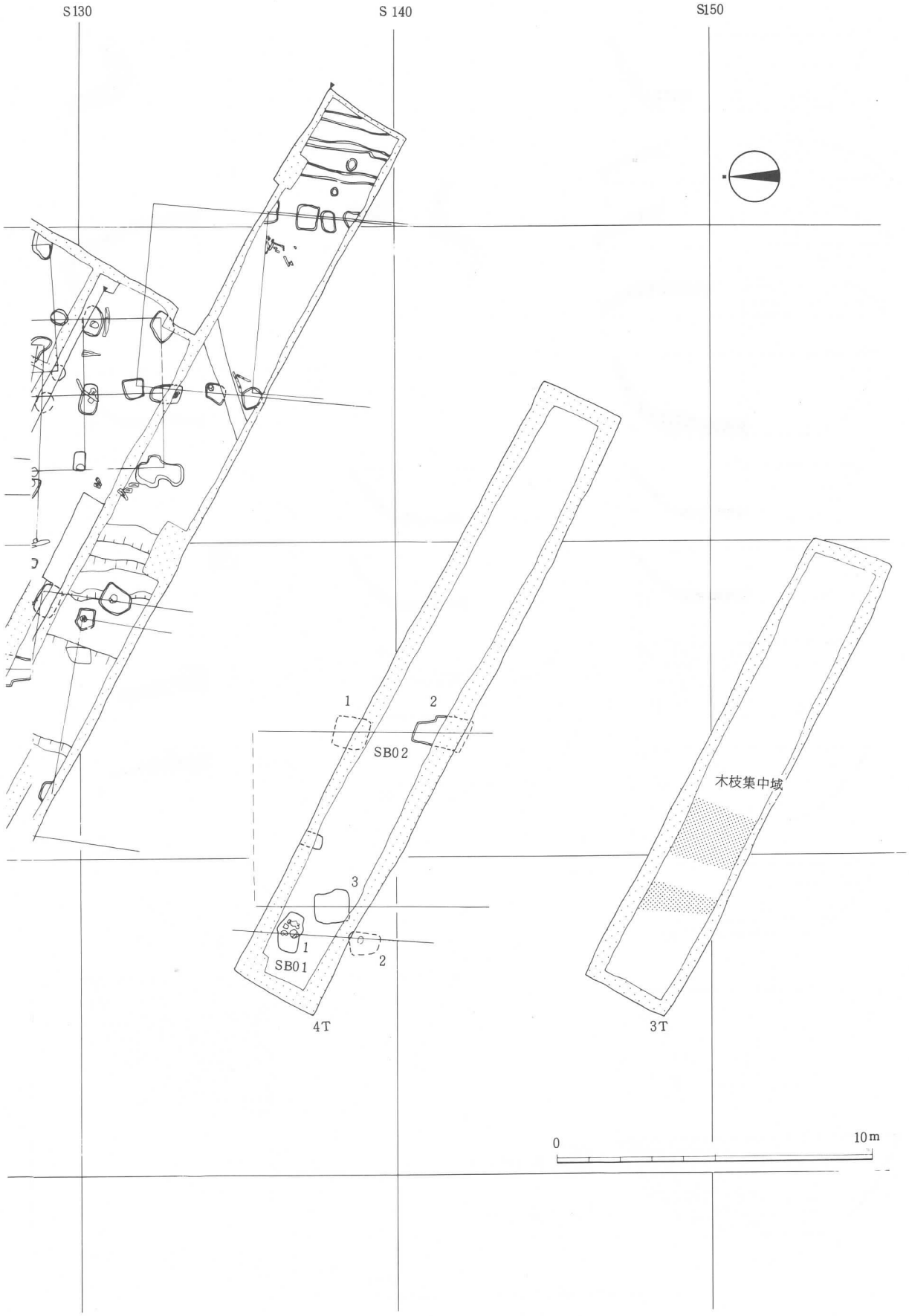

図版12

B・C地区出土遺物

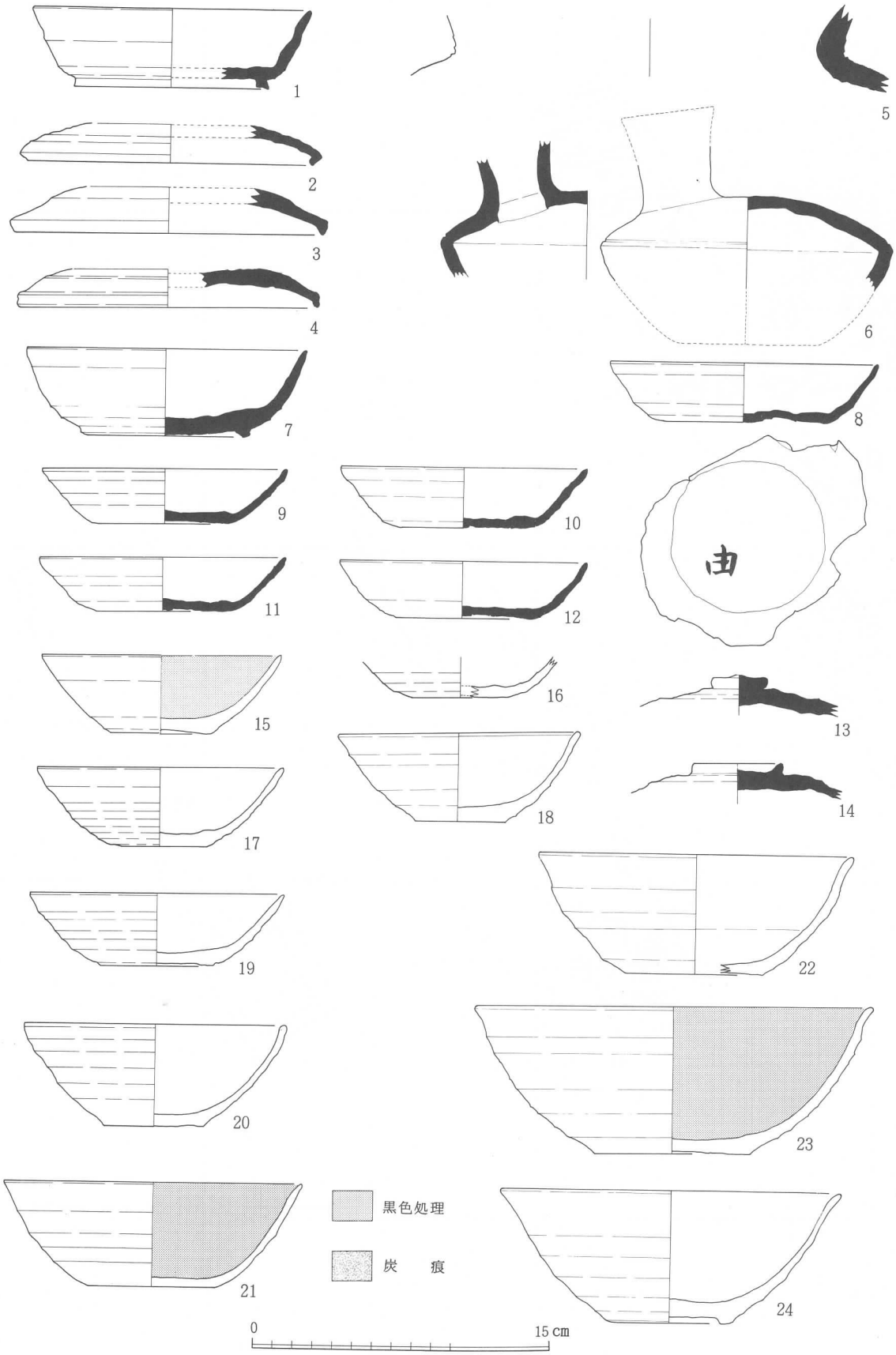

D地区出土遺物(1)

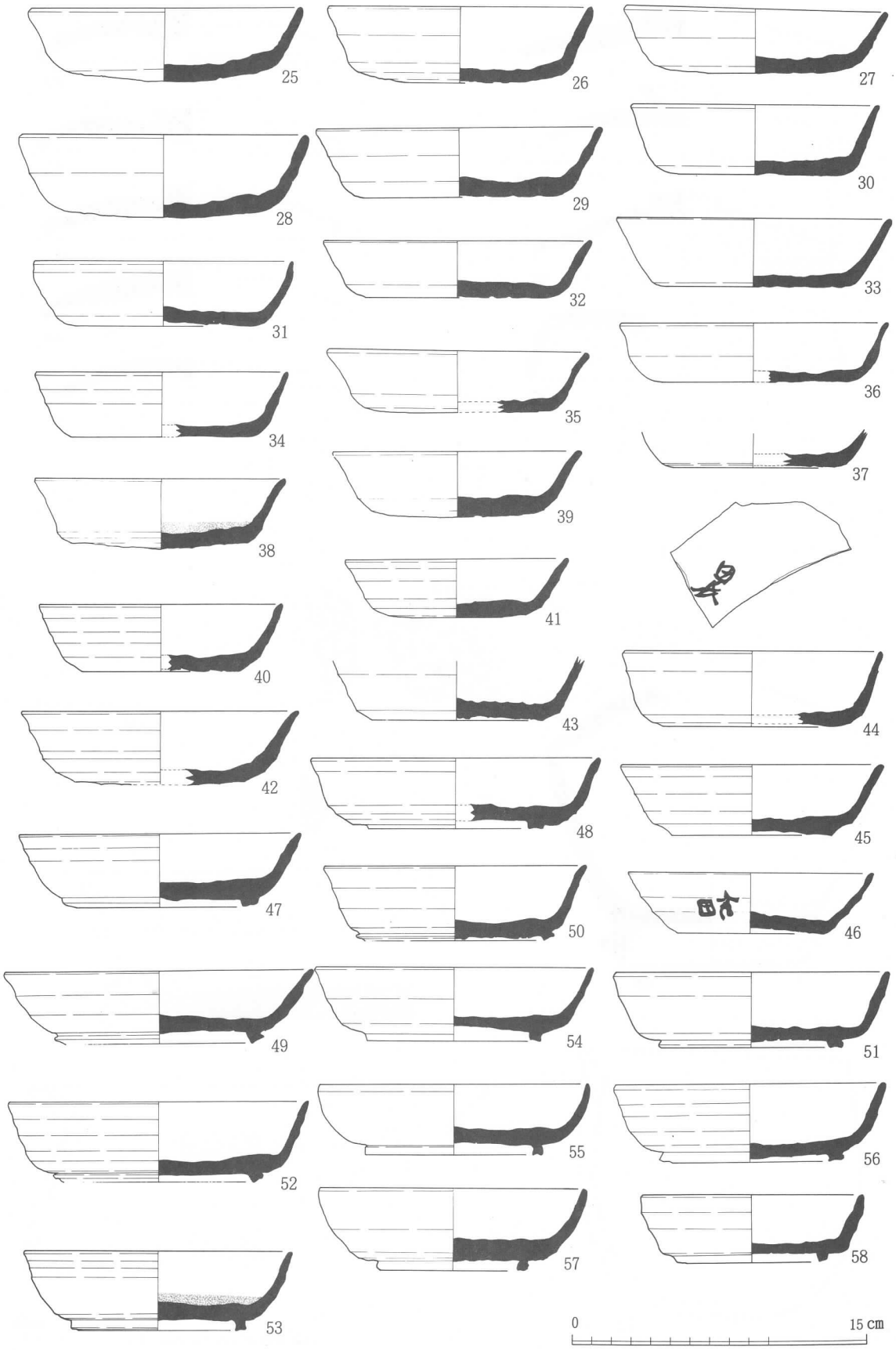
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
0
15 cm

D地区出土遺物(2)

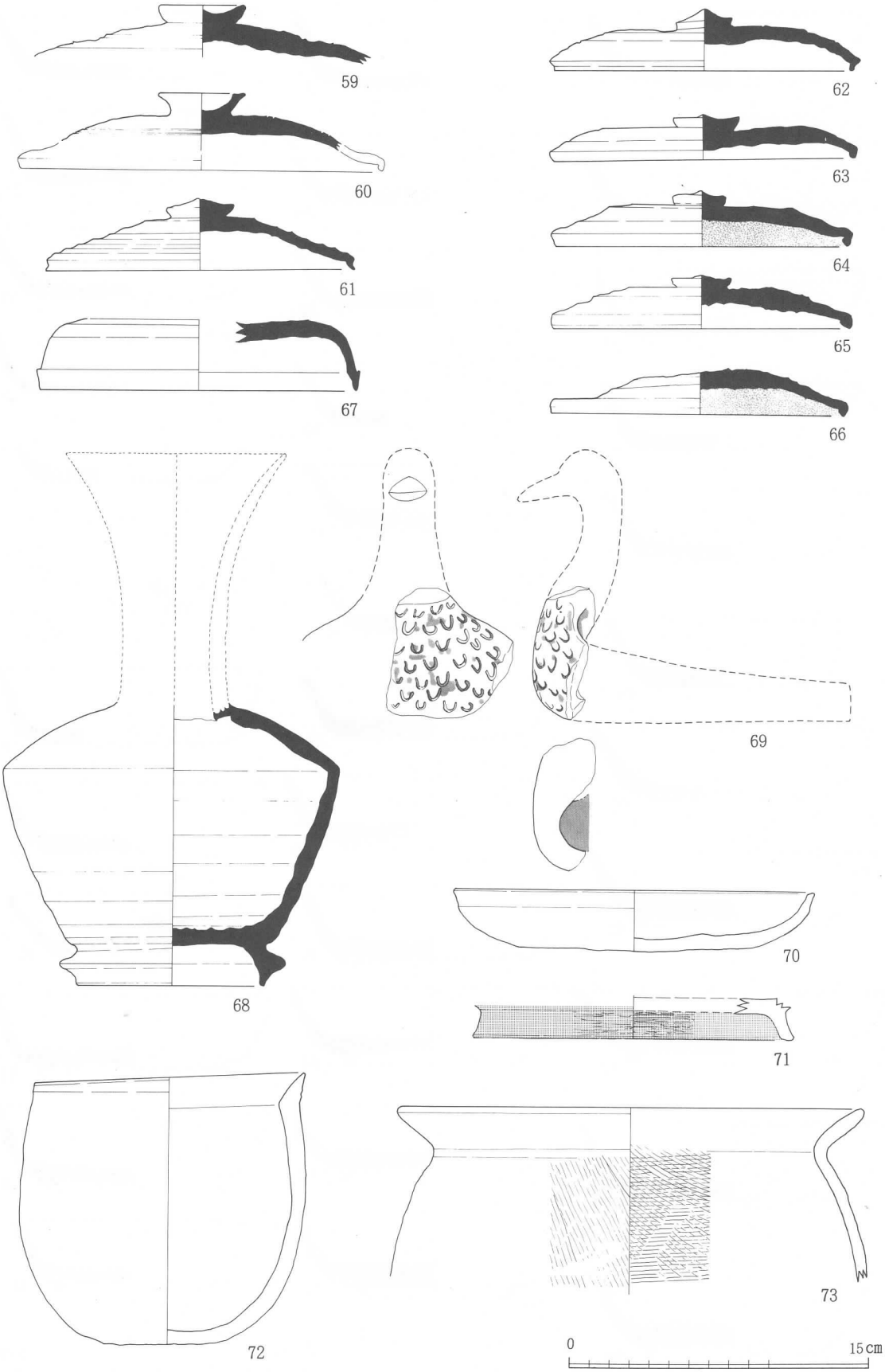

D地区出土遺物(3)

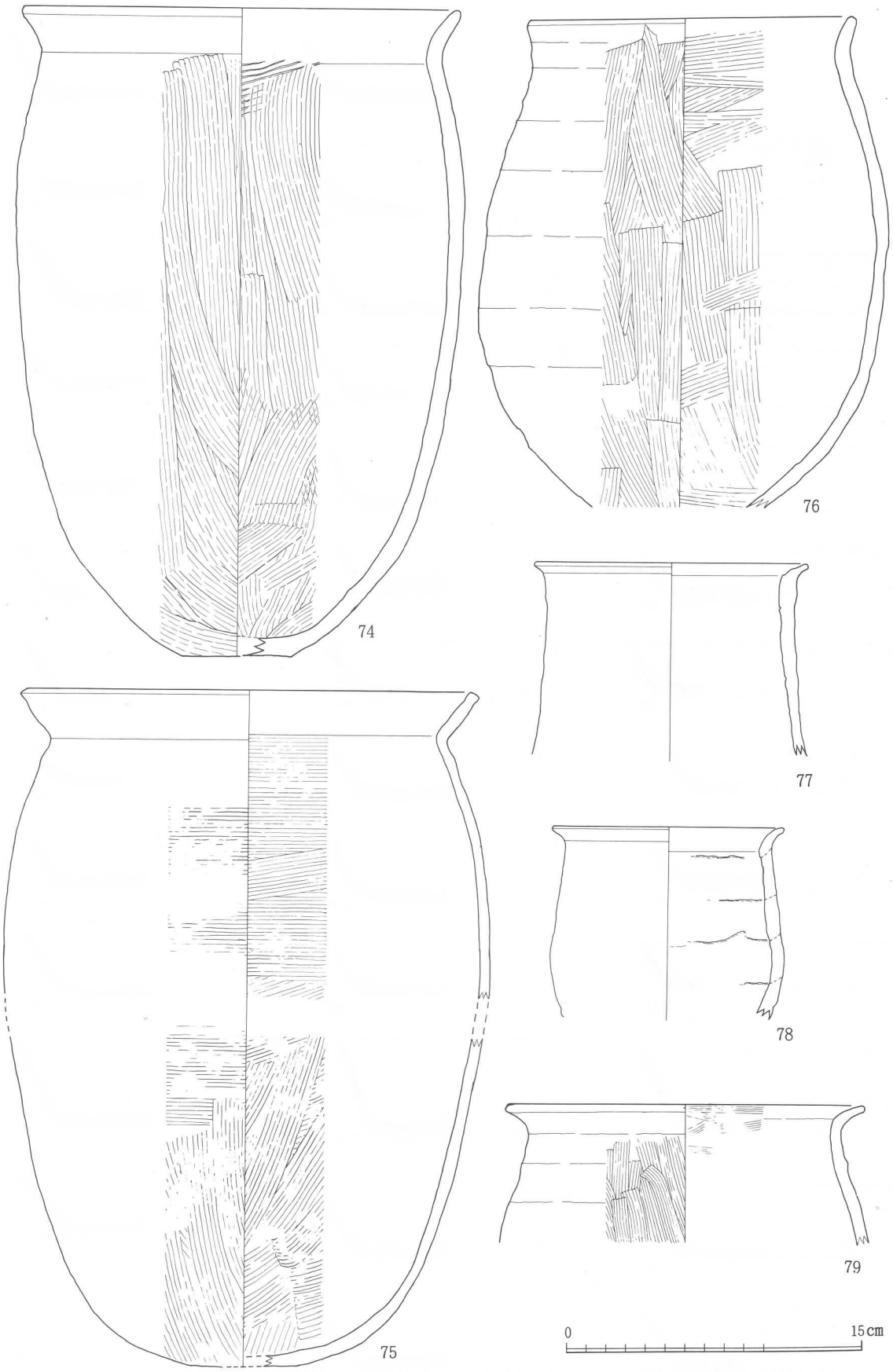

Ⅰ地区出土遺物(1)

80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
0
15 cm

Ⅰ地区出土遺物(2)

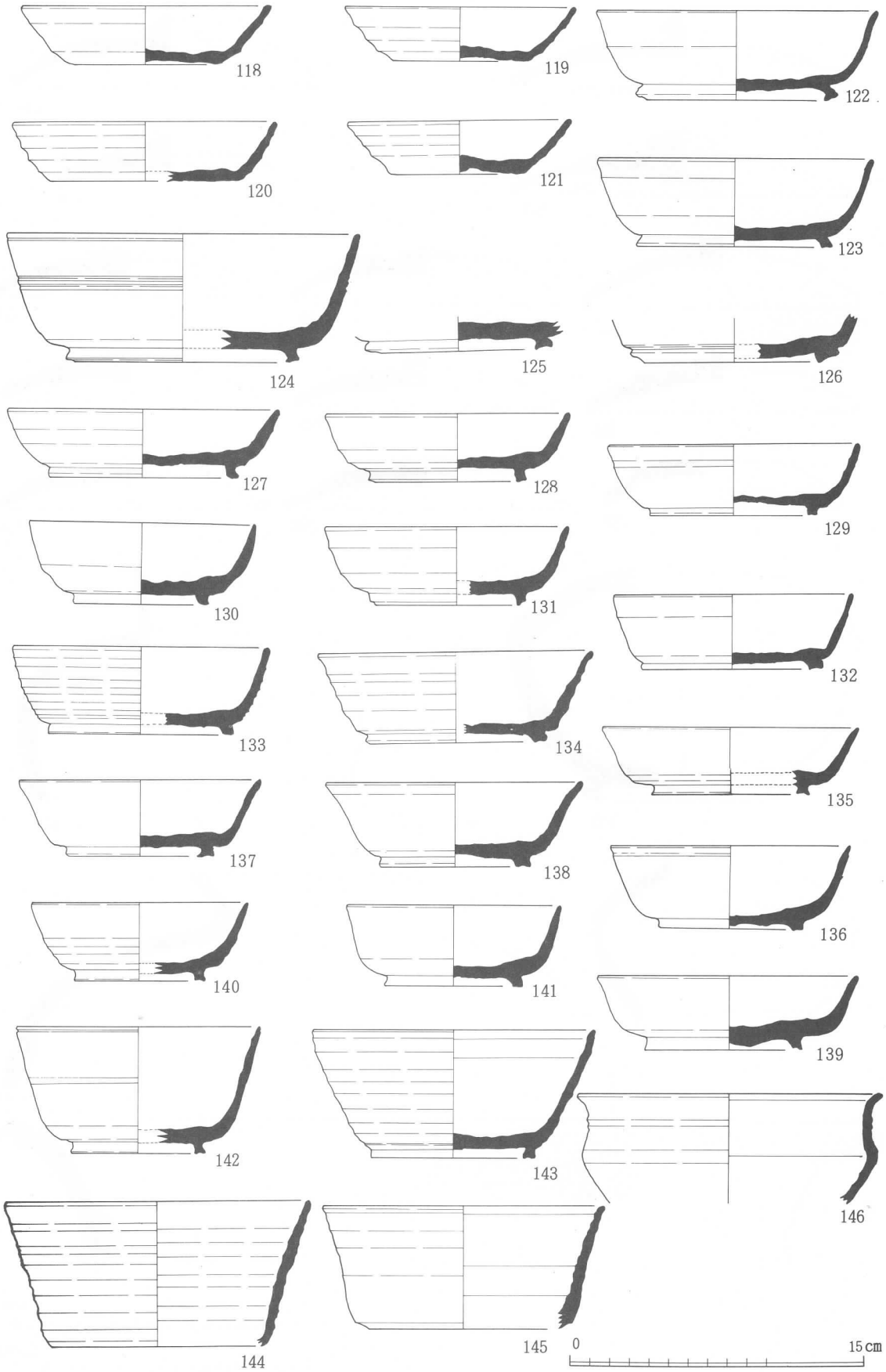
118
119
122
120
121
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
137
138
136
140
141
139
142
143
146
144
145
0
15cm

Ⅰ地区出土遺物(3)

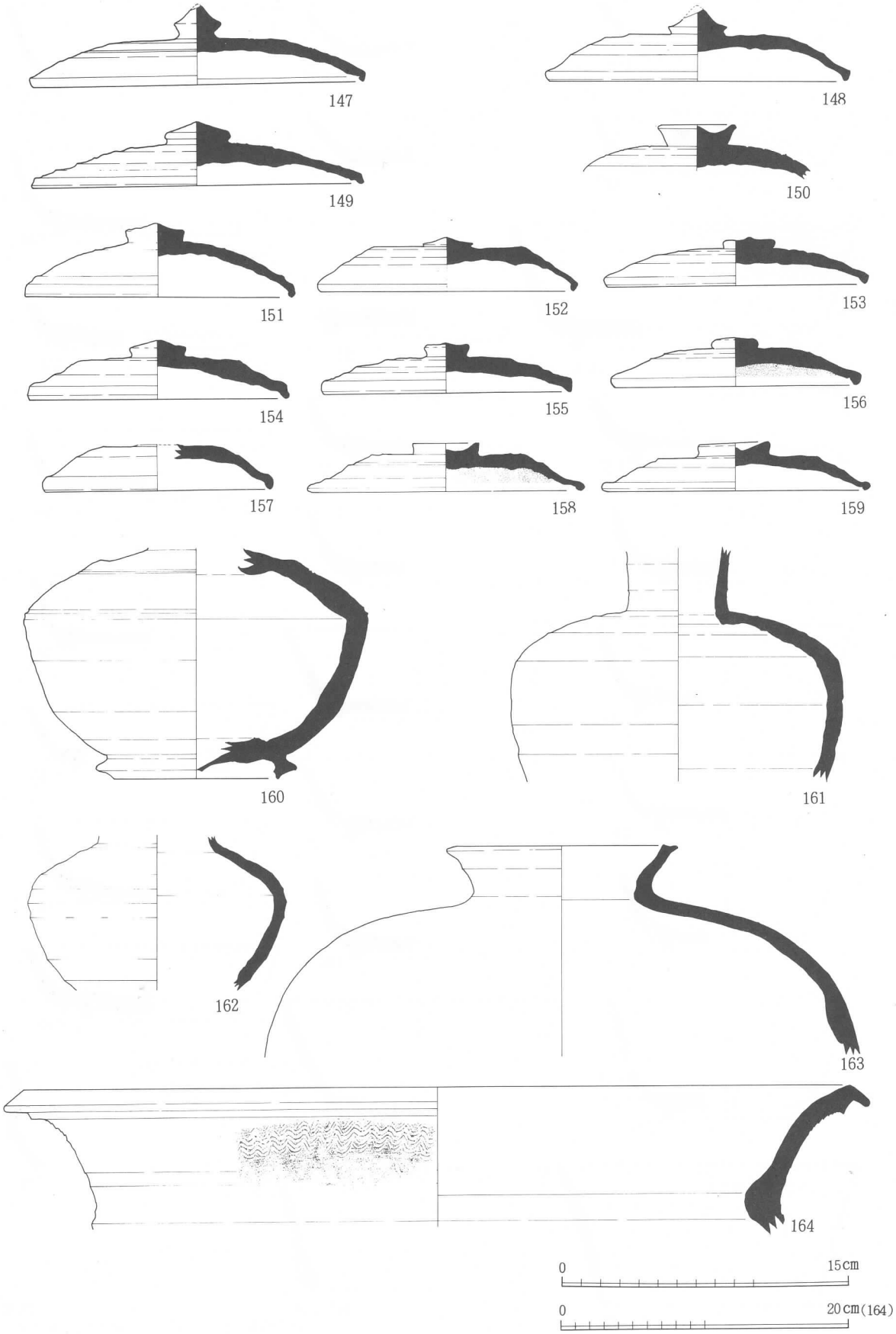
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
0
15cm
0
20cm(164)

Ⅰ地区出土遺物(4)

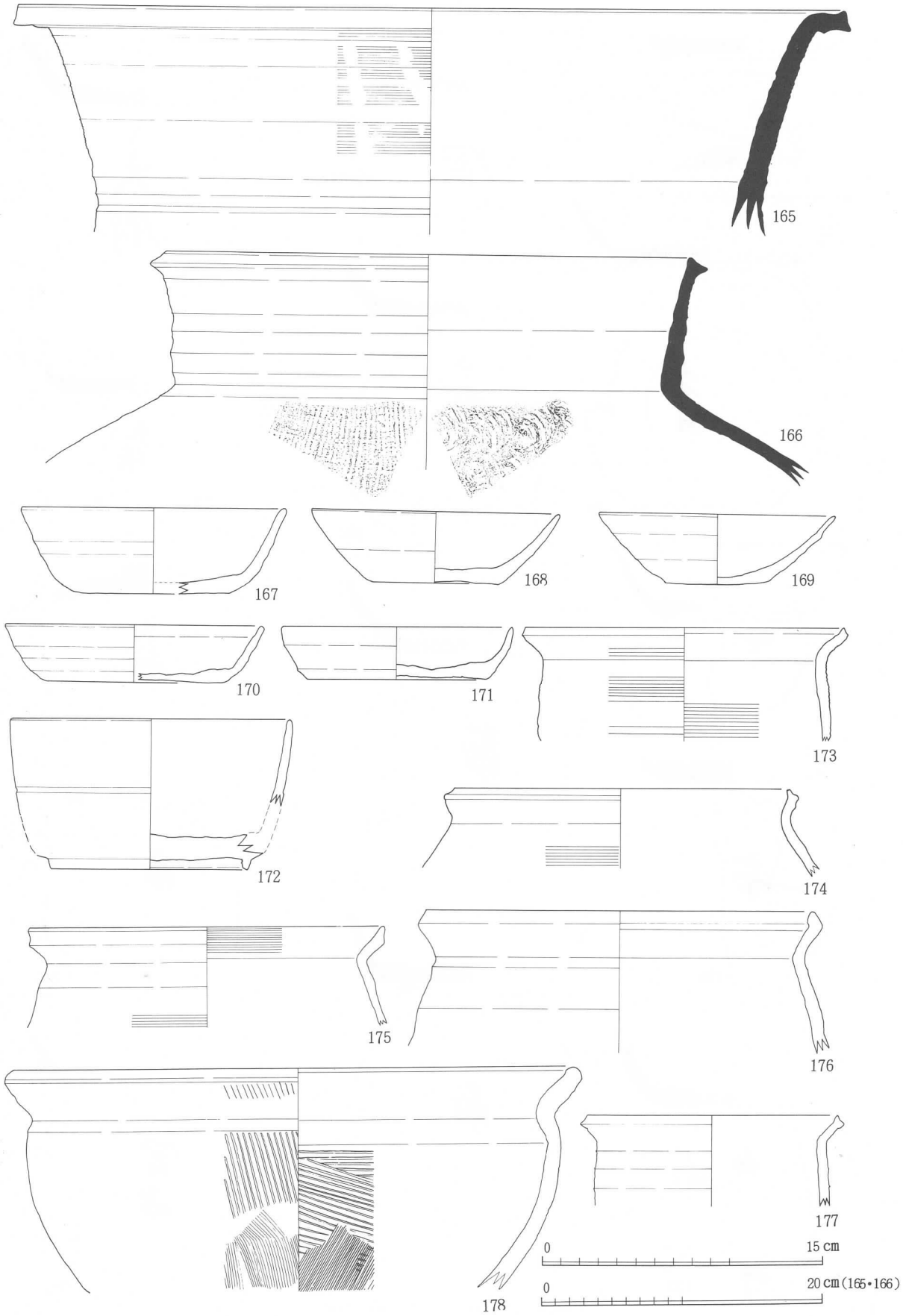
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
0
15 cm
0
20 cm(165・166)

Ⅰ地区出土墨書土器(1)

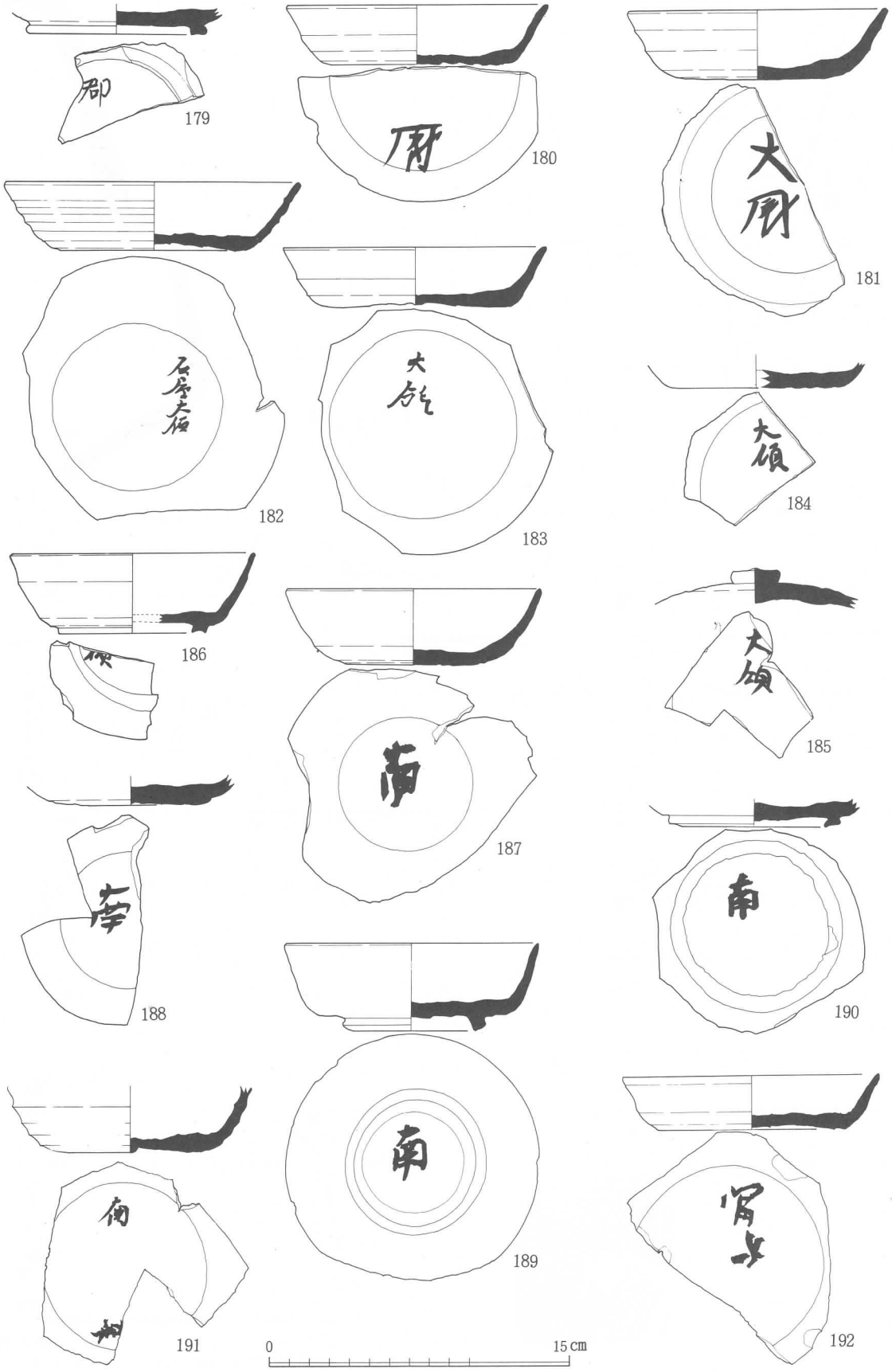

Ⅰ地区出土墨書土器 (2)・硯

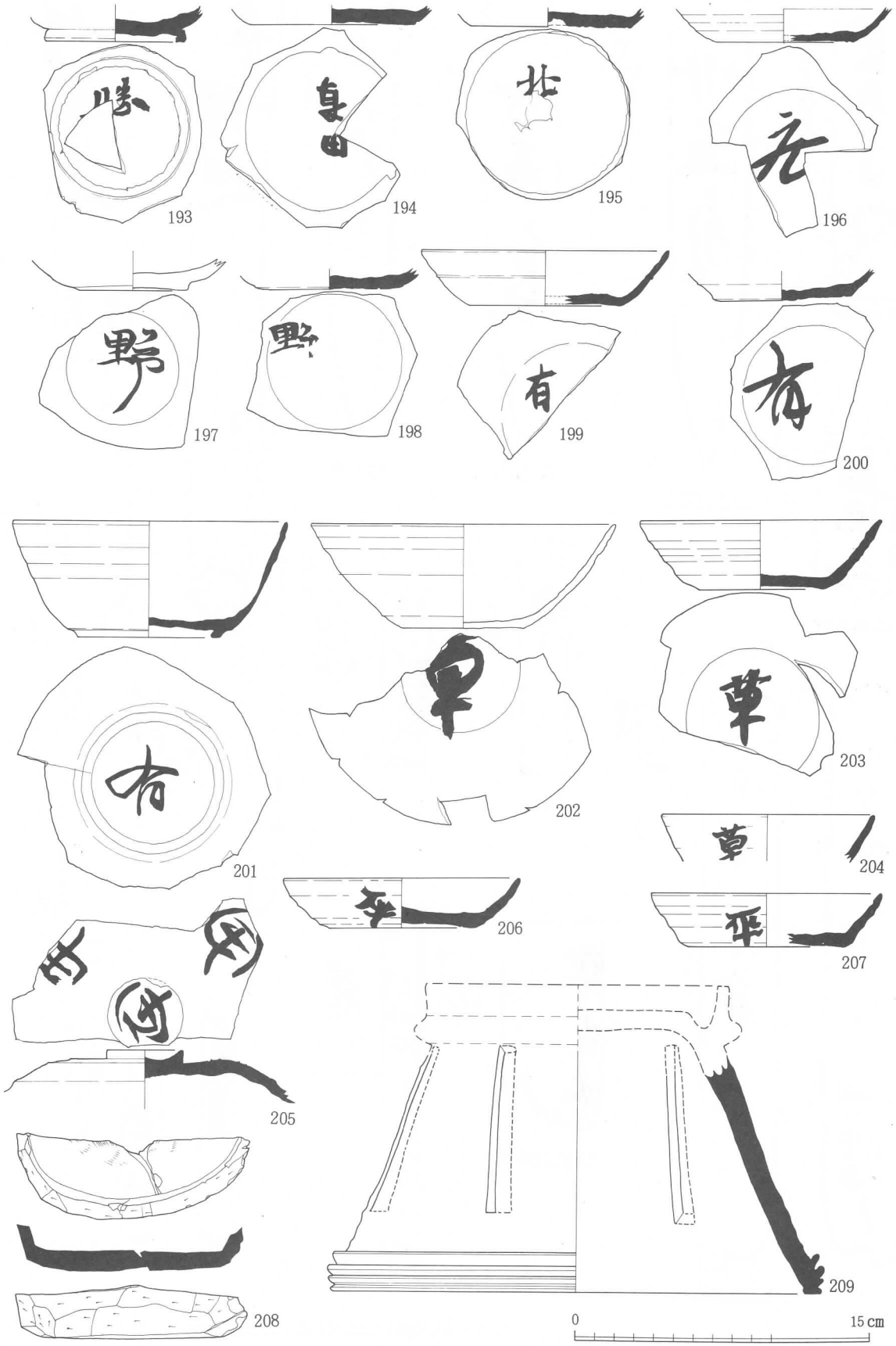

図版22

Ⅰ地区出土木簡(1)

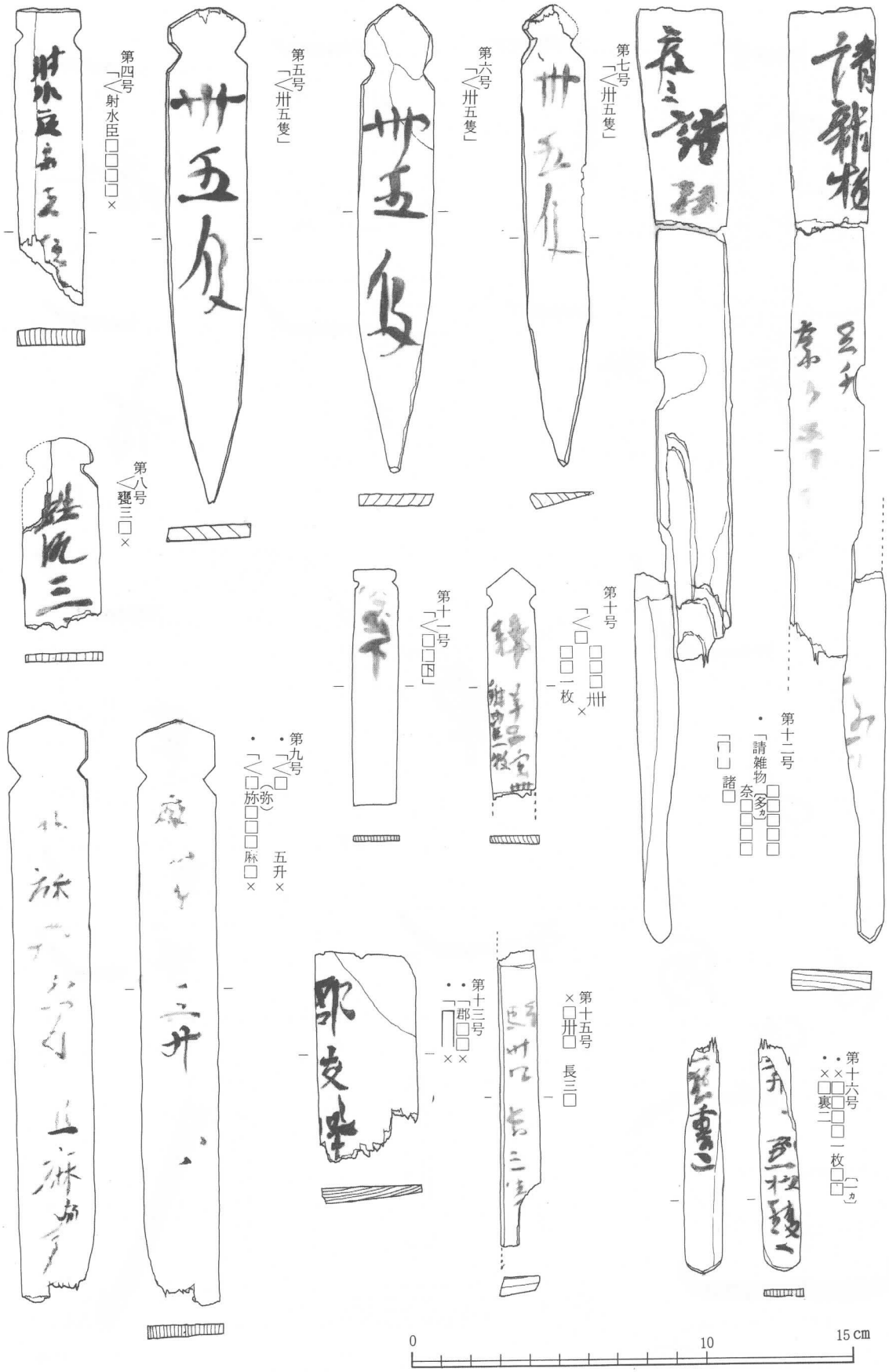

Ⅰ地区出土木簡(2)

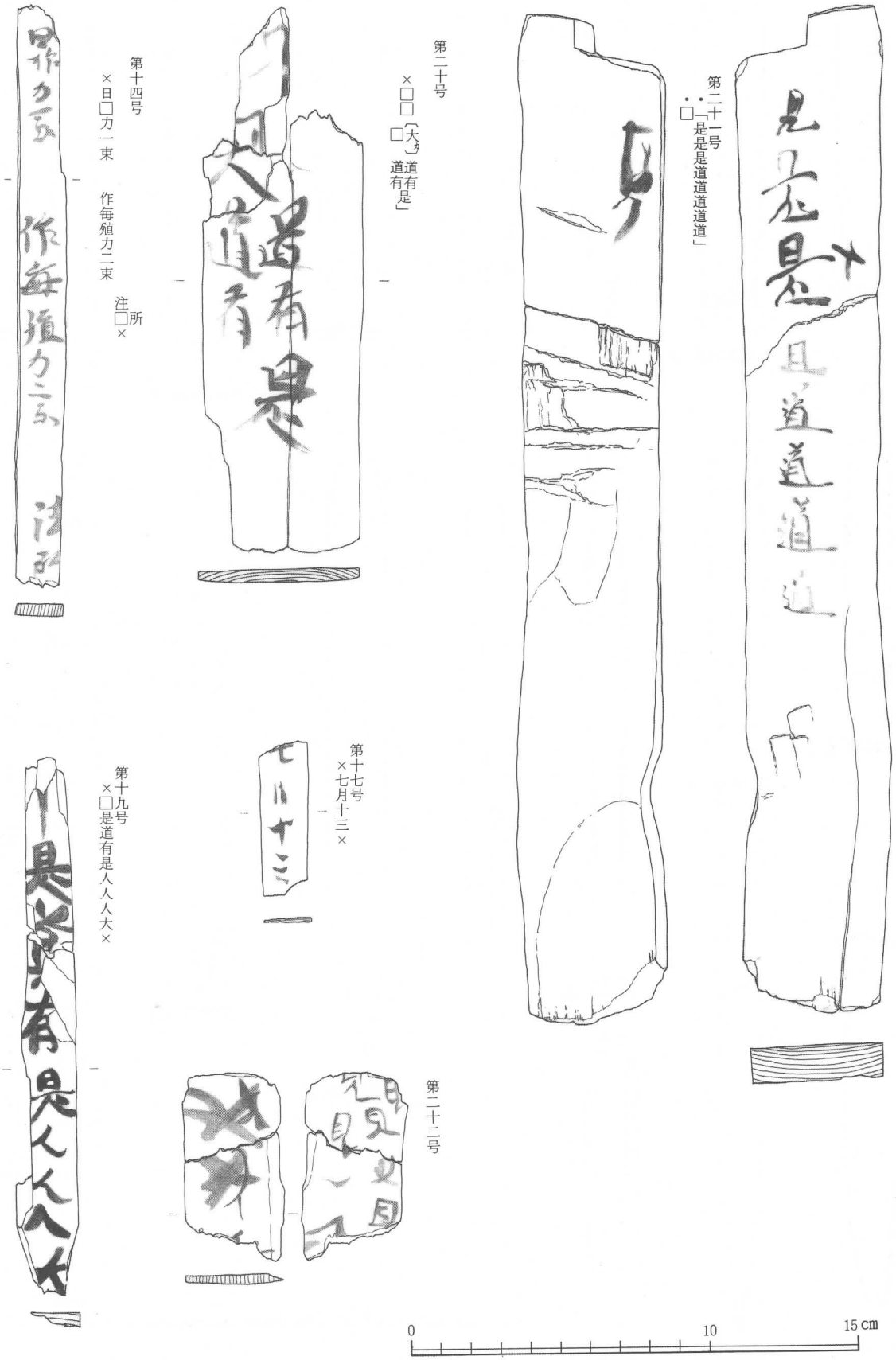
第十四号
×日□力一束　作毎殖力二束　注□所×
第二十号
×□□〔大カ〕道有是
□道有是」
第二十一号
・・「是是是道道道道道」
・□
第十七号
×七月十三×
第十九号
×□是道有是人人人大×
第二十二号

Ⅰ地区出土木製品(1)

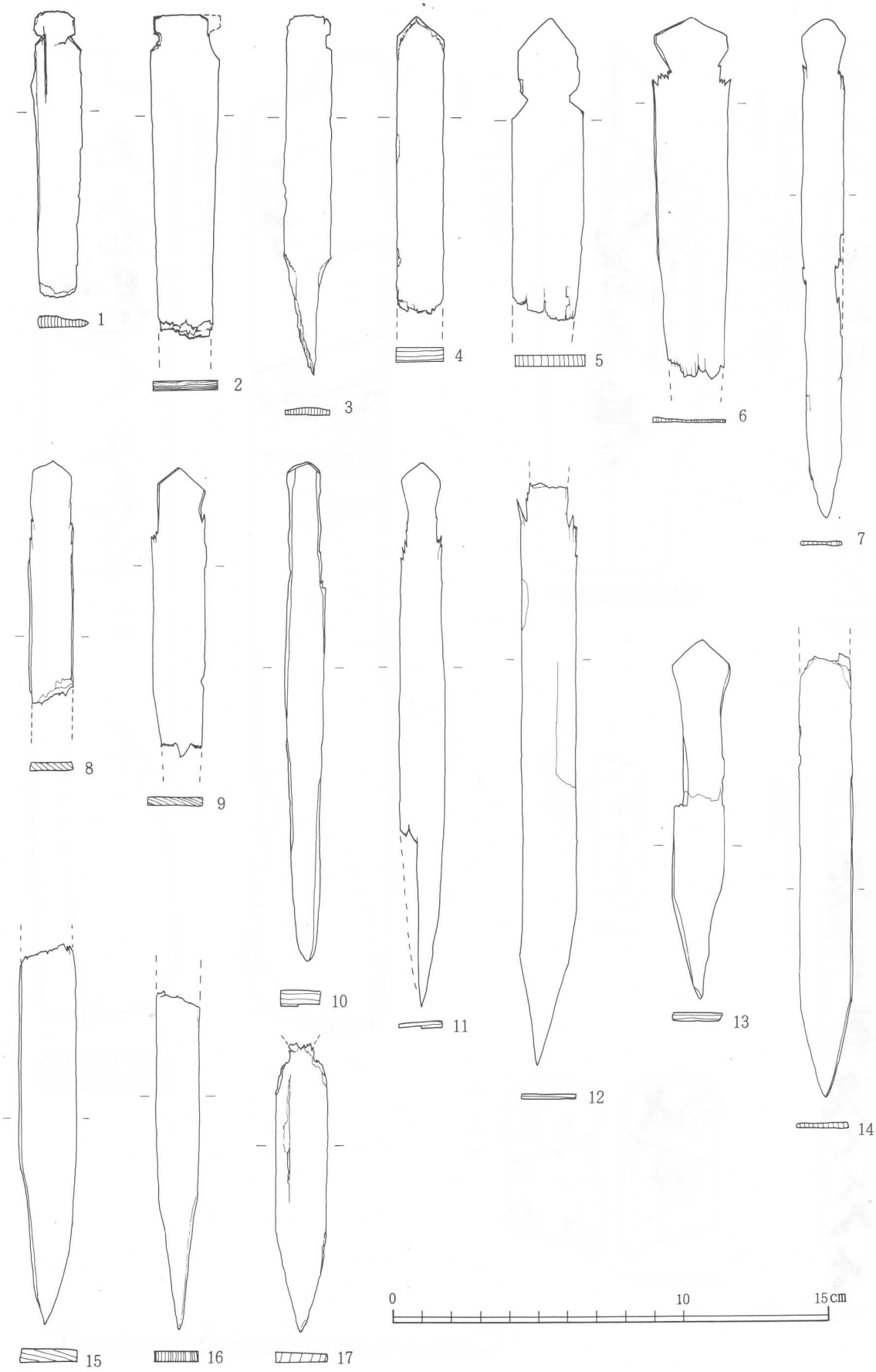

Ⅰ地区出土木製品(2)（26. 27 漆器）

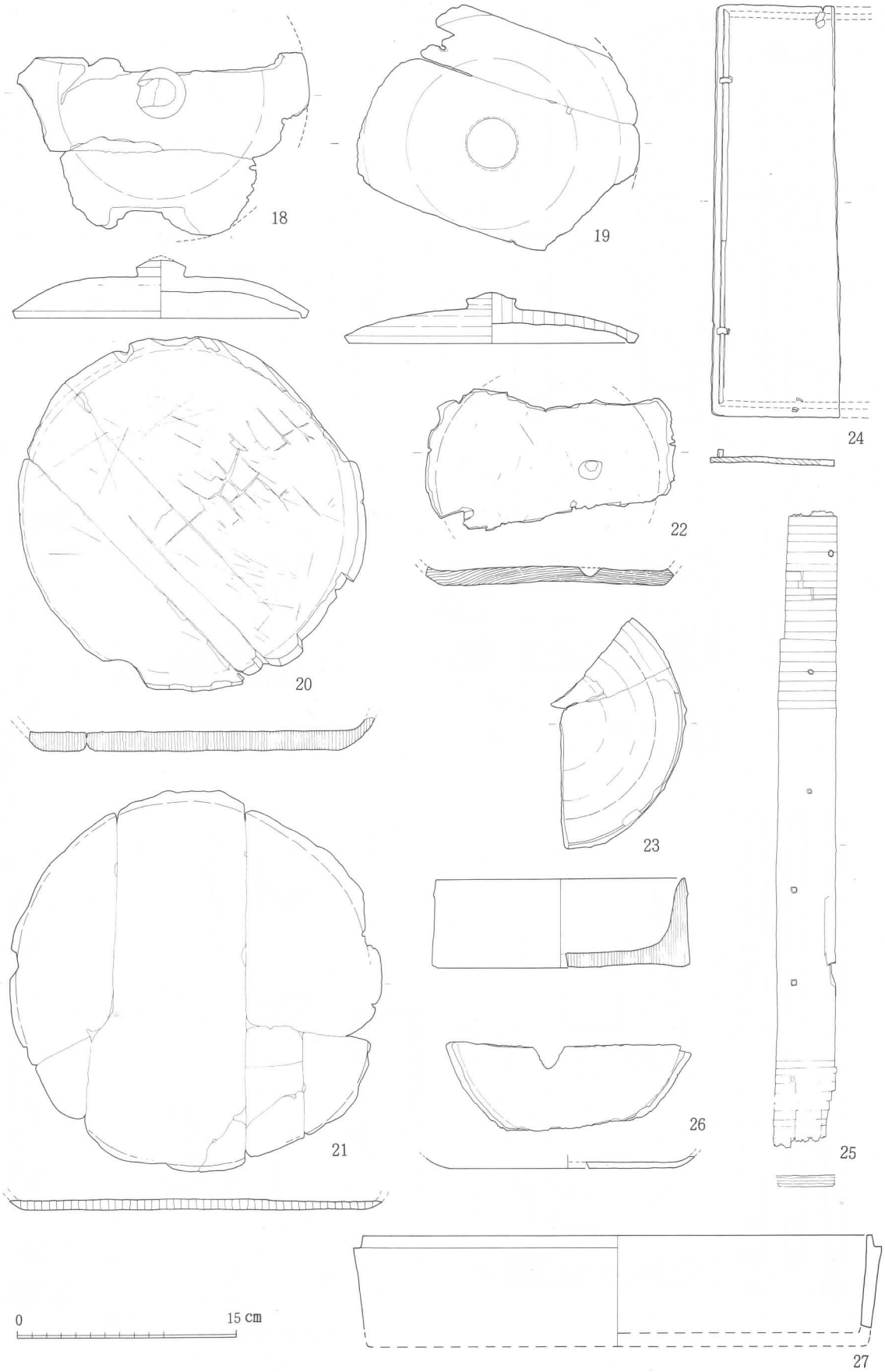

Ⅰ地区出土木製品(3)

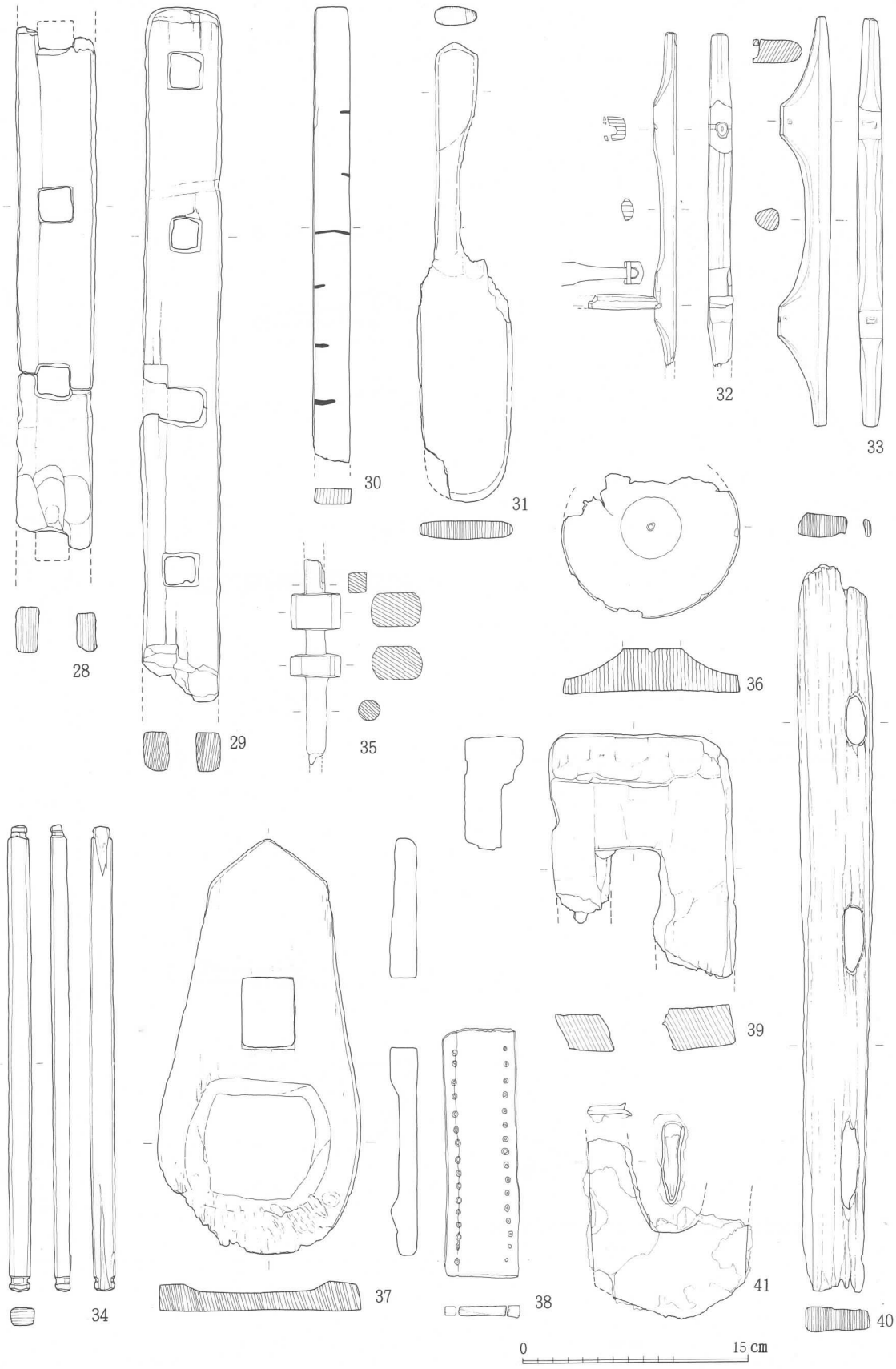

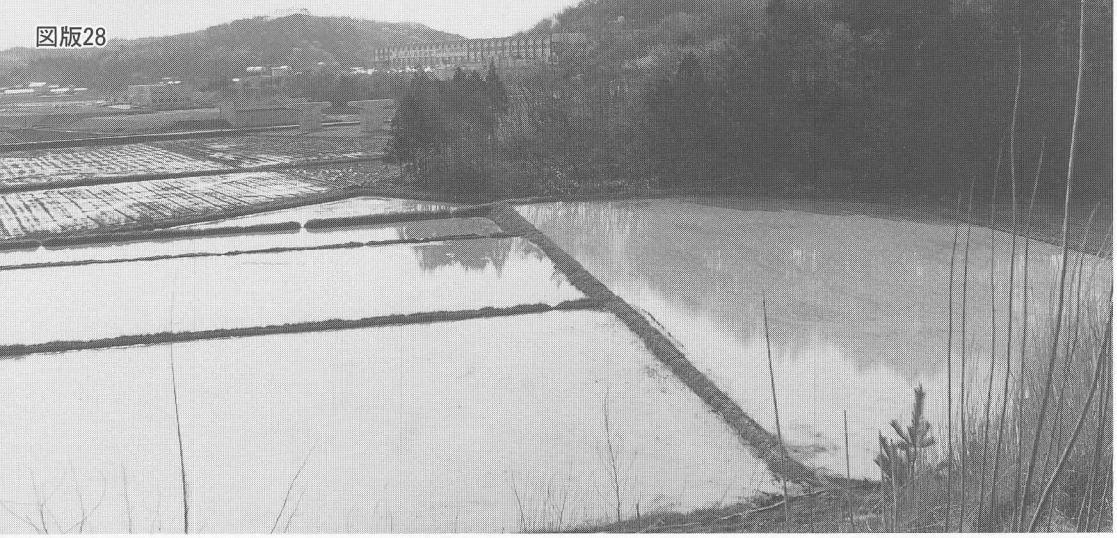

C・I地区を眺む

E—3 T道断面

E地区道

C—17T

C—17T
山側段切り

C—17T
完掘状況

B地区
SD 332

B地区土塁部分

B地区
SB 303.331

C地区
SX 54
（炭・焼土）

同　上

同　上
出土土器

C地区
SB16 A
SB16 B

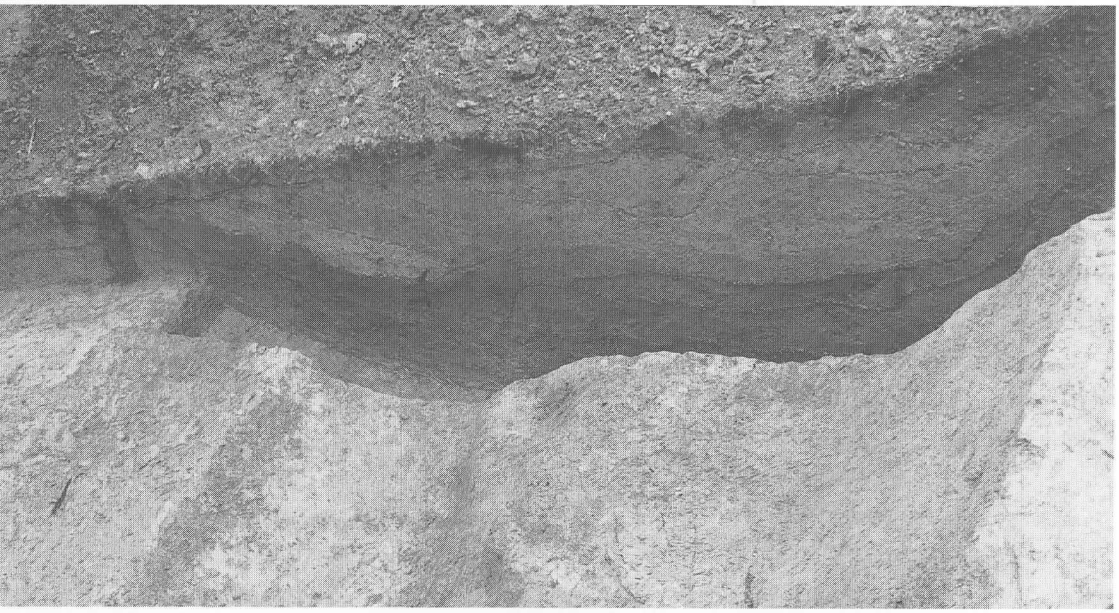

SD25
大きな段切り
（C－16T）

SD 55
C地区東斜面の
二次堆積土
（C－ 16T）

SD55
C地区東斜面
の二次堆積土
（C－16T）

C地区
土墨
（SA01）断面
（C－10・11T）

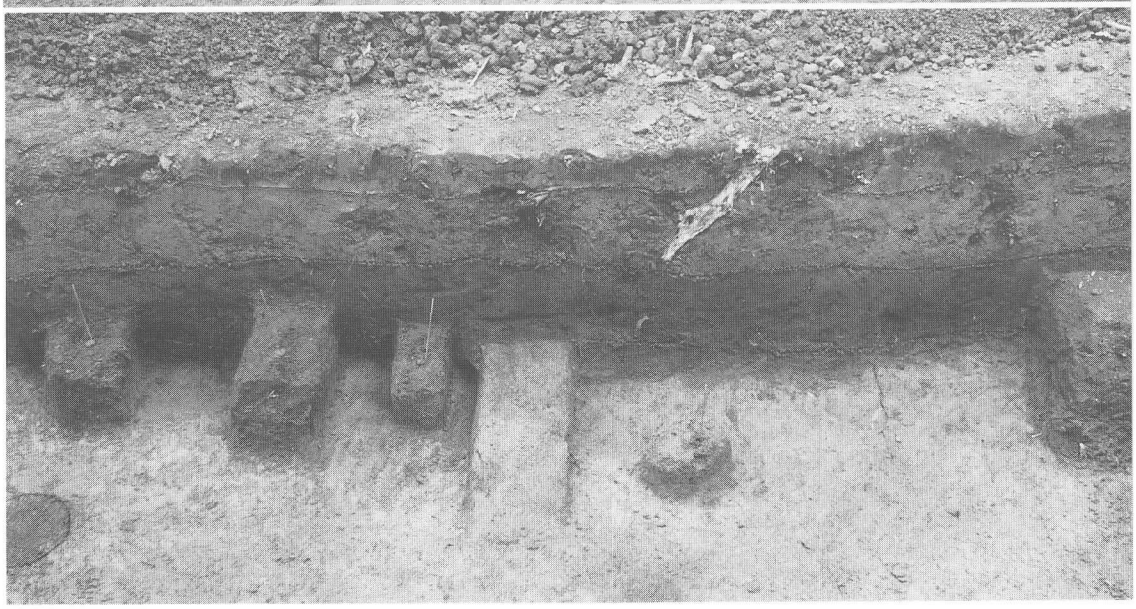

C地区
土墨（SA01）
遺物出土状態
（C－20T）

H地区
木　道

H地区
木　道

H地区
木　道
（択り）

H地区
木　道

H地区
木　道

敷き並べ
られた木

Ⅰ地区
土層断面
（Ⅰ－2T）

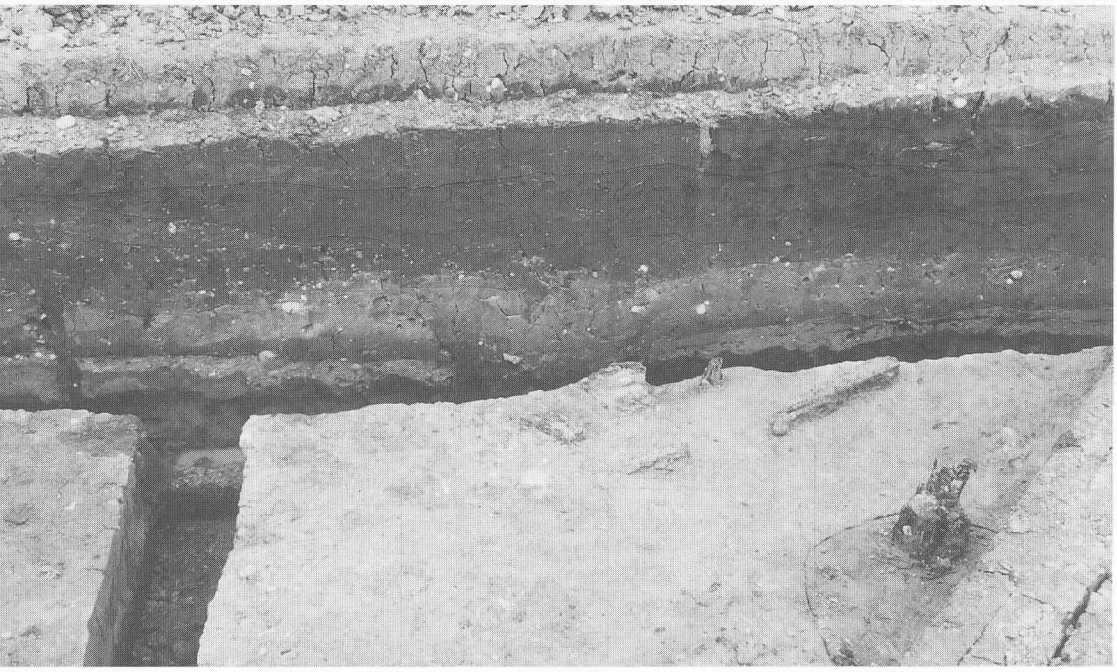

Ⅰ地区
土層断面
（Ⅰ－2T）

Ⅰ地区土層断面
SB5・SB6
（C－2T）

Ⅰ地区西側
木簡出土地点
敷きつめられた板材

Ⅰ地区西側
木簡出土地点

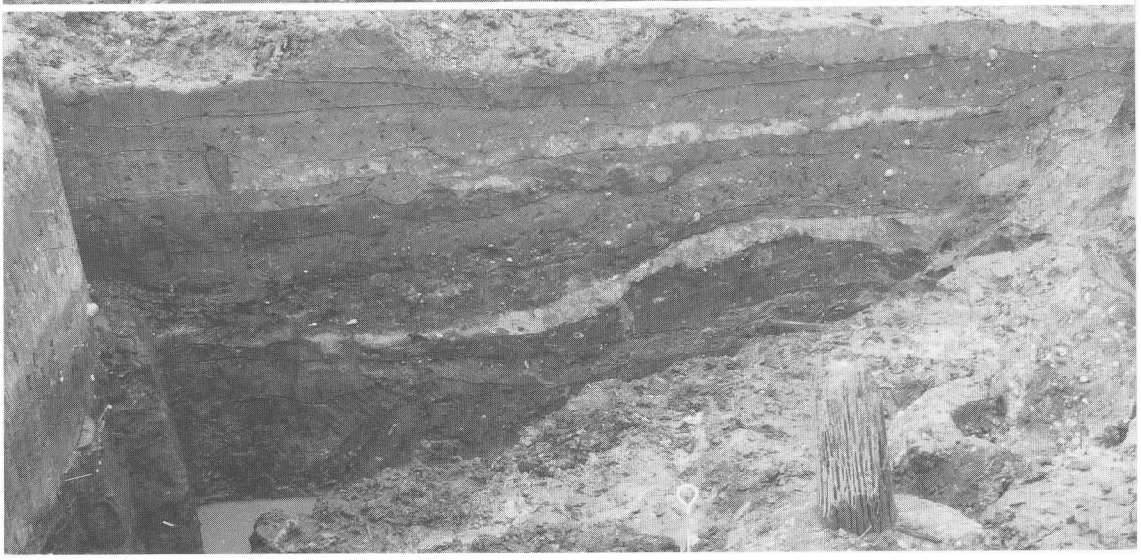

Ⅰ地区西側
木簡出土地点

Ⅰ地区
柱根出土状況

Ⅰ地区東側
整地土

Ⅰ地区
完掘状況

Ⅰ－4Ｔ
ＳＢ２Ｐ２

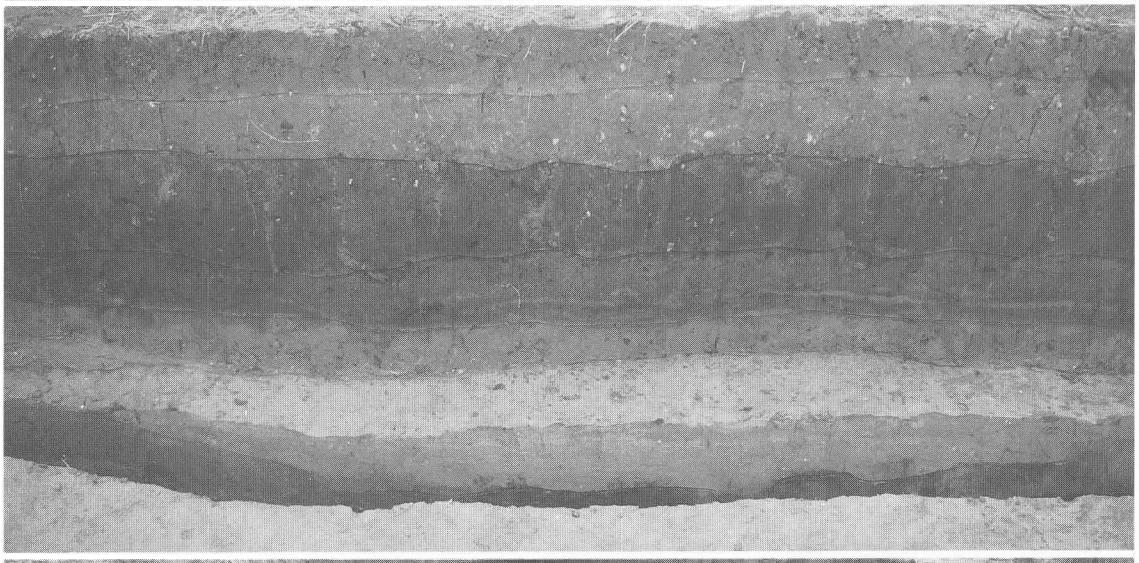

Ⅰ－4Ｔ
土層断面

Ⅰ－3Ｔ
道状に敷き
並べられた
材木

出土土器（B・C・D地区）

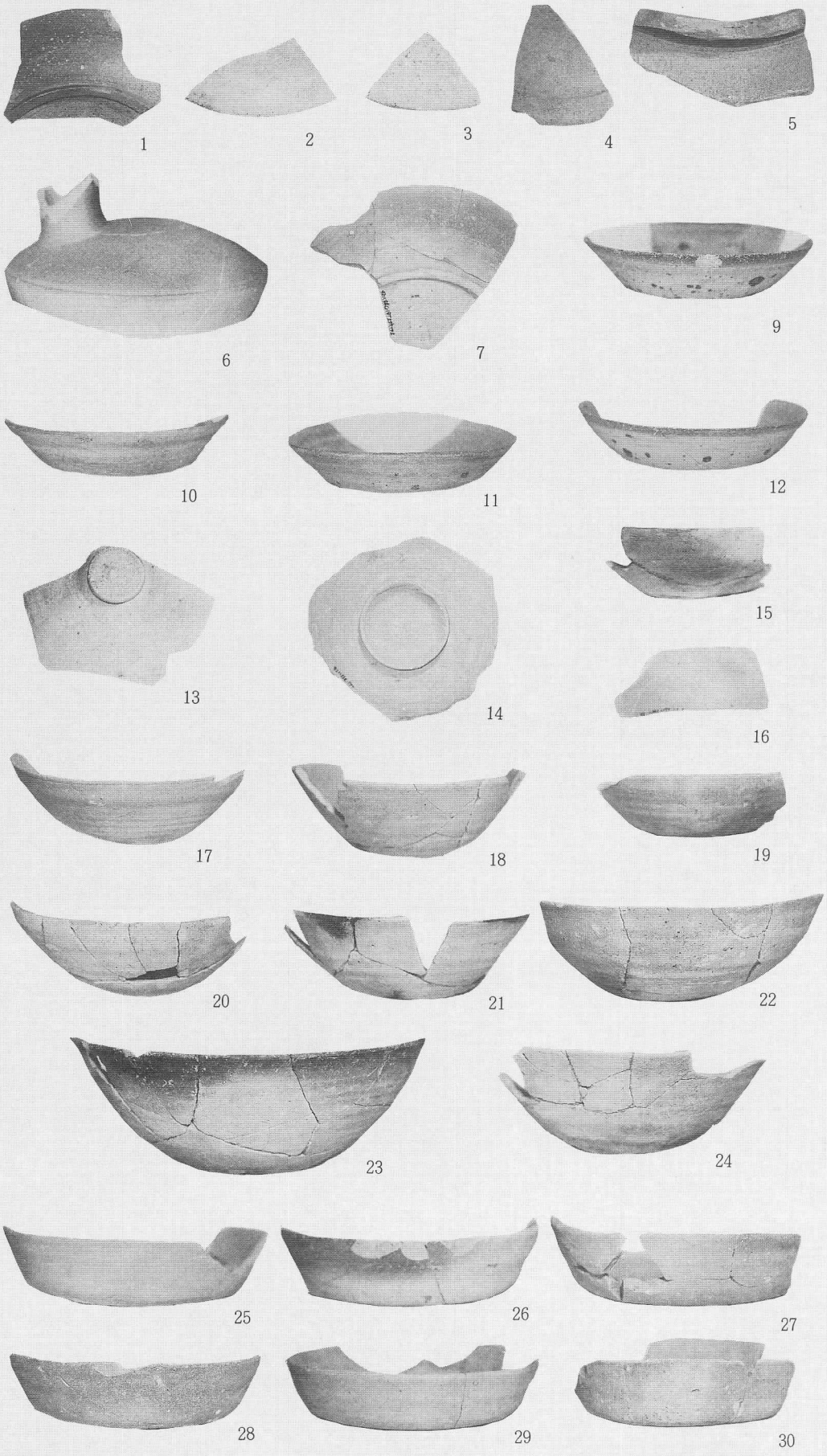
1
2
3
4
5
6
7
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30

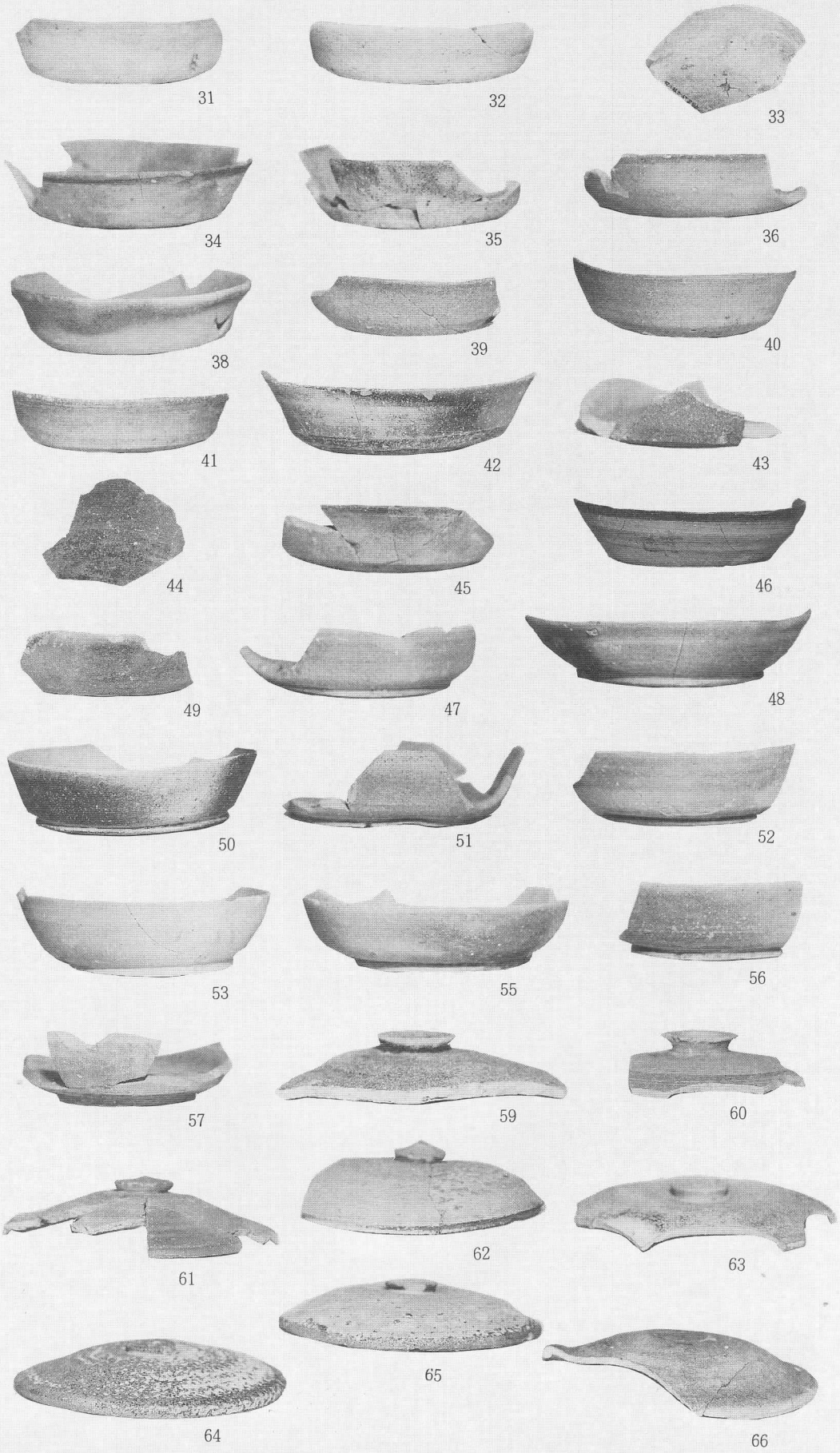
31
32
33
34
35
36
38
39
40
41
42
43
44
45
46
49
47
48
50
51
52
53
55
56
57
59
60
61
62
63
64
65
66

出土土器（D・Ⅰ地区）

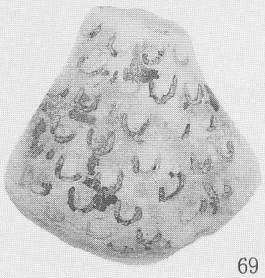
69

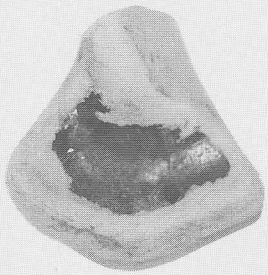

67

68

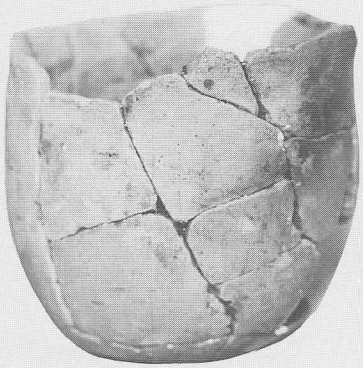
72

76

73

74

75

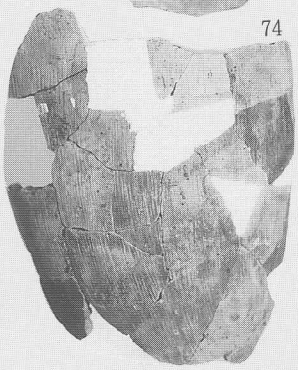

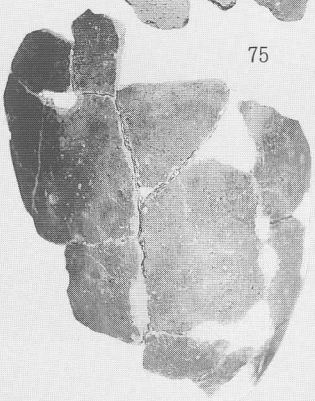

78

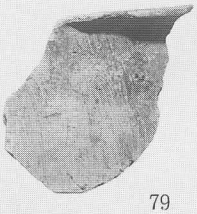
79

81

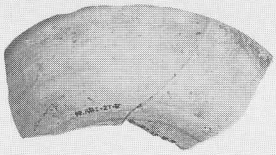
83

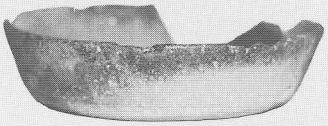
84

86

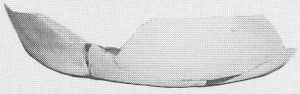
87

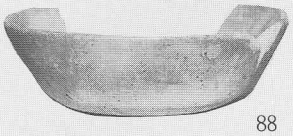
88

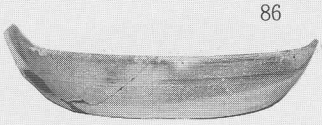
89

90

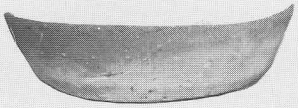
93

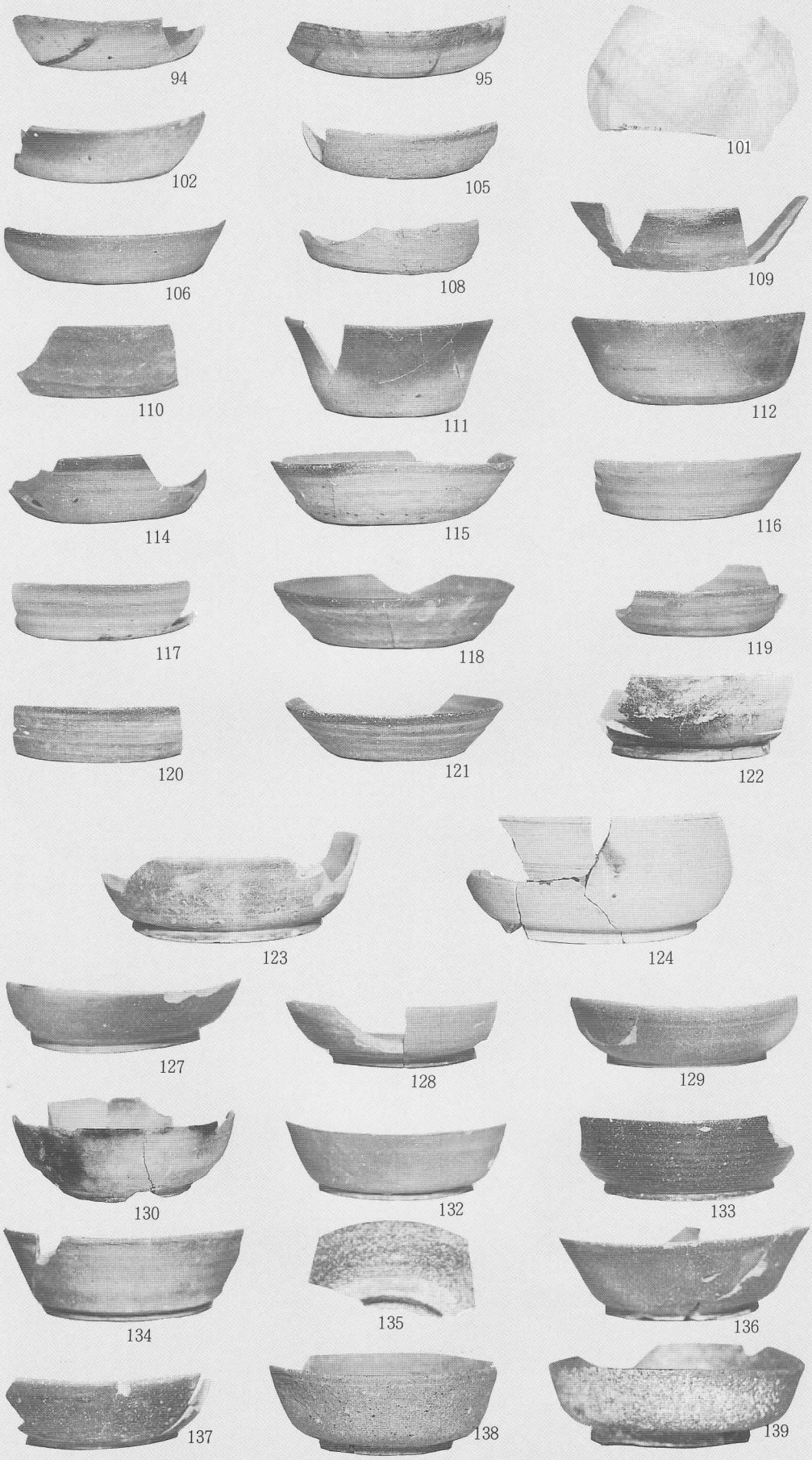
94
95
101
102
105
106
108
109
110
111
112
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
127
128
129
130
132
133
134
135
136
137
138
139

出土土器（Ⅰ地区）

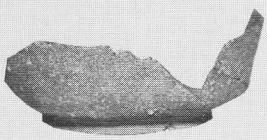
140

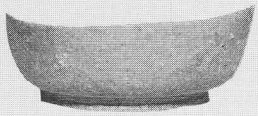
141

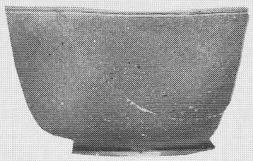
142

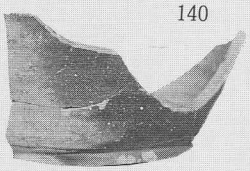
143

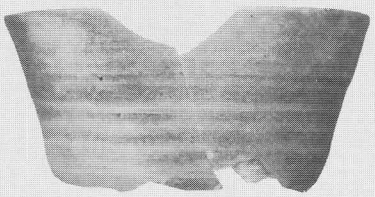
144

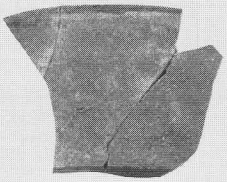
145

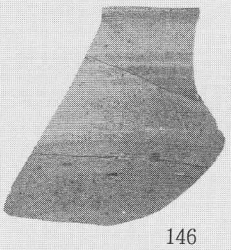
146

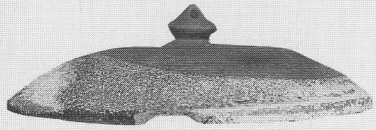
147

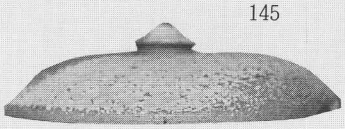
148

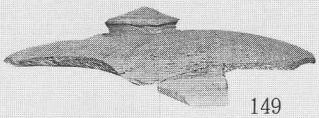
149

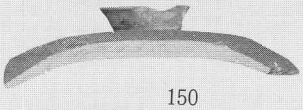
150

153

152

154

155

156

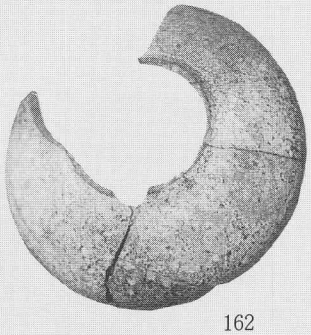
162

158

159

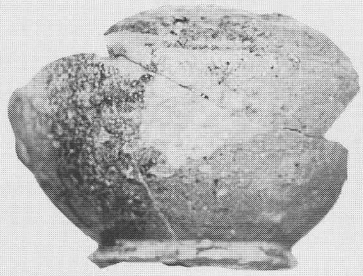
160

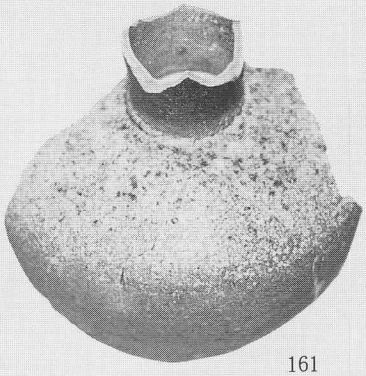
161

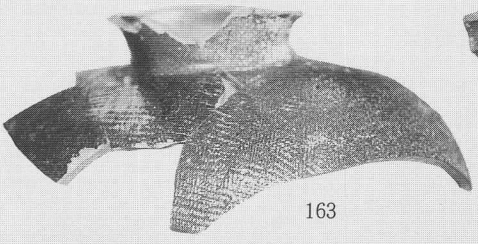
163

164

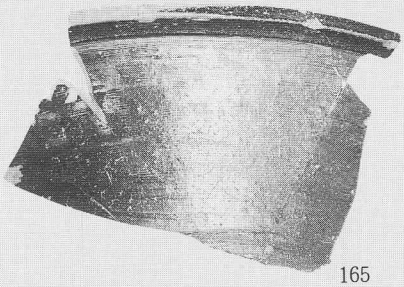
165

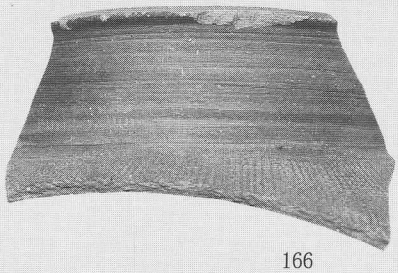
166

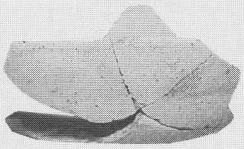
167

168

169

171

173

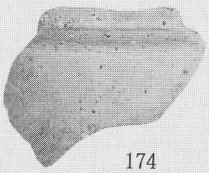
174

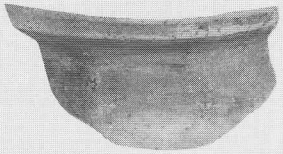
175

176

177

180

178

183

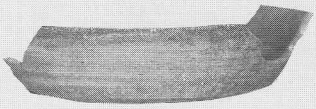
182

191

181

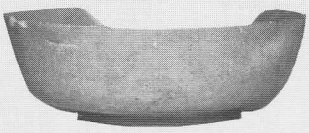
189

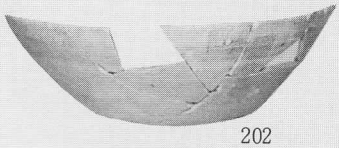
202

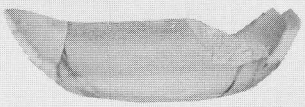
187

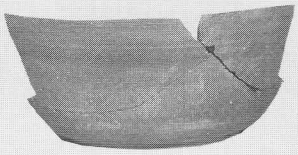
201

209

192

203

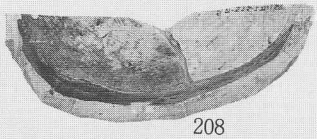
208

墨書土器

182

183

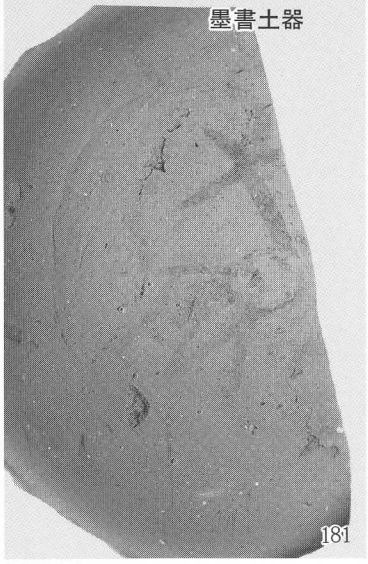
181

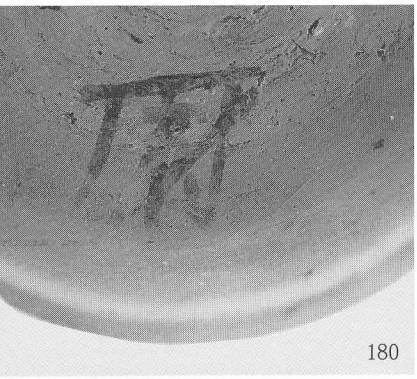
180

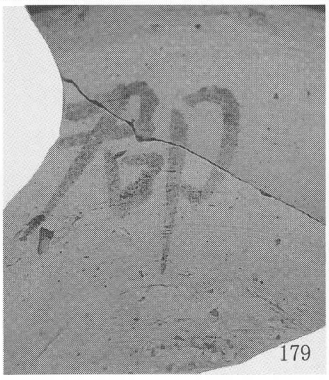
179

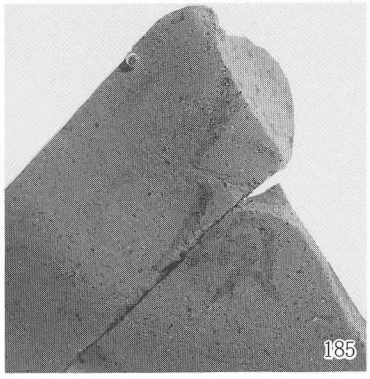
185

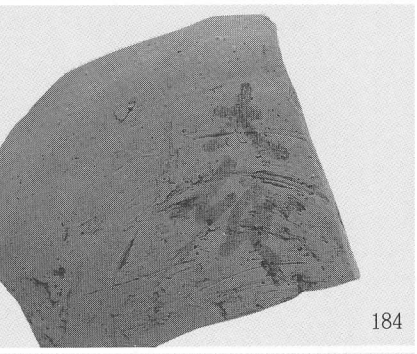
184

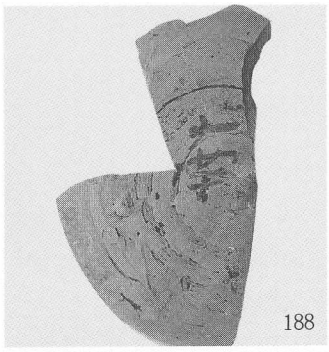
188

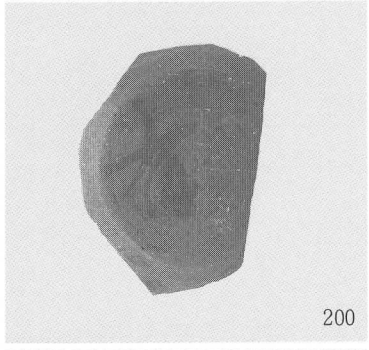
200

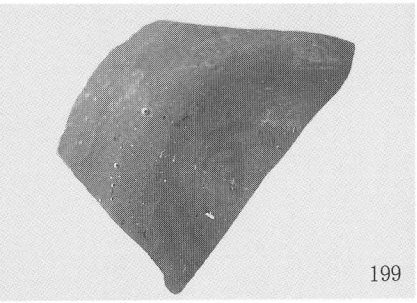
199

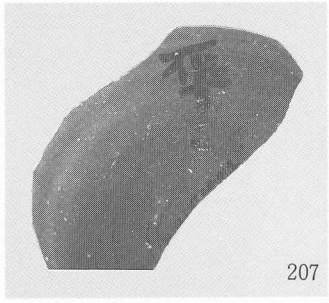
207

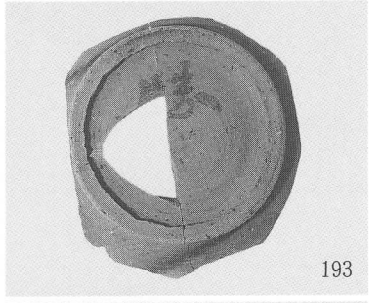
193

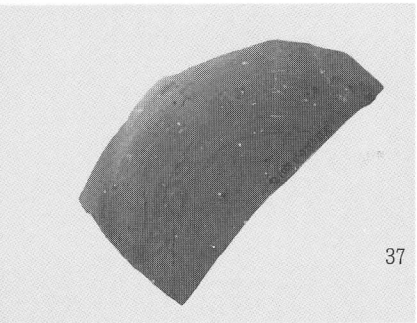
37

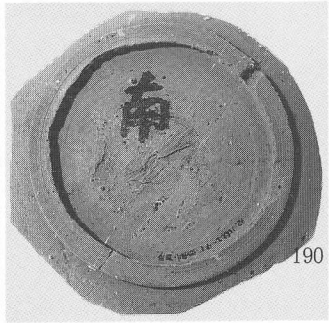

190

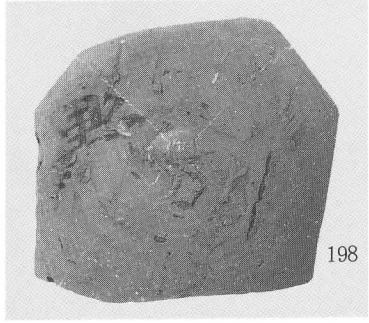
198

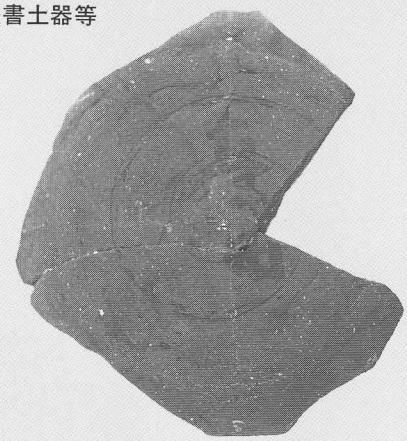

194

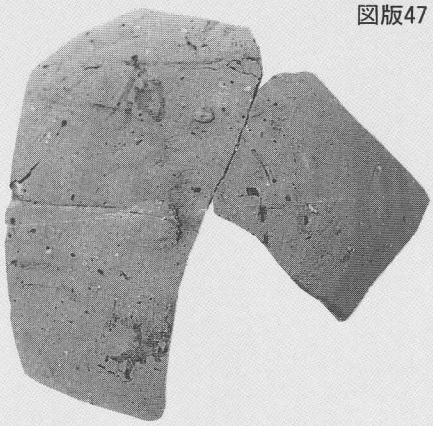

191

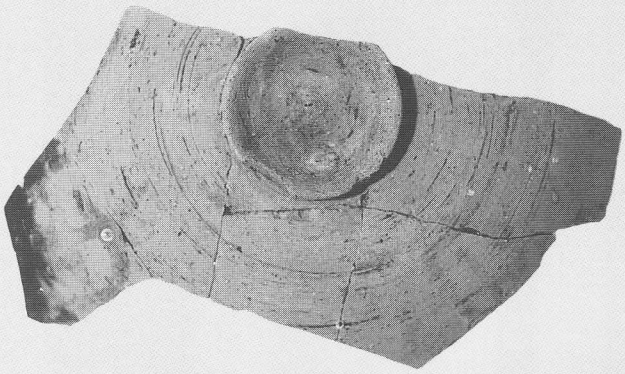

205

197

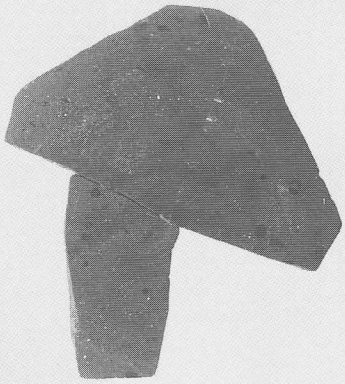

196

第13図―3

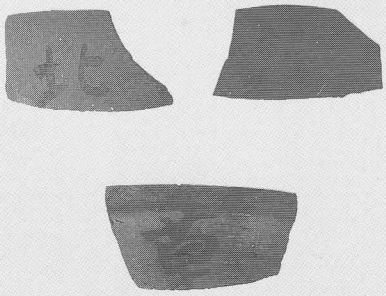

204

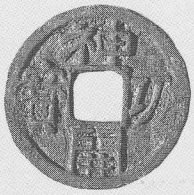

第13図―1

第13図―2

木簡

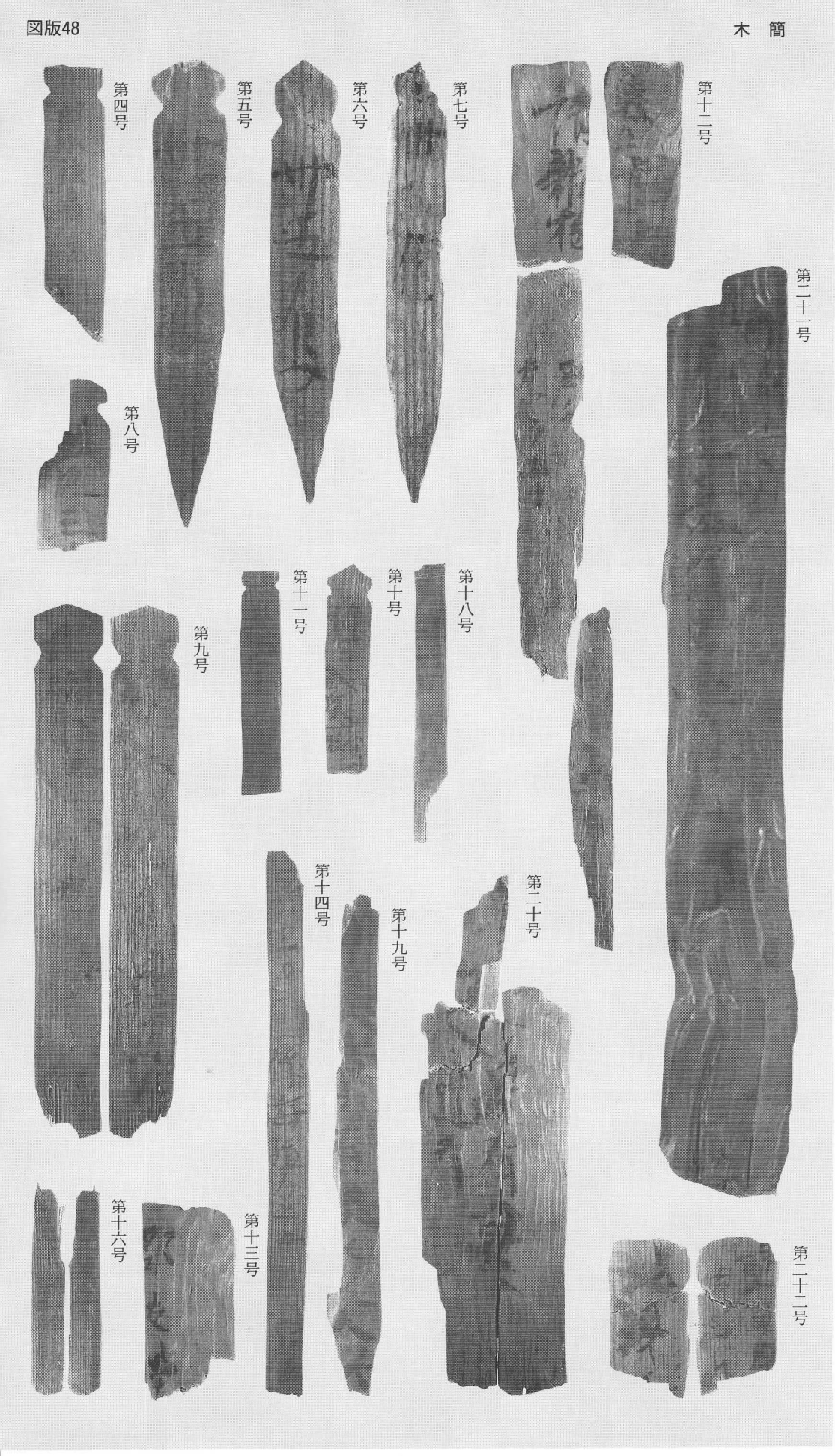
第四号
第五号
第六号
第七号
第十二号
第二十一号
第八号
第十八号
第十号
第十一号
第九号
第十四号
第十九号
第二十号
第十三号
第十六号
第二十二号

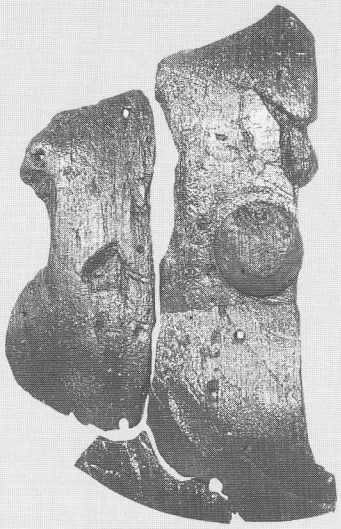

18

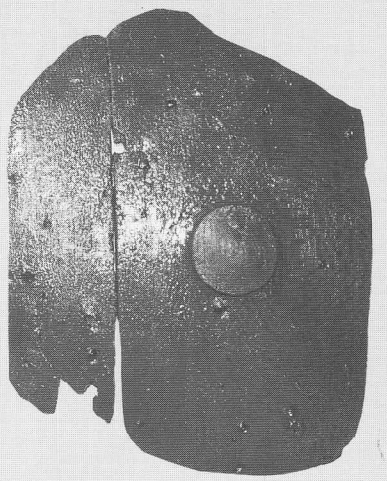

19

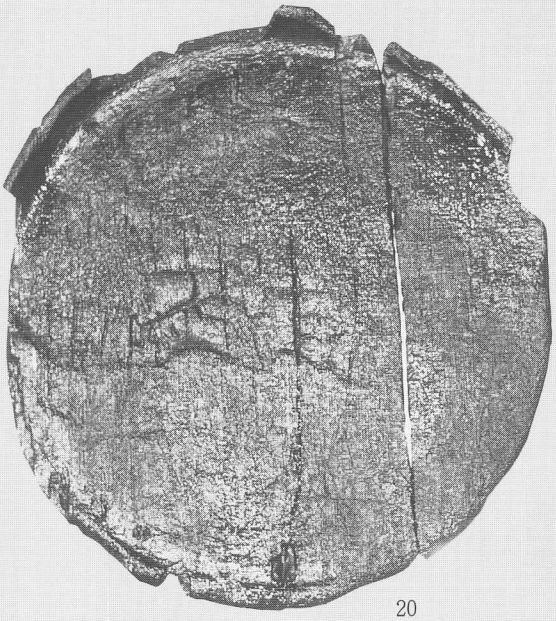

20

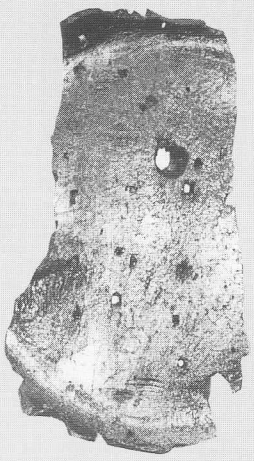

22

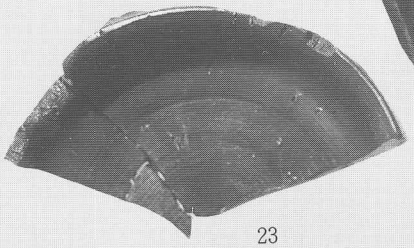

23

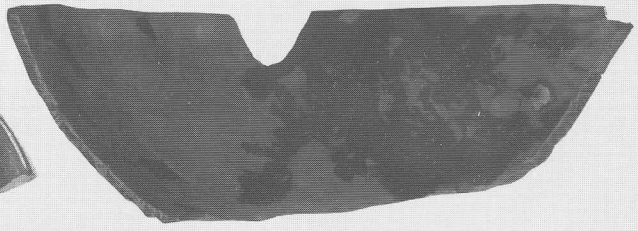

26

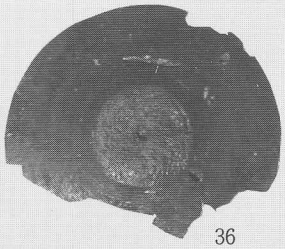

36

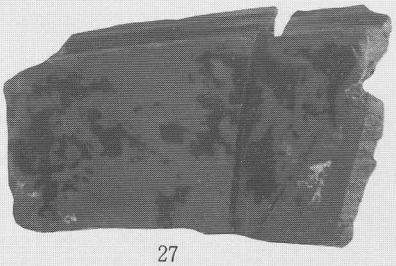

27

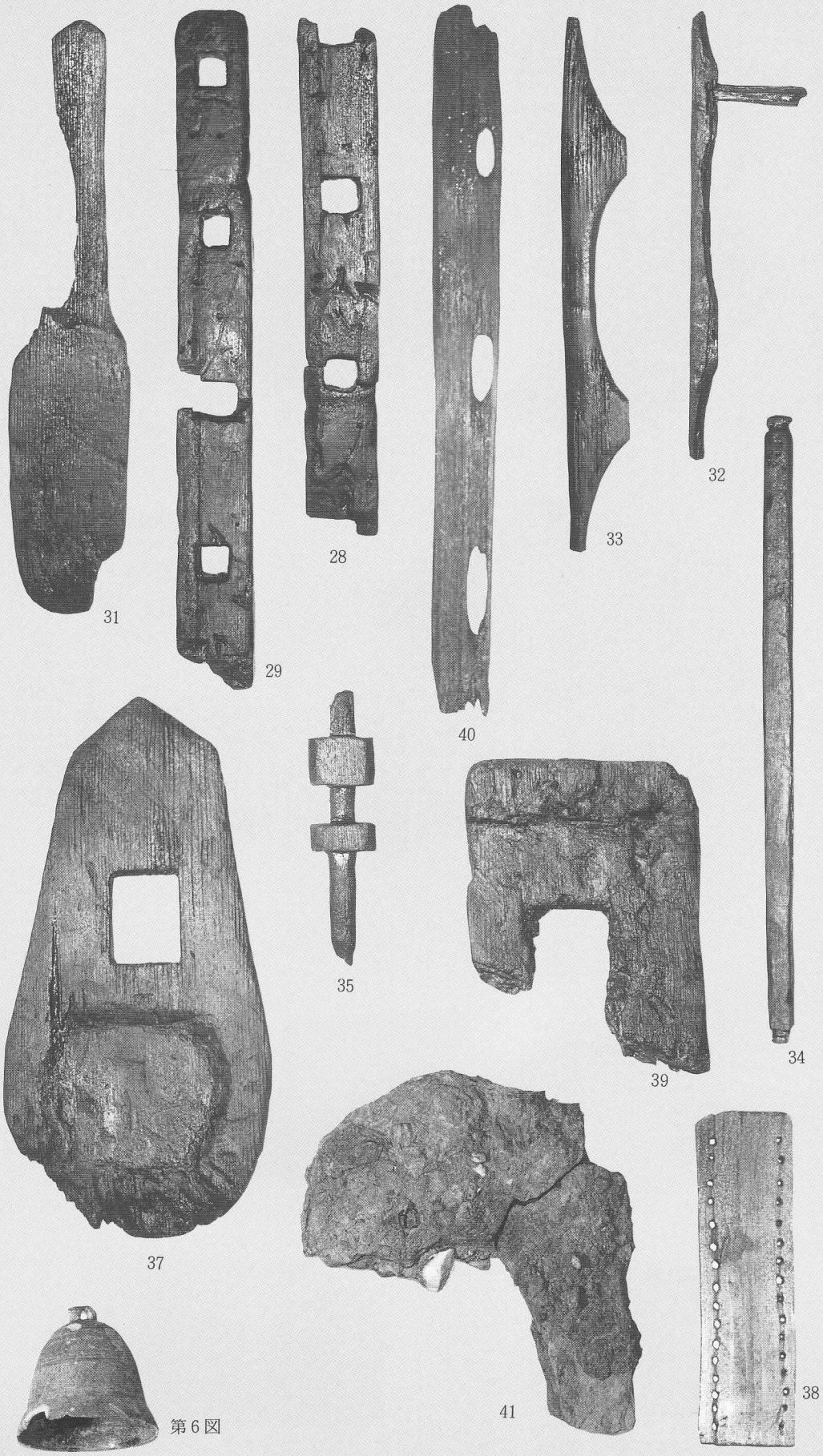

第6図

和島村埋蔵文化財調査報告書第２集

八　幡　林　遺　跡

平成５年３月25日印刷　　発行　新潟県和島村教育委員会
平成５年３月31日発刊　　印刷　株式会社　柏崎第一印刷
柏崎市大字佐藤池新田213－1
電　話　(0257)　23－4394㈹